

令和6年版

すみだの環境

(令和5年度の実績)



墨田区環境キャラクター
「地球くん」

墨田区資源環境部

目 次

I 環境の保全

1 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちを つくる（墨田区基本計画）	1
2 すみだ環境基本条例の推進	
(1) すみだ環境基本条例	1
(2) 第二次すみだ環境の共創プラン	1
(3) すみだ環境区宣言	2
(4) すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言	2
(5) 墨田区環境審議会	3
(6) すみだ環境共創区民会議	3
(7) 墨田区環境基本条例推進本部	3
3 すみだゼロカーボンシティの推進	
(1) 目標と現状	4
(2) 墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度	4
(3) 墨田区環境経営認証取得費助成制度	4
(4) エコライフサポーター	5
(5) エコライフ講座	5
(6) 墨田区地球温暖化対策実行計画	6
(7) 節電対策	6
(8) 水素社会の実現に向けた取組	6
4 緑化の推進	
(1) 推進の考え方	7
(2) 第二次墨田区緑の基本計画	7
(3) みどり率	8
(4) 区民主体の緑化活動への支援	9
(5) 緑と花の学習園	10
(6) 緑と花のサポーターとの協働	10
(7) 森林整備体験	10
(8) 「開発指導要綱」及び「集合住宅条例」 に基づく緑化指導	10
(9) 緑と花のまちづくり推進地域制度	11
(10) 工場立地法	11
5 雨水利用の推進	
(1) 雨水利用の目的	11
(2) 雨水利用施策の取組	12

6 普及・啓発事業

(1) すみだ環境フェア	13
(2) 遊んで！学べる！夏休み すみだ環境プログラム 2023	14
(3) 関野吉晴 グレートジャーニー展	15
(4) 環境企画展	15
(5) 水の循環講座	16
(6) 星空観察出張講座	16
(7) プールのヤゴ救出作戦	17
(8) 区民向け環境体験学習事業	17
(9) すみだ環境フェア 2023 “トンボフェア”	18
(10) ビオトープ事業	18
(11) 副読本発行	18
(12) 自然環境ボランティア	18

7 環境影響評価制度

II 公害の現状と対策

1 公害苦情の状況

(1) 受付方法別の苦情件数	20
(2) 発生源別の苦情受付件数	20
(3) 現象別の苦情受付件数	20

2 大気汚染

(1) 常時測定	25
(2) 光化学スモッグ	29
(3) アスベスト対策	29
(4) 眺望調査	29
(5) ダイオキシン類測定結果	31
(6) 大気中の有害化学物質の測定結果	32

3 水質汚濁

(1) 調査期間	35
(2) 調査地点	35
(3) 調査項目	35
(4) 調査結果	35

4 交通公害

(1) 道路交通騒音・振動・交通量調査	41
(2) 自動車騒音の常時監視	46

5 環境パトロール

6	公害防止資金	46
7	工場認可及び各種届出の状況	
(1)	工場認可	47
(2)	指定作業場の届出	49
8	特定施設及び特定建設作業の届出状況	
(1)	騒音規制法に基づく特定施設	51
(2)	振動規制法に基づく特定施設	52
(3)	騒音規制法・振動規制法に基づく 特定建設作業	53
9	化学物質の適正管理	53
10	土壤汚染の調査及び対策	53
11	区内の空間放射線量の測定	54
12	野生生物被害対策	
(1)	カラス	54
(2)	ウミネコ	54
(3)	ハクビシン・アライグマ	55
(4)	セアカゴケグモ	55
4	清掃事業	
(1)	清掃事業の概要	70
(2)	ごみ収集など	70
(3)	し尿の処理	73
(4)	動物死体処理	73
(5)	業務指導等	74
(6)	不法投棄対策	75
(7)	持込ごみの受付	75
(8)	マニフェスト（一般廃棄物管理票） の受付	75
(9)	墨田区の特性を活かした清掃事業の展開	75
(10)	清掃事務所等の概要	77
	すみだの資源・ごみの流れ	78
5	普及啓発事業	
(1)	イベント・キャンペーンなど	79
(2)	冊子・リーフレット等の発行	80
(3)	環境学習	80
(4)	フリーマーケット後援	80
(5)	墨田区ごみ分別案内チャットボット の導入	80

III 3R推進・清掃事業

1	資源循環型社会の形成に向けて	
(1)	法体系及び特別区の動向	56
(2)	墨田区3R推進・清掃事業の沿革	57
(3)	墨田区一般廃棄物処理基本計画	59
(4)	墨田区廃棄物減量等推進審議会	59
(5)	すみだリサイクル清掃地域推進委員	60
(6)	墨田区3R推進・清掃事業の体系	60
(7)	廃棄物処理原価の算定	61
2	3R推進事業	
(1)	3R推進事業の概要	62
(2)	資源回収システム	62

3 資源循環促進事業

(1)	食品ロス削減推進計画	68
(2)	食品ロス削減対策	69
(3)	資源循環・地域連携促進補助事業	69

【資料】

資源環境部の組織と業務分担	82
墨田区における環境行政の変遷	85
1 条例・規則・要綱の制定及び主な できごと等	85
2 環境行政組織の変遷	89
すみだ環境区宣言	93
すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言	94

I 環境の保全

1 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる（墨田区基本計画）

本区では、平成18年4月に、地球温暖化をはじめ環境問題に対応していくため、「すみだ環境基本条例」を施行し、平成19年3月には、「すみだ環境の共創プラン」を策定して、省エネルギー・省資源等の施策を積極的に推進している。

平成21年10月には、「すみだ環境区宣言」を行い、令和3年10月には、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明し、環境にやさしいまち「すみだ」として未来の子どもたちに引き継ぐための行動指針を定めている。

2 すみだ環境基本条例の推進

（1）すみだ環境基本条例（平成18年4月施行）

区では、すみだらしさのあるよりよい環境づくりのために、区・区民・事業者それぞれの活動や行動を環境に配慮したものへと誘導する墨田区環境誘導指針を平成7年3月に策定し、これに基づき環境行政を推進してきた。しかし、地球温暖化やヒートアイランドといった地球規模で複雑・高度化する環境問題に対して、生活の基本である地域やコミュニティの中での取組が必要となった。そのため、墨田区環境誘導指針の理念を継承・発展させた「すみだ環境基本条例」を平成17年12月に公布し、平成18年4月から施行した。すみだ環境基本条例は、「環境の共創」についての基本理念を定め、区・区民・事業者及び滞在者の責務を明確にし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的としている。

＜すみだ環境基本条例に示された基本理念＞

- ・環境の共創は、区民及び事業者が十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。
- ・環境の共創は、すべての者が、環境への負荷を与えていていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

（2）第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）

本プランは、すみだ環境基本条例に基づき、環境の共創に関する目標及び施策を定め、それらの施策を総合的、計画的に推進することを目的とし、旧プランの「環境負荷の低減とより良い環境の創造をめざす」という基本方針を継承しつつ、さらに発展させた第二次プランとして平成28年3月に策定したものである。本プランは、喫緊の課題となっている地球温暖化対策をより一層推進するため、温室効果ガス排出量の削減等を目的とした「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含したものとなっている。

また、令和4年3月に、中間改定を行い「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を踏まえ「低炭素」から「脱炭素」へシフトした内容となっている。

ア 計画期間 令和4年度～令和7年度

イ 将来像 みんなで創る環境にやさしい持続可能な「すみだ」
ウ 将来像を実現するための6つの基本目標と5つの重点プロジェクト

- | | |
|----------|--|
| 基本目標 | 1 : 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち
【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】 |
| | 2 : 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち【墨田区地域気候変動適応計画】 |
| | 3 : 水と緑が暮らしに寄り添うまち |
| | 4 : 省資源・循環型社会を実現するまち |
| | 5 : 良好的な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち |
| | 6 : 環境活動を実践する人が育つまち |
| 重点プロジェクト | 1 : 公共施設における再生可能エネルギー導入・防災機能強化 |
| | 2 : プラスチックごみ削減のための研究・検討 |
| | 3 : 雨水利用活性化とグリーンインフラの活用 |
| | 4 : 環境活動と緑化の活性化 |
| | 5 : 環境問題の解決や持続可能な社会の実現に繋がる教育の推進 |

プランの進捗状況については、すみだ環境共創区民会議及び墨田区環境審議会に意見等を伺い、その後、墨田区環境条例推進本部において報告している。

(3) すみだ環境区宣言（平成 21 年 10 月 1 日告示）

墨田区では、「人と人がふれあい、お互いが支え合う 21 世紀のすみだを」という願いを込めて、平成 12 年 7 月に「すみだ やさしいまち宣言（人と地域と環境のために）」を行い、様々な取組を行ってきた。その 10 年目を迎えるに当たり、地球温暖化をはじめとした深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み、「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行った。

前文は「地球について」「すみだについて」「決意の表明」という 3 部で構成している。次に具体的行動として、6 項目の行動指針を定めている。また、宣言を契機に毎月 5 日を「すみだ 環境の日」とした。

（すみだ環境区宣言：93 ページ掲載）

(4) すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言（令和 3 年 10 月 5 日告示）

墨田区では、区民や事業者とともに環境施策を行ってきた。しかし、現在地球温暖化が進み、かつて経験したことのないような極端な気象現象が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになっている。また、令和 3 年 5 月 27 日に「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定された。こうしたことを踏まえ、環境にやさしい、暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたいまちの実現に向けて、2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を令和 3 年 10 月に表明した。区民・事業者・区の協働により、地球温暖化防止の取組を加速させ、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していくこととしている。

（すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言：94 ページ掲載）

(5) 墨田区環境審議会

区の環境基本計画に関すること等を調査審議するため、平成 18 年度にすみだ環境基本条例第 16 条に規定する区長の附属機関として設置した。委員は、学識経験者、区議会議員、区民及び事業者等から選出された 15 人以内で構成され、任期は 2 年間である。令和 6 年 4 月には、第 10 期墨田区環境審議会が発足した。

なお、これまでの主な審議内容は、以下のとおり

- ・すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の策定について（平成 18 年度）
- ・すみだ環境基本計画の進捗状況について（平成 19 年度以降毎年度実施）
- ・墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定について（平成 19 年度）
- ・すみだ環境区宣言について（平成 20 年度）
- ・緑の基本計画の改定について（平成 22 年度）
- ・すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の改定について（平成 23 年度）
- ・東京スカイツリーの開業に伴う周辺環境について（平成 24 年度）
- ・すみだ環境ふれあい館の基本コンセプト（案）及び整備の基本方針（案）について（平成 25 年度）
- ・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する区民及び事業者意識調査について（平成 26 年度）
- ・第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の策定について（平成 27 年度）
- ・墨田区緑と生物の現況調査結果報告について（平成 30 年度）
- ・第二次墨田区緑の基本計画策定について（令和元年度）
- ・第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の中間改定及び第二次墨田区緑の基本計画の策定について（令和 2・3 年度）
- ・ゼロカーボンシティに向けた今後 3 年間の取組について（令和 4 年度）
- ・これからの資源環境施策について（令和 5 年度）

(6) すみだ環境共創区民会議

墨田区環境誘導指針に基づき、区が行う施策等について区民及び事業者の意見・要望を反映させるため、平成 7 年度からすみだ環境区民会議を設置した。

平成 18 年度からは、すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に係る施策を総合的に推進するために、会議体名称を「すみだ環境共創区民会議」に改め設置した。委員は、公募による区民のほか、環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者、その他区長が必要と認める者から選出された 25 人以内で構成され、任期は 2 年間である。区民会議の所管事項は次のとおり。

- ア 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。
- イ 環境の共創に関する実践活動を行うこと。
- ウ 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。
- エ ア～ウに掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

(7) 墨田区環境基本条例推進本部

すみだ環境基本条例に基づく環境の共創に関する施策及び事業を総合的かつ計画的に実施するこ

とを目的として設置している。区長を本部長とし、環境の共創に係る施策の計画・調整・運営・点検・評価等に関することを所掌事項とする。

また、推進本部のもとに幹事会を設置し、推進本部の指示による施策等の検討及び報告を行っている。

3 すみだゼロカーボンシティの推進

(1) 目標と現状

令和4年3月に策定した第二次すみだ環境の共創プラン中間改定（墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編））において、2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度比で区内の温室効果ガス排出量を50%削減、エネルギー消費量を50%削減する、と定めている。本区の温室効果ガスの排出量は、直近の令和3年度の実績で基準年度（平成12年度）比7.98%減少、エネルギー消費量は基準年度比32.4%減少した。

東日本大震災以降、火力発電による電力供給の割合が増え、二酸化炭素排出係数が上昇した結果、温室効果ガス排出量の減少幅は低いが、エネルギー消費量は減少傾向にあり、今後も区民・事業者・滞在者・区の協働により、省エネルギーの取組の啓発や再生可能エネルギーの導入等の施策を積極的に推進していく。

	H12年度 基準年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
温室効果ガス排出量 (千t・CO ₂)	1,265	1,380	1,324	1,260	1,223	1,230	1,206	1,171	1,138	1,164
前年度比		0.15%	-4.06%	-4.83%	-2.94%	0.57%	-1.95%	-2.90%	-2.82%	2.28%
基準年度比		9.09%	4.66%	-0.40%	-3.32%	-2.77%	-4.66%	-7.43%	-10.04%	-7.98%
エネルギー消費量 (TJ)	17,187	13,440	13,283	12,562	12,170	12,183	11,882	11,749	11,494	11,619
前年度比		-3.50%	-1.17%	-5.43%	-3.12%	0.11%	-2.47%	-1.12%	-2.17%	1.09%
基準年度比		-21.80%	-22.71%	-26.91%	-29.19%	-29.12%	-30.87%	-31.64%	-33.12%	-32.4%

(2) 墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度

地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー機器の導入支援として、平成20年7月から開始した。墨田区内の建築物に地球温暖化防止設備を導入する場合に、その費用の一部を助成している。

令和5年度実績 181件

遮熱塗装 47件、 建築物断熱改修 19件、 燃料電池発電給湯器 2件、

家庭用蓄電システム 70件、 直管型LED照明器具 18件、 HEMS 21件、

充電設備 4件

(3) 墨田区環境経営認証取得費助成制度

墨田区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、平成20年7月から開始した。墨田区内の中小企業等が環境に配慮した経営に関する認証（エコアクション21、グリーンプリントイング、エコステー

ジ、グリーン経営認証など)を新規に取得した場合に、その費用の一部を助成している。

平成28・29年度は実績なし

平成30年度実績1件(エコアクション21)

令和元年度実績1件(グリーンプリンティング)

令和2年度実績1件(グリーンプリンティング)

令和3・4・5年度は実績なし

(4) エコライフセンター

エコライフ講座の修了生が中心となって、地球にやさしい生活(エコライフ)を家庭や地域に広めていくことを目的として平成18年8月に発足した。

センターのアイデアを活かした温暖化防止やごみ減量など、地球環境の保全につながる活動を自主的に取り組むほか、区が行う環境啓発イベント等において、運営のサポートを行うなど、区との協働による環境啓発活動を行っている。

(5) エコライフ講座

地球温暖化の防止につながる環境にやさしい生活(エコライフ)について、楽しく無理なく学習してもらう講座である。令和5年度は10回開催し、147人が参加した。(受講希望者207人)

回数	日時	開催場所	テーマ	講師	受講者
1	11月9日(木) 9:30~13:30	がすてなーに ガスの科学館	エコ・クッキング講座	東京ガス ネットワーク㈱	11
2	11月15日(水) 13:10~17:00	砂町水再生センター	都市の水環境を守る!砂町水再生 センターを見に行こう	東京都下水道局	15
3	11月27日(月) 13:00~16:30	中央防波堤埋立処分場	ごみの最終処分場を見に行こう! —中央防波堤埋立処分場見学—	(公財) 東京都環境公社	16
4	12月8日(金) 8:30~14:00	ガスマミュージアム	ガスマミュージアム見学	東京ガス ネットワーク㈱	21
5	12月14日(木) 12:30~16:30	首都圏外郭放水路	東京を守る治水施設「首都圏 外郭放水路」を見に行こう	首都圏外郭放水路	19
6	1月18日(木) 9:00~16:00	・川崎火力発電所 ・新豊洲変電所	川崎火力発電所と新豊洲 変電所を見に行こう!	東京電力パワーグリッド (㈱)江東支社	17
7	1月30日(火) 13:30~15:30	墨田区役所会議室	省エネ・節電!~上手な電気の使い 方を学ぼう!~	パナソニック㈱エレクト リックワークス社	12
8	2月8日(木) 14:00~15:30	墨田区役所会議室	オリジナルペットボトル回収ふろ しきを作ろう!	アサヒグループジャパン (㈱)	10

9	2月 27日 (火) 13:30～15:00	すみだ女性センター	SDGsを学んで新聞紙でオリジナルちぎり絵をつくろう	すみだエコライフサポート	10
10	3月 12日 (火) 10:00～11:30	墨田区役所会議室	ペットボトルを器にして、寄せ植えを作ろう！	緑と花のサポーター	16

(6) 墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第5次計画(計画期間：令和2年度～令和6年度)

区施設の電気、ガス、燃料、水、紙、廃棄物の使用量・排出量の削減を推進するため、平成10年度に「墨田区省資源・省エネルギー推進要綱」を制定した。さらに平成12年度には、地球温暖化を防止する観点から「墨田区省資源・省エネルギー推進要綱」を「墨田区地球温暖化防止推進要綱」に改正するとともに、「墨田区地球温暖化防止実行計画」を策定し、エコマネージャー（※1）を中心とした省資源・省エネルギーに取り組んでいる。

現在は、令和2年3月に策定した第5次計画に基づき、区庁舎、事業所等から排出される温室効果ガスの削減に努めている。この計画の目標は、2013(平成25)年度比で、2024(令和6)年度までに温室効果ガス排出量を25%削減するとし、温室効果ガス排出量の算定対象である電気及びガスの使用量に加えて、水及び紙の使用量、廃棄物の排出量についても、削減対象としている。

※1 省資源・省エネルギーを推進して積極的に地球温暖化防止に取り組んでいくため、職員への意識啓発を行うことを目的として各課、事業所、小中学校に設置した環境管理者

	基準値						目標年度
		2013年度 (平成25年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	
目標値 (t/C02)	—	22,792	22,122	21,452	20,782	20,112	2024年度 (令和6年度)
削減割合 (%)	—	△15.0	△17.5	△20.0	△22.5	△25.0	
実績値 (t/C02)	26,825	20,092	20,173	21,028	21,353	—	

(第5次計画期間中の削減目標)

(7) 節電対策

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所停止の影響で、電力需給見通しにおける予備率が特に低下する夏期（7月～9月）に節電対策を実施してきたが、令和3年度から令和5年度までは予備率が確保できたため、夏期節電対策については、国・東京都と同様に具体的な削減目標値は設定せず、無理のない範囲での節電対策とした。

(8) 水素社会の実現に向けた取組

第二次すみだ環境の共創プランに掲げる水素社会の実現に向けた取組として、平成29年6月に水素を使用して走行する燃料電池自動車を導入した。平成30年4月には、燃料電池自動車の車体に接続して給電できる外部給電器を購入し、燃料電池自動車と共に各種環境イベントやエコライフ講座等で実演や車の試乗等、水素に関する啓発を行っている。

また、令和4年6月に、燃料電池自動車（ホンダ クラリティ）のリース契約の満了に伴い、新たに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で使用された燃料電池自動車（トヨタ ミラ

イ) を導入した。

なお、令和4年12月に、区長車、議長車の2台をガソリン車から燃料電池自動車に替えて導入した。

4 緑化の推進

(1) 推進の考え方

緑は、人々の心にやすらぎとうるおいをもたらしてくれるだけでなく、育成する喜びのほか、庭先や窓辺を装飾することを通じて、多くの人々に感動を呼び起こす芸術性さえも持っている。かつて本区の緑は、墨堤の桜や神社の杜に見られたように、人々の生活と深く関わり合いながら育まれてきた。しかし、関東大震災と戦災、その後の都市化の進行に伴い、区内の樹木等の大部分は次第に失われてしまうこととなった。これに対応するため、本区では緑の回復をめざして昭和47年3月に「緑化宣言」を行い、各種緑化施策を展開してきた。

今後も、刻々と変化する社会現象と区民ニーズを的確に捉えて、各種緑化施策を展開していく。

長期的には河川の護岸整備に伴う緑地の確保等を視野に入れながら、屋上緑化などの立体緑化を進めていくほか、身近に感じられる緑を増やし、緑にふれる機会を充実させることで、日々の暮らしにやすらぎとうるおいを感じられるように、まちなか緑化（緑と花のまちづくり推進地域制度）等による地域の緑化を区民、緑化ボランティア及び事業者の方と協働で実施し「緑の満足度」を向上させていく。

(2) 第二次墨田区緑の基本計画

(令和3年度策定、計画期間：令和4（2022）年度～令和22（2040）年度)

ア 基本理念

水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ

イ 目標年次

令和22年度

ウ 計画目標

目標	指標	目標値
緑の満足度の向上	住民意識調査における「生活環境評価 緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	35%
生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人の増加	生物多様性という言葉の認知度	50%
水や緑のうるおいを感じられるまちづくり	みどり率 〔※参考値 緑被率 10.7% 緑視率 19.0%（区平均）〕	21%

エ 基本方針（※第二次墨田区緑の基本計画P39～P44参照）

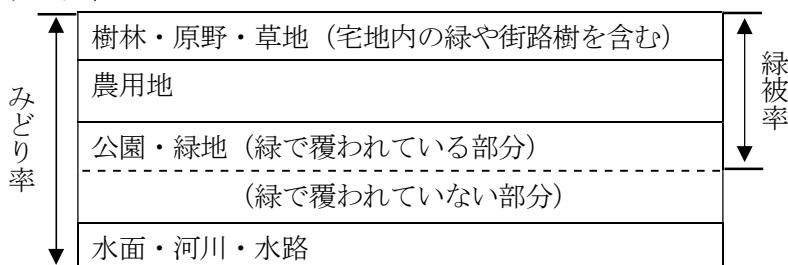
（ア）身近な緑に気づき、ふれあい、育む

- 個人の関心喚起・行動変容
- (イ) 緑と生物多様性を守り継承する
時間軸で見た緑の保全
- (ウ) 緑のある暮らしを共創し、生物多様性の保全に協働で取り組む
緑保全活動の面的展開
- (エ) 緑をつなぎ、広げる
緑地の面的展開
- (オ) 緑を生かしてまちの魅力を向上する
緑を生かしたまちづくり
- 才 緑の推進会議の設置
公共施設の緑化推進及び緑地の保全を目的として、関係部署が緊密な連絡及び相互協力を図り、緑化行政の円滑な推進に資するため、緑の推進会議を令和3年度に新たに設けた。
- (ア) 緑の推進会議
第二次墨田区緑の基本計画の進行管理を行っている。
- (イ) 緑の情報連絡会
所管施設の新設及び改修に伴う、緑地の整備計画に関することや所管施設で抱える緑に関する課題の情報共有及び支援を行っている。

(3) みどり率

「みどり率」とは、「緑被率」に「河川等の水面が占める割合」と「公園・緑地内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもので、ある地域における公園・緑地、街路樹、樹林地、草地、宅地等の緑（屋上緑地を含む。）、河川などの面積がその地域全体の面積に占める割合。第二次すみだ環境の共創プラン・第二次墨田区緑の基本計画及び東京都の緑化の指標となっている。

<みどり率>



出典：「東京都が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）

調査年別推移（墨田区緑と生物の現況調査）

	昭和48年度	昭和59年度	平成2年度	平成12年度	平成21年度	平成30年度
みどり率（注）				20.10%	20.50%	20.80%
<参考値>	5.38%	6.23%	9.20%	9.40%	10.50%	10.70%
緑被率（注）						

(注) みどり率・緑被率

昭和 48 年度～平成 21 年度は、区の行政面積（1,375ha）に対する樹木地等の割合
平成 30 年度は、区の行政界データ（1,371.13ha：東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図データ）に対する樹木地等の割合

（4）区民主体の緑化活動への支援

ア 緑化講習会

区民が緑化活動をより広げていく上で必要となる植物や花の育て方、土の作り方などを啓発する様々な緑化講習会を実施している。

令和 5 年度実績 12 講座 290 人

【内容】春の寄せ植え講習会、さくらのお庭のアレンジメント講習会、緑のカーテン作りと土の再生講習会、ハンギングバスケットづくり講習会 など

イ 「緑のへい」等設置補助金等交付制度

道路に面した民間敷地の緑化推進を図るため、設置費用の一部を助成している。また、ブロック塀等の取り壊しについても併せて奨励し、費用の一部を助成している。

〈助成基準〉道路に面した沿道部分のみ対象となる。

令和 5 年度助成実績 生け垣 0 件、植樹帯 0 件、ブロック塀取り壊し 0 件

ウ 特別保全樹木等助成制度

一定基準以上の樹木（樹木・生垣）を、特別保全樹木等として指定し、その所有者や管理者に対して剪定費用の一部及び樹木診断等に要する経費の一部を助成している。

指定施設数及び本数、延長（累計）

樹木 28 か所 157 本 生け垣 2 か所 189m 延べ 29 か所（1 件重複）

令和 5 年度助成実績 樹木 17 本 生け垣 150m

エ 屋上緑化の普及

（ア）屋上緑化助成制度

平成 15 年 4 月から、屋上緑化を行う建築物の所有者に対して、安全点検を受けて要件を満たしたものに対して、40 万円を限度として補助する制度をスタートさせた。

令和 5 年度補助件数 0 件

（イ）屋上緑化調査制度

平成 21 年 4 月から、屋上緑化を良好な状態で長期的に育んでいくため、既存の屋上緑化を調査し、維持管理について助言する制度をスタートさせた。

令和 5 年度調査件数 0 件

オ 壁面緑化の普及

（ア）壁面緑化見本コーナーの設置

庁舎別棟に設置し、PRを行っている。

（イ）壁面緑化助成制度

平成 21 年 4 月から、壁面緑化を行う建築物の所有者に対して、40 万円を限度として補助する制度をスタートさせた。

令和 5 年度補助件数 0 件

※令和 4 年 8 月 1 日から、緑化に関する補助金制度を「みどりの補助金」という名称で統合

した。

(5) 緑と花の学習園

各種植物をジャンル別に植栽している区立植物園で、今年度開園43周年を迎えた（昭和56年4月1日開園）。休園日（国民の祝日※祝日が日曜日の場合は翌月曜日、年末年始）を除き毎日午前9時から午後4時まで無料で区民に開放している。また、毎週土曜日（8・12・1月を除く。）の午前9時30分から午後3時30分まで、緑化相談員による相談業務を行っている。

（所在地）文花二丁目12番17号 （面積）1,545.87m² （植栽数）約350種類
令和5年度来園者数8,231人 令和5年度緑化相談（現地指導含む。）件数：68件

(6) 緑と花のサポーターとの協働

登録者数：46人

緑に関する専門知識と経験を生かし、緑と花の学習園を活動拠点に、まちなか緑化（緑と花のまちづくり推進地域制度）に携わる区民（町会等）に向けて、植栽管理の助言を行うほか、緑化講習会、イベントの運営等に参加し、地域の緑化推進のリーダーとしてボランティア活動を展開している。

令和5年度活動人数

延べ1,507人（植物の維持管理作業、研修会、講習会等）

(7) 森林整備体験

間伐等の森林整備活動を通じて「みどり」の大切さ、森林の公益性（保水性・CO₂の固定等）を学ぶとともに、すみだ環境の共創プランに基づく、環境学習として実施した。

また、平成28年度から「山の日」が国民の祝日として制定されたことから、林業機械操縦体験を新たに実施している。

令和5年度実績

実施日	事業内容	会場	人数
6月17日（土）	植林体験	栃木県鹿沼市上粕尾	8人
8月5日（土）	林業機械操縦体験	「二十一世紀林業創造の森」 (栃木県鹿沼市)	15人
10月28日（土）	間伐体験	栃木県鹿沼市上粕尾	12人

(8) 墨田区開発指導要綱（墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱）及び墨田区集合住宅条例（墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例）に基づく緑化指導

集合住宅、大規模建築物建設事業、宅地開発事業等の建設事業を行う事業者に対し、良好な居住環境及び都市環境の形成等を確保することを目的に、事業規模に応じて緑地の設置を指導している。

開発指導要綱は、平成7年12月施行。

平成15年6月開発調整課（現：都市計画課）から事務移管。

集合住宅条例は、平成20年7月施行。

○緑化指導※による緑地面積（数値は各年度の3月31日現在） 過去5年間

年度	件数	地上部 (m ²)	建築物上 (m ²)	合計 (m ²)
元年度	133	7,725.89	3,896.26	11,622.15
2年度	164	7,607.04	2,872.04	10,479.08
3年度	138	4,263.01	3,917.33	8,180.34
4年度	145	8,960.69	1,916.63	10,877.32
5年度	109	6,457.49	704.77	7,162.26

○上記件数のうち、地上部に1,000 m²以上の緑化が必要な大規模建築物建設計画件数
(過去5年間)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	1件	1件	0件	1件	1件

○緑化指導※開始年度(平成15年度)からの累計

累計	件数	地上部 (m ²)	建築物上 (m ²)	合計 (m ²)
	2,494	162,706.61	68,384.04	231,090.65

※緑化指導：協議時点の緑地面積（計画変更があるため、緑地面積は変動する）

※令和4年8月1日から、接道部の緑地整備基準や屋上の定義などについて見直しを行い、緑化計画の手引の内容を改正した。

(9) 緑と花のまちづくり推進地域制度

平成22年7月事業開始。まちの緑化に関心のある町会や自治会を募集し、応募のあった地域の方が緑と花のサポーターの協力を得て、広がりや視覚的効果のある場所に花壇やプランターを設置して維持管理を行う。

緑と花のまちづくり推進地域：25地域

令和5年度現在の設置数：花壇16か所 プランター409基 ハンギングバスケット74基

(10) 工場立地法

工場立地が周辺との環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場設置時等に、事業者が緑地面積等について事前に届け出るもの（地域主権改革により、平成24年4月1日東京都から権限委譲）。

区内該当工場 4工場

5 雨水利用の推進

(1) 雨水利用の目的

雨水利用とは、屋根に降った雨水をタンクにためて、植木への散水やトイレの洗浄水などに活用するものである。

平成7年に策定した墨田区雨水利用推進指針では、雨水利用の推進に必要な基本的事項を定めることにより、都市の渇水・洪水の防止及び防災対策の推進並びに地域水循環の再生を図り、もって都市の安全性の向上と快適な都市環境の創造を図ることを目的としている。

(2) 雨水利用施策の取組

ア ホームページによるPR

墨田区のホームページに、雨水利用の普及を目的とした内容を掲載しており、雨水利用を考えている方、雨水利用施設を設計する方など目的別に分かりやすく掲載している。

アドレス http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/kankyou_hozan/amamizu/index.html

イ 雨水利用促進助成制度

雨水利用を行うためのタンクを設置する場合、一定の助成を行っている。

貯留槽設置助成の実績

(単位：基)

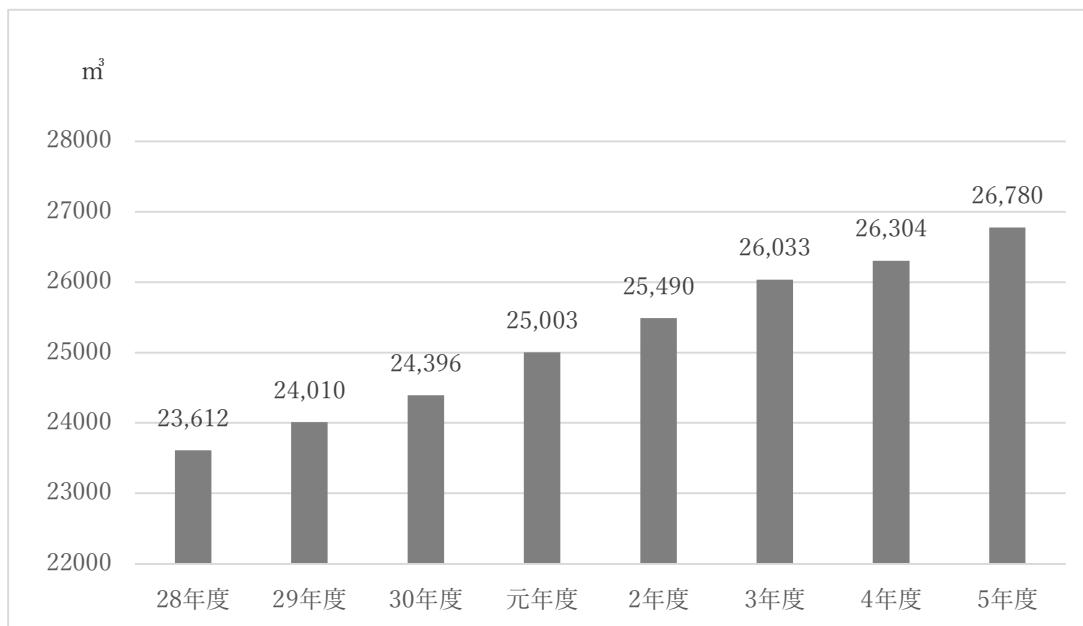
貯留槽の種類	7～30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
地中梁方式貯留槽設置助成	32	0	0	0	—	—	32
中規模貯留槽設置助成	13	0	0	0	—	—	13
小規模貯留槽設置助成	298	12	3	—	—	—	313
雨水貯留槽	—	—	—	2	1	4	7

(令和3年度以降は貯留槽の規模による区分を廃止)

ウ 区内の雨水総貯留量の推移

雨水利用助成制度の利用と墨田区開発指導要綱（墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱）及び墨田区集合住宅条例（墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例）による雨水貯留槽設置の指導により、区内の雨水総貯留量は年々増加している。

区内の雨水総貯留量の推移



エ 雨水ネットワーク

墨田区の呼びかけで、自治体間の雨水利用に関する情報交換や政策交流を行う「雨水利用自治体担当者連絡会」が平成8年に発足し、平成20年度には、雨水にかかる産官学民のグループの緩やかな連携を目的とする「雨水ネットワーク会議」が設立された。平成28年4月から、「雨水利用自治体担当者連絡会」は「雨水ネットワーク会議」に組織を移行し、民間企業や住民とより一層の連携を図ることとなった。

オ 庁舎の雨水利用

墨田区庁舎は、雨水をため、雑排水の処理水とあわせてトイレの洗浄水に利用している。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
トイレの流し水に使用した量 (m ³)	22,227	21,395	18,893	19,900	14,134	13,520
雨水使用量 (m ³)	3,915	4,837	4,173	5,176	4,119	1,152
雨水利用率 (%)	17.6	22.6	22.1	26.0	29.1	8.5

カ 雨水利用の国際貢献

平成12年6月、国際環境自治体協議会（ICLEI）が創立10周年を記念して行われた「国際自治体環境賞」に、墨田区の雨水利用推進事業が選定された。

キ 観察等の対応

雨水利用に関する相談や雨水利用施設の観察依頼に随時対応している。また、平成28年8月から雨水利用に関する観察について「雨水市民の会」との連携を始めており、令和5年度は区内の雨水利用観察等について国内外13団体103名を受け入れた。

ク 水の日、水の週間での取組

水循環基本法により、毎年8月1日が水の日、1日から1週間が水の週間と定められた。墨田区では8月1日から31日を「すみだ打ち水推進月間」として、区民や事業者に雨水等を利用した打ち水の実施を呼びかけている。

6 普及・啓発事業

環境体験学習事業としてすみだ環境フェア、夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、自然観察会などを実施した。

（1）すみだ環境フェア

区民・事業者に対して「すみだ環境宣言」及び「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」の普及・啓発を図るとともに、地域から環境にやさしい行動を実践してもらうことを目的として、「すみだ環境フェア」を開催している。開催に当たっては、環境関係団体、区内事業者及び環境担当職員を構成員とする実行委員会を組織して運営している。

実施期間：6月21～25日 延参加者数：12,039人

※すみだまつり・こどもまつり（9月30日、10月1日 延参加者数：2,656人）

(2) 遊んで！学べる！夏休みすみだ環境プログラム 2023

区内在住在学の児童生徒を対象に、環境問題について新たな気づきや発見ができるよう、楽しみながら学べる体験型学習を開催した。令和5年度は14回開催し、延べ312人が参加した。

	日時	講座名	講師（協力）	会場	人数
1	7月25日（火） 13:30～15:00	旬の食べ物クイズに挑戦と新聞紙を使ってオリジナルちぎり絵を作ろう	・すみだエコライフサポートー	すみだ女性センター	24
2	8月1日（火） 10:00～12:00	夏休み自由研究講座 森のめぐみと紙すき体験 ※午前の部	・三菱製紙㈱エコシステムアカデミー ・すみだエコライフサポートー	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	18
3	8月1日（火） 13:30～15:30	夏休み自由研究講座 森のめぐみと紙すき体験 ※午後の部	・三菱製紙㈱エコシステムアカデミー ・すみだエコライフサポートー	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	22
4	8月4日（金） 10:30～11:30	なるほど！ガスワールド エネルギー学習とリサイクル工作 ※午前の部	東京ガスネットワーク㈱	墨田区役所会議室	18
5	8月4日（金） 13:30～14:30	なるほど！ガスワールド エネルギー学習とリサイクル工作 ※午後の部	東京ガスネットワーク㈱	墨田区役所会議室	19
6	8月4日（金） 15:30～16:30	なるほど！ガスワールド エネルギー学習とリサイクル工作 ※午後の部	東京ガスネットワーク㈱	墨田区役所会議室	19
7	8月8日（火） 13:30～15:30	雨の恵みで草木染め ～オリジナルハンカチを作ろう	NPO法人雨水市民の会	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	32
8	8月9日（水） 10:00～12:00	親子で学ぶ！エネルギーの創・蓄・省とライト工作教室	パナソニック㈱エレクトリックワークス社	墨田区役所会議室	20
9	8月10日（木） 9:30～14:45	楽しく！おいしく！親子でエコ・クッキング	東京ガスネットワーク㈱	がすてなーに ガスの科学館	14

10	8月17日（木） 11:00～12:00	eco×楽しく SDGsに取り組もう！	アサヒグループジャパン㈱	墨田区役所会議室	20
11	8月19日（土） 18:30～20:30	すみだの夜空で見えるの?! ～夏の大三角と土星を探そう！	スターガーデン	・すみだ北斎美術館 ・緑町公園	24
12	8月23日（水） 8:30～18:30	神流川水力発電所へ行こう！	東京電力パワーグリッド ㈱江東支社	神流川発電所	18
13	8月25日（金） 13:30～15:00	雨水を使ってこけ玉を作ろう！	NPO 法人雨水市民の会	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	38
14	8月29日（火） 9:00～12:00	船に乗って海洋プラスチックの問題について考えてみよう	・認定 NPO 法人ウォーター エイドジャパン ・㈱東京ウォータウェイズ ・水DO! ネットワーク	・隅田川・神田川・日本橋川 ・墨田区役所会議室	26

（3）関野吉晴 グレートジャーニー展

墨田区出身の探検家 関野吉晴氏が踏破した人類のルーツをたどる旅「グレートジャーニー」の資料を展示することで、区民が自然環境・人類愛・異文化への関心と理解を深めるとともに、夢と希望を実感できる機会となることから、企画展を nukaya works（グレートジャーニー連絡事務所）と連携して開催した。

【展示会】

- 題名：関野吉晴 写真展「地球の貌（かお）」
 期間：12月17日（日）～12月21日（木）
 会場：すみだリバーサイドホール1階ギャラリー
 来場者：612名

（4）環境企画展

環境問題に興味のない方でも気軽に参加できる事業として、環境啓発に取り組んでいる団体や企業などとの協働事業により、すみだ環境区宣言や第二次すみだ環境の共創プラン、地球温暖化防止をはじめとする環境分野全般についての普及啓発を目的とした環境企画展を開催している。

- ※6月21日（金）～7月17日（水）すみだ環境フェア in ひきふね図書館
 10月28日（土）すみだ環境フェア in イトヨーカドー曳舟店

(5) 水の循環講座

水は日本でも世界でも私たちの生活や社会、環境と様々な形でつながっている。そのような水について知ることは、私たちの生活、社会及び環境を見直すきっかけにもなる。

四方を川に囲まれた「すみだ」において、水辺環境をこれからも美しく保つためにも、水の循環を通して、環境問題について楽しみながら学べる体験型学習を認定 NPO 法人ウォーターエイドジャパンと連携して開催した。

	日時	イベント名	講師（協力）	会場	人数
1	10月29日（日） 13:00～17:00	第1回「防災と水」 岩淵水門と資料館見学から荒川・隅田川の変遷と洪水を防ぐ仕組みを知ろう！	・水ジャーナリスト 橋本 淳司	・岩淵水門 ・荒川知水資料館	19
2	11月11日（土） 13:00～16:00	第2回「江戸と水」 歴史を感じるクルーズで水の今と昔を学ぼう！	・八千代エンジニアリング㈱ 長谷川 怜恩 ・㈱東京ウォータウェイズ	・神田川、日本橋川他 ・墨田区役所会議室	29
3	11月29日（水） 12:00～17:00	第3回「産業と水」 ミツカン柄木工場の水循環システムを見学しよう！	・水ジャーナリスト 橋本 淳司 ・ミツカン柄木工場 ミツカン水の文化センター	・ミツカン柄木工場 (栃木県栃木市)	21
4	12月13日（水） 12:00～17:00	第4回「ごみと水」 資源再生リサイクル工場を見学してごみと水について考えよう！	・水ジャーナリスト 橋本 淳司 ・石坂産業㈱ ・三富今昔村	・石坂産業㈱ (埼玉県入間市)	20
5	1月26日（金） 17:30～20:00	第5回 「SDGsと水」 これまでの「墨田区水の循環講座」から、SDGsと水について考えよう！	・八千代エンジニアリング㈱ 長谷川 怜恩 ・水ジャーナリスト 橋本 淳司 ・ミツカン柄木工場 ミツカン水の文化センター 浦本氏 ・認定 NPO 法人ウォーターエイドジャパン 高橋 郁	・墨田区役所会議室 ・オンライン (ZOOM)	32

(6) 星空観察出張講座

区民が、天体観察から大気汚染や光害等が及ぼす環境影響を実感し、環境保全の重要性について意識啓発を行うことを目的にスターガーデンと連携して開催した。

	日時	イベント名	協力	会場	人数
1	12月9日（土） 18:00～20:00	すみだの星空・すみだ北斎美術館から見る冬の星たち	—	・すみだ北斎美術館 ・緑町公園	20
2	1月20日（土） 18:00～20:00	すみだの夜空で見えるの?! ～土星と木星を探そう!	—	・ミニシアター ・隅田公園そよ風広場	12

3	2月 17日 (土) 17:00～20:00	中和小学校星空観察出張講座	中和小学校 PTA	中和小学校	107
4	3月 16日 (土) 17:00～20:00	八広小学校星空観察出張講座	八広小学校 PTA	八広小学校	63

(7) プールのヤゴ救出作戦

平成 13 年度から自然生態系に関する環境学習の一環として、「プールのヤゴ救出作戦」の実施を区内の小学校に呼びかけ、その支援を行っている。平成 16 年度からは環境保全課でヤゴ捕り網を用意し、学校に貸出を行っている。また、プール授業期間終了後、落ち葉等をプールに入れてヤゴを生息させる環境づくりの支援も行っている。

プールのヤゴ救出作戦：16 校実施（説明者派遣 3 校）

プールにヤゴを生息させよう作戦：15 校実施

(8) 区民向け環境体験学習事業

ア すみだ自然観察会「見つけよう！楽しもう！～すみだの自然・生物多様性～」

◎令和 5 年度：全 5 回、受講者累計 95 名

	日時	イベント名	講師	開催場所	参加者数
1	6月 24 日 (土) 10:30～11:30	みつけ隊と一緒に生きもの観察	すみだ自然みつけ隊	大横川親水公園 万華池周辺	30
2	7月 25 日 (火) 18:30～20:00	セミの羽化観察	すみだ自然環境 サポーター	隅田公園	9
3	8月 27 日 (日) 13:30～14:30	池辺の生きもの観察	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者 須田 真一 氏	大横川親水公園 万華池周辺	15
4	9月 30 日 (土) 13:30～14:30	荒川河川敷の生きもの観察	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者 須田 真一 氏	荒川河川敷	21
5	11月 11 日 (土) 13:30～14:30	池辺の生きもの観察	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者 須田 真一 氏	大横川親水公園 万華池周辺	20

イ 大人のためのすみだ自然観察会

◎令和 5 年度：全 4 回、受講者累計 91 名

	日時	イベント名	講師	開催場所	受講者
1	10月 28 日 (土) 10:00～11:00	すみだの植物を学ぼう～初秋編 ～	株生態計画研究所 高橋 利行 氏	旧安田庭園	19
2	11月 25 日 (土) 10:00～11:30	すみだの野鳥を観察しよう	株生態計画研究所 工藤 萌華 氏	旧中川水辺公園	19

3	12月9日（土） 9:00～12:00	すみだ以外の場所で野鳥を観察 しよう	株生態計画研究所 野間 隆太郎 氏	都立水元公園	27
4	3月9日（土） 10:00～11:00	すみだの植物を学ぼう～早春編 ～	株生態計画研究所 高橋 利行 氏	緑と花の学習園	26

自主的に環境啓発保全活動ができる「環境リーダー」を養成することを目指し、平成21年度から「自然環境観察員養成講座」を実施。令和元年度には、親しみやすく参加を広く募るため、講座の名称を「大人のためのすみだ自然観察会」に変更した。

(9) すみだ環境フェア 2023 “トンボフェア”

環境啓発事業として「トンボフェア」を平成15年から実施している。区役所1階アトリウムに蚊帳を張ったテントを設置し、区内で捕獲したヤゴをその中で飼育することで、羽化の過程が観察できるようにした。また、テントの外側には小学校のヤゴ救出作戦の成果をパネル展示して紹介している。

令和5年度、「すみだ環境フェア 2023」において実施。来場者数延べ324名。

(10) ビオトープ事業

平成19年度から企業、環境NPO、区内小学校の協働で始まった、小学校のミニビオトープ造成「わくわく子どもの池プロジェクト」に参加支援をしている。

また、平成29年度からは既存のビオトープの維持補修のための授業の支援を行っている。

実績（過去5年間）

- 令和元年度 小学校1校（押上小学校）
- 令和2年度 実施なし（新型コロナウィルス感染拡大防止のため延期）
- 令和3年度 実施なし（新型コロナウィルス感染拡大防止のため延期）
- 令和4年度 小学校1校（押上小学校）
- 令和5年度 実施なし

(11) 副読本発行

平成20年度に作成した環境啓発パンフレット「すみだの自然と生きものガイドマップ」を適宜内容の更新をしながら環境学習に役立てている。

配布実績：令和5年度区内全小学3年生

(12) 自然環境ボランティア

ア すみだ自然みつけ隊

平成27年度に実施した「自然環境観察員養成講座（中級）」修了者のうち希望する19名によるグループ。すみだの自然環境を“見守り”、自然環境や生きものの命の大切さや不思議さ、自然観察の楽しさを“地域に伝えて”行く活動を主体的に実施している。

令和5年度実績：「すみだ環境フェア 2023」において「みつけ隊と一緒に生きもの観察会」を実施した。

イ すみだ自然環境サポーター

大横川親水公園万華池のトンボを保護・定点観察する目的で発足したボランティアグループ「トンボサポーター」から平成25年4月に名称変更した(令和6年3月末現在の登録者27名)。現在は、トンボに限らず、自然環境全般の調査、保全、啓発、観察会に参加している。

7 環境影響評価制度（環境アセスメント）

事業者が大規模な事業を実施する際に、それが環境に与える影響について調査、予測及び評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴きながら環境に対する影響をできるだけ少なくする制度で、昭和55年に東京都が制定した「東京都環境影響評価条例」に基づき行われてきた。さらに国においては、平成9年6月「環境影響評価法」が成立し、平成11年6月から施行された。

対象となるのは、道路や鉄道の新設、工場の設置、高層建築物の新築など26種類の事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業である。この制度は「環境アセスメント」とも言われている。

東京都環境影響評価条例は、平成14年7月に一部改正され、対象事業の規模要件の緩和及び計画段階環境影響評価の導入が図られた。条例では、予測・評価の項目としては、大気汚染、水質汚濁、電波障害、植物・動物に対する影響など17項目を定めている。本区に関係するものとして現在1事業が対象になっている。

■墨田区に関する環境アセスメント手続の進行状況

(令和6年3月31日現在)

アセスメント名称	現在の進行状況
南千住北部地区住宅地区(E街区)建設事業及び都市計画道路補助線街路第321号線建設事業	平成18年3月、事後調査報告書(工事の施工中その5)を公表

II 公害の現状と対策

1 公害苦情の状況

(1) 受付方法別の苦情件数（令和5年度）

方法	電話	来庁	文書	その他	合計
件数	292	20	0	51	363

(2) 発生源別の苦情受付件数

ア 発生源別・月別苦情受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
工場	5	5	2	6	3	0	6	0	1	1	0	1	30
指定作業場	1	1	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	6
建設作業	17	14	12	12	10	14	21	19	14	15	6	24	178
一般	19	12	14	17	12	21	21	9	4	6	7	7	149
合計	42	32	28	37	25	35	48	29	20	22	13	32	363

イ 発生源別苦情受付件数の推移（平成26年度～令和5年度）

年度	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
工場	41	35	38	22	30	25	38	38	39	30
指定作業場	11	11	14	10	6	11	14	7	4	6
建設作業	120	91	117	94	117	149	220	189	195	178
一般	187	146	108	118	141	113	165	169	141	149
合計	359	283	277	244	294	298	437	403	379	363

(3) 現象別の苦情受付件数

ア 現象別・月別苦情受付件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比
ばい煙	1	1	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	7	2%
粉じん	5	5	1	3	4	6	4	6	1	2	0	6	43	10%
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
悪臭	8	8	3	7	5	2	14	1	1	4	3	2	58	14%
汚水	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0%
騒音	27	17	17	17	14	12	26	23	13	10	7	18	201	49%
振動	10	2	3	5	2	1	9	2	7	8	3	11	63	15%
その他	1	3	5	6	3	12	2	2	0	2	1	1	38	9%
合計	52	36	29	39	29	33	57	35	23	27	14	38	412	
構成比	13%	9%	7%	9%	7%	8%	14%	8%	6%	7%	3%	9%		

イ 現象別苦情受付件数の推移（平成26年度～令和5年度）

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
ばい煙	13	14	5	10	3	8	13	9	9	7
粉じん	16	8	27	23	26	49	35	46	37	43
有害ガス	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0
悪臭	40	33	43	35	56	56	52	56	54	58
汚水	2	1	3	0	0	0	0	0	1	2
騒音	176	156	138	133	174	177	299	252	230	201
振動	40	35	39	31	35	51	70	51	64	63
その他	114	71	55	38	49	32	37	34	48	38
合計	401	318	310	270	343	374	509	448	443	412

ウ 現象別・町別苦情受付件数

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
両国	0	1	0	1	0	3	0	1	6
千歳	0	0	0	0	1	6	5	0	12
緑	4	2	0	3	1	10	5	0	25
立川	0	4	0	0	0	7	3	0	14
菊川	0	2	0	3	0	13	3	0	21
江東橋	0	2	0	1	0	16	3	0	22
横網	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亀沢	0	1	0	2	0	5	0	2	10
石原	0	4	0	2	0	10	4	0	20
本所	0	2	0	2	0	4	2	1	11
東駒形	0	0	0	1	0	7	0	0	8
吾妻橋	0	0	0	0	0	8	1	1	10
錦糸	0	1	0	5	0	8	0	1	15
太平	0	1	0	0	0	5	4	0	10
横川	2	1	0	2	0	8	1	1	15
業平	0	1	0	3	0	13	0	0	17
向島	0	4	0	2	0	12	4	3	25
東向島	0	5	0	5	0	11	8	6	35
堤通	0	3	0	0	0	2	1	1	7
墨田	1	0	0	3	0	6	3	5	18
押上	0	1	0	2	0	10	0	3	16
京島	0	4	0	0	0	5	2	3	14
文花	0	0	0	1	0	6	3	1	11
八広	0	2	0	4	0	12	4	4	26
立花	0	2	0	3	0	8	6	4	23
東墨田	0	0	0	13	0	6	1	1	21
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	43	0	58	2	201	63	38	412

エ 現象別・発生源別苦情受付件数

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
工場	0	0	0	19	0	12	1	0	32
指定作業場	4	0	0	1	1	0	0	0	6
建設作業	1	42	0	0	0	115	58	0	216
一般	2	1	0	38	1	74	4	38	158
合計	7	43	0	58	2	201	63	38	412

オ 現象別・業種別苦情受付件数

【工場】

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合 計
製造業	0	0	0	18	0	11	1	0	30
(1) 食料品製造業	0	0	0	10	0	1	0	0	11
(2) 飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 衣類・その他の繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 木材・木製品製造業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
(6) 家具・装備品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 出版・印刷・同関連産業	0	0	0	2	0	1	0	0	3
(9) 化学工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11) プラスチック製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(12) ゴム製品製造業	0	0	0	1	0	1	0	0	2
(13) なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(14) 窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(15) 鉄鋼業	0	0	0	0	0	2	0	0	2
(16) 非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(17) 金属製品製造業	0	0	0	3	0	4	1	0	8
(18) 一般機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(19) 電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20) 輸送用機械器具製造業	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(21) 精密機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22) 武器製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23) その他の製造業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ ー ビ ス 業	(1) 洗たく・理容・浴場業	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 自動車整備業	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 機械家具等修理業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	1	0	0	2
合計	0	0	0	19	0	12	1	0	32

【指定作業場】

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
(1) レディミクストコンクリート製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 自動車駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 自動車ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) ガソリンスタンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 自動車洗車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) ウエスト・スクラップ処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 廃棄物の積替え保管場所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) セメントサイロ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 材料置場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 死亡獣畜取扱場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11) 牲畜場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(12) 畜舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(13) 青写真作成作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(14) 工業用材料薬品作業場	0	0	0	0	1	0	0	0	1
(15) 食物くん蒸場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(16) めん類製造場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(17) 豆腐煮豆製造場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(18) 砂利採取場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(19) 洗濯事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20) 廃油処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(21) 汚泥処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22) し尿処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23) 汚水処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(24) 下水処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25) 暖房用熱風炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(26) ボイラー	4	0	0	1	0	0	0	0	5
(27) ガスターイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(28) 焼却炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(29) 地下水揚水事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(30) 净水場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(31) 病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(32) 試験・研究機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	0	0	1	1	0	0	0	6

【建設作業】

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
特定建設作業	0	8	0	0	0	25	7	0	40
指定建設作業	1	15	0	0	0	47	41	0	104
その他の建設作業	0	19	0	0	0	43	10	0	72
合計	1	42	0	0	0	115	58	0	216

【一般】

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
(1)木工作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)その他の作業場	0	0	0	3	0	6	0	2	11
(3)興行場・遊戯場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)飲食店・喫茶店	0	0	0	15	0	15	0	0	30
(5)商店・百貨店	0	0	0	2	0	7	0	1	10
(6)学校・病院	0	0	0	1	0	4	0	0	5
(7)ビル・事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8)商業宣伝放送	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9)交通機関	自動車	2	0	0	1	0	2	1	6
	航空機	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	4	1	5
(10)一般家庭	0	0	0	4	0	11	0	0	15
(11)その他	0	1	0	12	1	25	2	35	76
合計	2	1	0	38	1	74	4	38	158

2 大気汚染

大気汚染は、窒素酸化物や光化学オキシダント等の物質が直接人々の健康に影響を与えるだけでなく、酸性雨を引き起こす原因となり、その対策が求められている。墨田区の大気汚染の由来としては、自動車等の移動発生源から排出される物質の影響が大きいとされている。増え続ける自動車交通量やディーゼル車の排出ガスが大きな原因となり、長い期間大気汚染は改善されなかったが、平成 15 年 10 月からディーゼル車の走行規制により大気環境は改善している。

(1) 常時測定

令和 3 年度から、庁舎分室で大気汚染物質の常時測定を実施している（平成 24 年度までは庁舎分室と家庭センター、平成 25 年度から平成 27 年度までは庁舎分室とすみだ環境ふれあい館、平成 28 年度から令和 2 年度までは庁舎分室とすみだ清掃事務所亀沢事業所で測定していた。）。

ア 測定地点及び項目

測定地点	所在地	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物
庁舎分室	吾妻橋一丁目 24 番 4 号	○	○	○

イ 測定結果

(ア) 二酸化硫黄 (SO₂)

主に燃料中に含まれる硫黄分が燃焼することによって発生する。近年は低い値で推移しており、平成 14 年度以降は、環境基準を超えた日はない（環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。）。

(イ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している微粒子で粒径が 10 μm 以下の物質をいう。自動車から排出されるものが多く、特にディーゼル車から多く排出される。浮遊粒子状物質の年平均値は、ここ数年横ばい傾向にある。長期的評価においても、環境基準を満たしていた（環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。）。

(ウ) 窒素酸化物 (NO₂、NO)

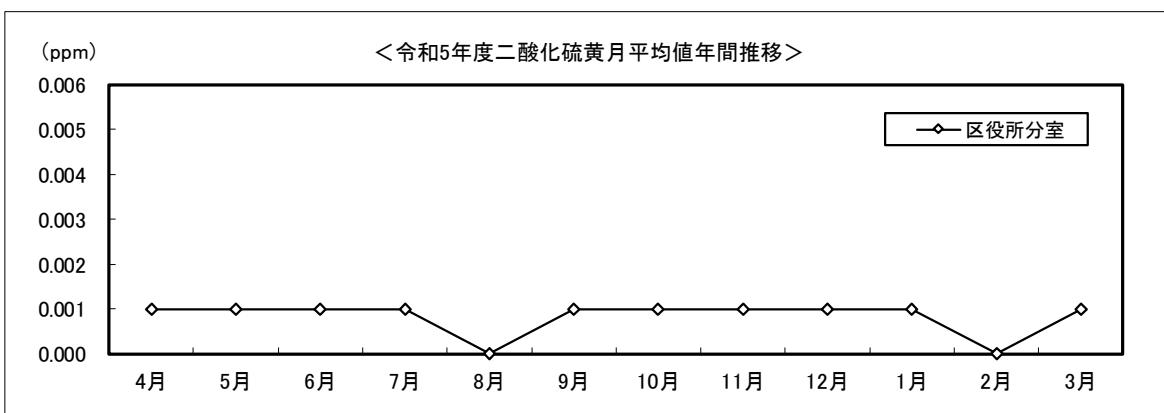
主に自動車から排出される。浮遊粒子状物質と同じく年平均値は、ここ数年横ばい傾向にある。長期的評価においては、環境基準を満たしていた（環境基準：NO₂については、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。NO については、環境基準は設定されていない。）。

※ データは次ページ以降の表、グラフのとおり

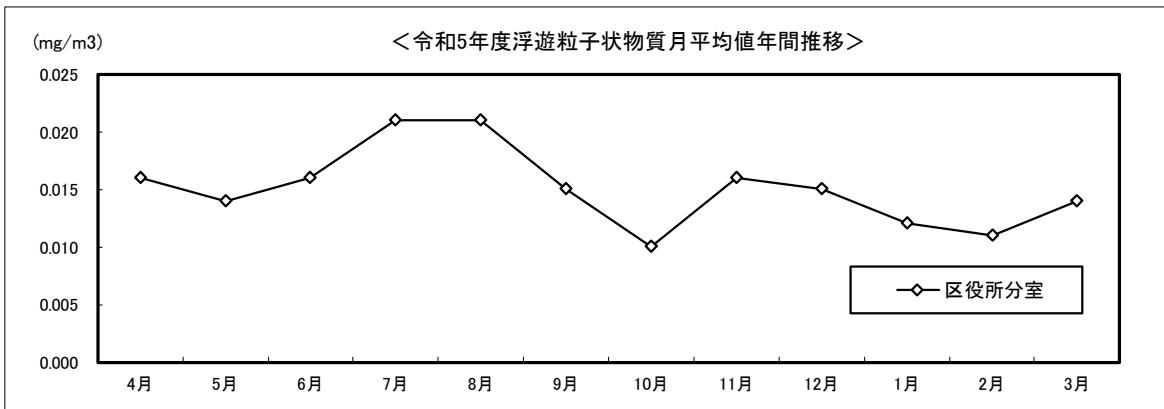
※ 長期的評価

SO₂、SPM：年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連續した場合は、このような取扱いは行わない。

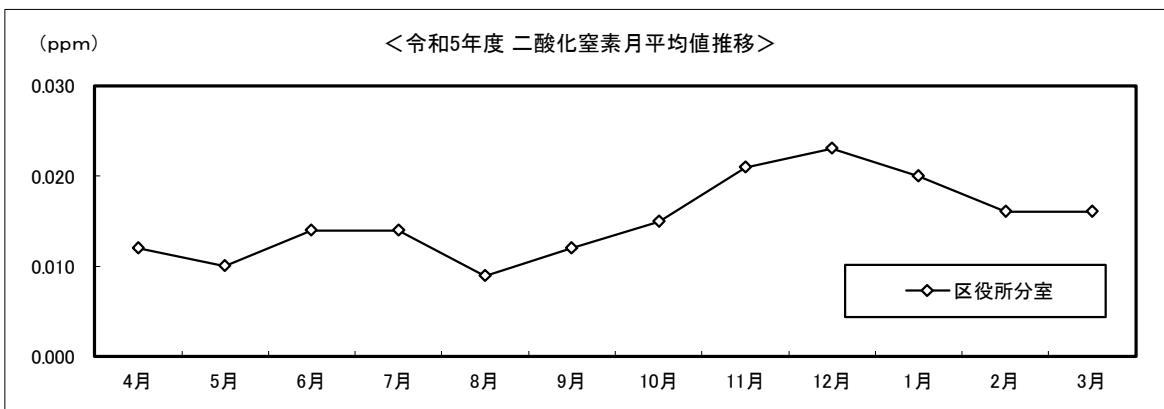
NO₂：年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（1 日平均値の年間 98%）で評価を行う。



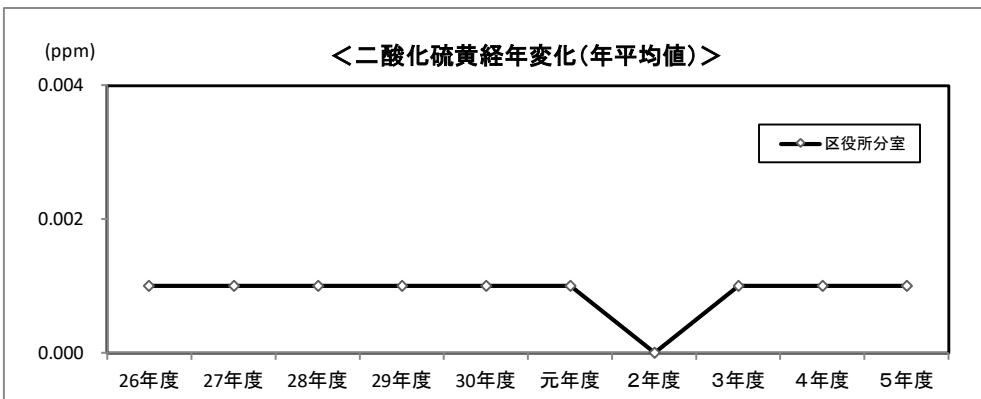
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001



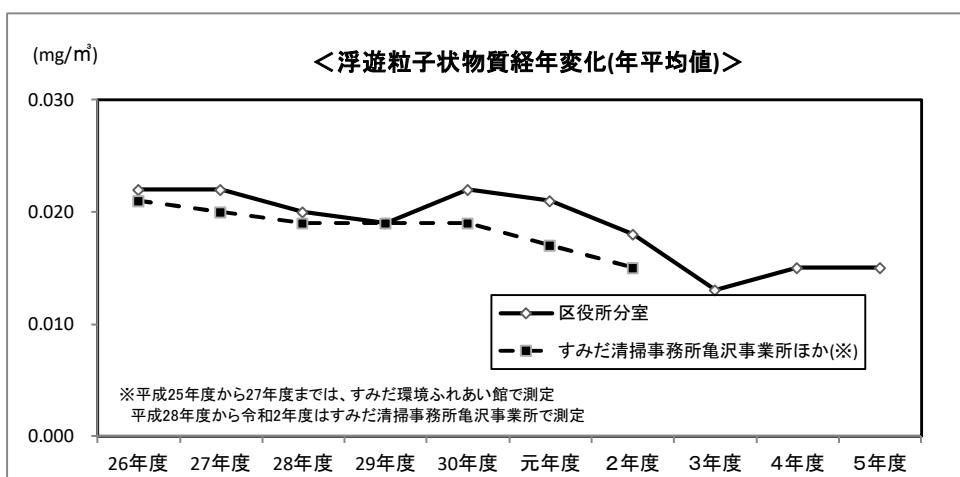
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.016	0.014	0.016	0.021	0.021	0.015	0.010	0.016	0.015	0.016	0.015	0.014



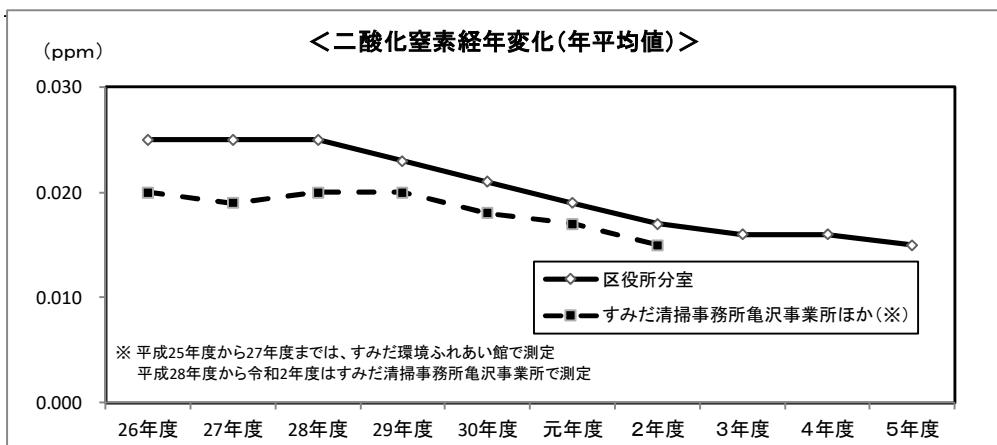
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区役所分室	0.012	0.010	0.014	0.014	0.009	0.012	0.015	0.021	0.023	0.020	0.016	0.016



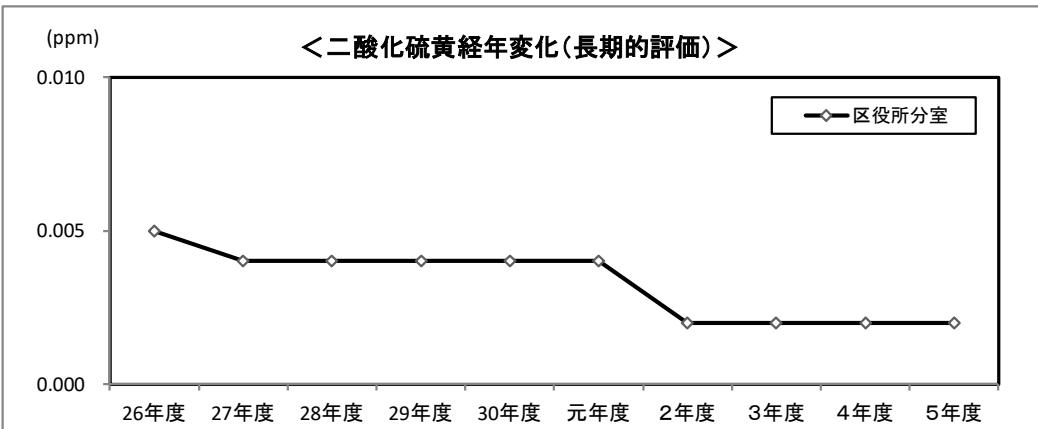
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区役所分室	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001



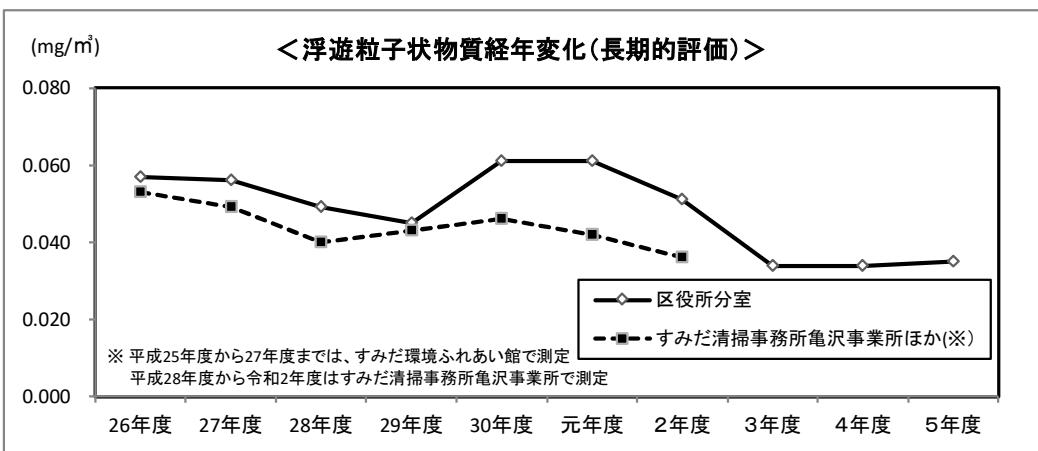
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区役所分室	0.022	0.022	0.020	0.019	0.022	0.021	0.018	0.013	0.015	0.015
すみだ環境ふれあい館	0.021	0.020	—	—	—	—	—	—	—	—
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	—	—	0.019	0.019	0.019	0.017	0.015	—	—	—



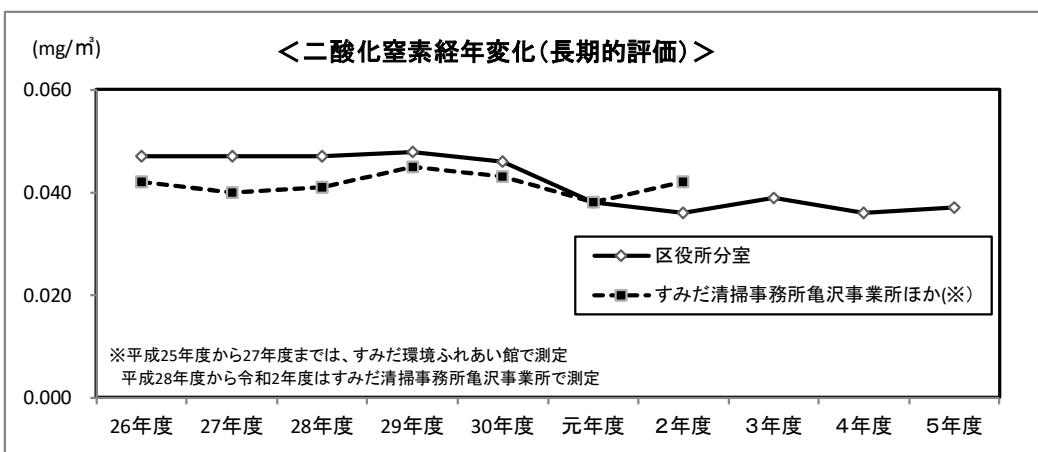
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区役所分室	0.025	0.025	0.025	0.023	0.021	0.019	0.017	0.016	0.016	0.015
すみだ環境ふれあい館	0.020	0.019	—	—	—	—	—	—	—	—
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	—	—	0.020	0.020	0.018	0.017	0.015	—	—	—



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区役所分室	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区役所分室	0.057	0.056	0.049	0.045	0.061	0.061	0.051	0.034	0.034	0.035
すみだ環境ふれあい館	0.053	0.049	-	-	-	-	-	-	-	-
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	-	-	0.040	0.043	0.046	0.042	0.036	-	-	-



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区役所分室	0.047	0.047	0.047	0.048	0.046	0.038	0.036	0.039	0.036	0.037
すみだ環境ふれあい館	0.042	0.040	-	-	-	-	-	-	-	-
すみだ清掃事務所 亀沢事業所	-	-	0.041	0.045	0.043	0.038	0.042	-	-	-

(2) 光化学スモッグ

光化学オキシダントは、自動車や工場等から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽の紫外線を受け複雑な化学反応を起こし二次的に生成されるものであり、目や粘膜への刺激、植物への被害等の影響がある。

令和5年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、東京都全体で4日、墨田区が属する東京都区北部地域は3日であった。東京都区北部地域は、5月と7月に発令があった。

墨田区では、光化学スモッグ注意報等の発令時には、防災無線等を使って区内に屋外での運動を控えるよう注意を呼びかけている。

光化学スモッグ注意報等の発令状況

() 東京都全体

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予 報	3 (4)	3 (3)	0 (0)	2 (3)	1 (2)	1 (1)
注 意 報	2 (9)	1 (7)	2 (6)	2 (6)	2 (7)	3 (4)
学校情報	11(22)	8 (16)	5 (17)	6 (16)	8 (17)	7 (19)

(3) アスベスト対策

区では、平成17年9月から「民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱」を適用し、民間住宅や中小企業の建築物における吹付け材のアスベスト含有に関する分析費用の助成を行うとともに、除去工事費用の融資あっ旋及び利子分の補助等を行っている。

平成28年12月から「建築物の解体等工事に係るアスベスト飛散防止に関する指導要綱」を制定し、全ての建築物の解体等工事について、アスベストに関する事前調査を行うように指導し、その結果を区へ報告すること及び現場に掲示することを求めている。また、大気汚染防止法の改正に伴い、令和4年4月1日以降に着工する一定規模以上の建築物等の解体等工事について、アスベストに関する事前調査の結果を労働基準監督署及び自治体に報告することが義務付けられ、原則として国の石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこととなった。令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体等工事について、必要な知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録されている者）による事前調査の実施が義務付けられた。

アスベスト含有建築物解体等工事については、「大気汚染防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、特定粉じん排出等作業実施届出書等の提出を受け、工事施工前にアスベストの飛散防止対策の確認及び指導を行っている。

アスベストに関する受付件数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
分析調査費助成件数	5件	6件	5件	4件	2件
アスベストの事前調査に係る報告書	388件	334件	465件	2,106件	2,209件
特定粉じん排出等作業実施届出書	43件	48件	21件	33件	32件

(4) 眺望調査

大気汚染状況を把握するには、各種汚染物質を測定する方法以外に、一定の対象物を眺望す

る方法があり、平成3年4月から富士山等の観測を庁舎14階で行っている。観測結果は次の表のとおりである。令和5年度は、ほぼ例年どおりの結果となった。

観測期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

観測時刻：午前9時

ア 観測対象と観測結果

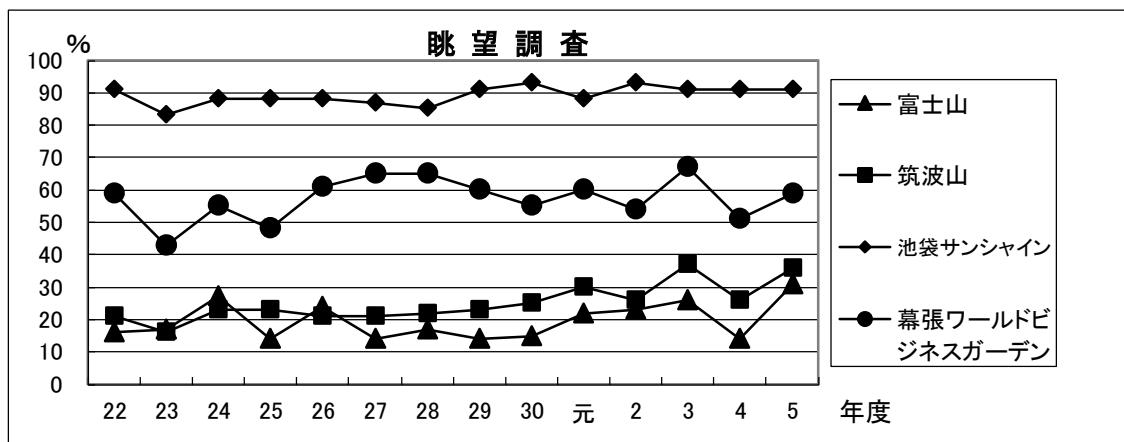
観測対象	方角	距離	観測日数	見えた日	割合
富士山	西	106km	243	75	30.9
筑波山	北東	64km		87	35.8
池袋サンシャイン	西北西	8km		222	91.4
幕張ワールドビジネスガーデン	東南東	22km		143	58.8

イ 月別観測結果

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
観測日数	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20	243
富士山	3	6	1	0	3	5	10	8	13	13	8	5	75
筑波山	3	8	2	2	4	3	12	8	12	15	10	8	87
池袋サンシャイン	19	17	17	20	22	18	21	20	19	19	17	13	222
幕張ワールドビジネスガーデン	13	12	7	9	18	11	15	8	13	14	13	10	143

ウ 経年変化

年度	見えた日/観測日数													単位：%
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
富士山	16	17	27	14	24	14	17	14	15	22	23	26	14	31
筑波山	21	16	23	23	21	21	22	23	25	30	26	37	26	36
池袋サンシャイン	91	83	88	88	88	87	85	91	93	88	93	91	91	91
幕張ワールドビジネスガーデン	59	43	55	48	61	65	65	60	55	60	54	67	51	59



(5) ダイオキシン類測定結果

ア 調査日

大気測定：令和6年2月1日～2月8日 連続7日間

イ 調査内容

大気中のダイオキシン類調査

大気環境基準値 [0.6pg-TEQ/m³]

ウ 調査結果

(単位 : pg-TEQ/m³)

調査地点	測定値
亀沢のぞみの家	0.024
墨田区立桜堤中学校	0.023

《参考》 墨田清掃工場ダイオキシン類調査結果

測定項目 : 排ガス [単位 : ng-TEQ/m³N]

測 定 日	測 定 値
令和5年4月21日	0.00000053
令和5年11月17日	0.00000022

規制基準値 : 1 ng-TEQ/m³N

◇ n g (ナノグラム) : 10億分の1グラム

◇ T E Q : ダイオキシン類の毒性を 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに等価換算した量

◇ m³N : ノルマル立方メートルを示し、標準状態 (0°C、1気圧) における気体 1 立方メートル

◇ p g (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

(6) 大気中の有害化学物質の測定結果

- ア 調査日 令和5年7月26日（水）～8月2日（水） 連続7日間
 有害化学物質は、令和6年8月1日（火）～8月2日（水） 連続24時間
 令和6年1月10日（水）～1月17日（水） 連続7日間
 有害化学物質は、令和6年1月16日（火）～1月17日（水） 連続24時間
- イ 調査場所 区立堅川中学校、フクシ・エンタープライズ墨田フィールド（墨田区総合運動場）
- ウ 調査結果 環境基準*1の設定されている項目については両地点とも環境基準を満たしていた。微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、夏季・冬季それぞれ1週間の測定のため、単純に年平均値との比較はできないが、環境基準の1日平均値は満たしていた。
 調査結果は次のとおりである。

(ア) 挥発性有機化合物等

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

項目	区立堅川中学校			フクシ・エンタープライズ墨田フィールド			基準値等
	夏季	冬季	年平均	夏季	冬季	年平均	
ベンゼン	1.3	0.77	1.0	0.86	0.56	0.71	3 ^{*1}
トリクロロエチレン	0.37	0.77	0.57	0.86	1.9	1.4	130 ^{*1}
テトラクロロエチレン	0.098	0.17	0.13	0.16	0.17	0.17	200 ^{*1}
ジクロロメタン	1.2	0.94	1.1	1.1	0.74	0.92	150 ^{*1}
アクリロニトリル	0.18	(0.012)	0.096	0.21	(0.012)	0.11	2 ^{*2}
塩化ビニルモノマー	(0.0072)	<0.004	0.0046	<0.0025	<0.004	0.0016	10 ^{*2}
クロロホルム	0.21	0.15	0.18	0.21	0.15	0.18	18 ^{*2}
1,2-ジクロロエタン	0.055	0.088	0.072	0.062	0.091	0.077	1.6 ^{*2}
1,3-ブタジエン	0.28	0.067	0.17	0.17	0.022	0.096	2.5 ^{*2}
酸化エチレン	0.095	0.036	0.066	0.11	0.047	0.079	-
塩化メチル	1.3	1.2	1.3	1.3	1.2	1.3	94 ^{*2}
トルエン	4.8	5.6	5.2	4.0	3.9	4.0	-
アセトアルデヒド	5.3	1.2	3.3	2.6	0.82	1.7	120 ^{*2}
ホルムアルデヒド	4.1	1.4	2.8	3.5	0.94	2.2	0.8 ^{*3}
ベンゾ[a]ピレン	0.00015	0.000054	0.00010	0.00020	0.00014	0.00017	0.00011 ^{*4}
ニッケル化合物	0.0034	0.0036	0.0035	0.0031	0.0068	0.0050	0.025 ^{*2}
ひ素化合物	0.00039	0.00094	0.00067	0.00052	0.0019	0.0012	0.006 ^{*2}
ベリリウム化合物	<0.000016	(0.000055)	0.000032	(0.000017)	0.00011	0.000064	0.004 ^{*3}
マンガン化合物	0.025	0.063	0.044	0.036	0.15	0.093	0.14 ^{*2}
クロム化合物	0.0080	0.0086	0.0083	0.0072	0.014	0.011	-
水銀化合物	0.0019	0.0015	0.0017	0.0017	0.0015	0.0016	0.04 ^{*2}

備考) < の値は検出下限値未満を示す。() の値は検出下限値以上定量下限値未満の値であることを示す。

検出下限値未満は、検出下限値の1/2を用いて平均値を算出した。

*1：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」平成9年2月4日環境庁告示第4号

*2：環境中の有害大気汚染による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

*3：EPA10-5リスクレベル基準値（参考基準値）

*4：WHO欧洲事務局ガイドライン値（参考基準値）ただし、クロム及びその化合物は六価クロムとしての参考基準値を示す。

(イ) 微小粒子状物質 (2.5 μm以下)

単位: μg/m³

項目	区立堅川中学校			フクシ・エンタープライズ墨田フィールド			環境基準等
	夏季	冬季	平均値	夏季	冬季	平均値	
粉じん(PM2.5)	8.4	7.4	7.9	8.4	5.9	7.2	1日平均値:35 1年平均値:15
元素状炭素(EC)	1.21	0.896	1.05	0.918	0.499	0.708	
元素状炭素(EC1)	0.586	0.633	0.610	0.463	0.385	0.424	
元素状炭素(EC2)	0.835	0.476	0.656	0.673	0.312	0.493	
元素状炭素(EC3)	0.127	0.049	0.088	0.132	0.017	0.075	
有機炭素(OC)	3.11	2.17	2.64	3.35	1.60	2.47	
有機炭素(OC1)	<0.3	0.33	0.3	<0.3	0.19	0.2	
有機炭素(OC2)	1.30	0.48	0.89	1.43	0.43	0.93	
有機炭素(OC3)	1.01	0.70	0.86	1.06	0.49	0.78	
有機炭素(OC4)	0.46	0.393	0.43	0.50	0.270	0.39	
硫酸イオン	1.80	0.747	1.27	1.92	0.741	1.33	
硝酸イオン	0.353	1.35	0.849	0.292	1.34	0.817	
塩化物イオン	0.070	0.377	0.223	0.065	0.343	0.204	
ナトリウムイオン	0.138	0.095	0.116	0.132	0.103	0.118	
カリウムイオン	0.0576	0.081	0.0691	0.0699	0.095	0.0824	
カルシウムイオン	0.070	0.066	0.068	0.044	0.118	0.081	
マグネシウムイオン	0.020	0.0106	0.015	0.019	0.0139	0.016	
アンモニウムイオン	0.522	0.626	0.574	0.531	0.570	0.550	

粉じん濃度の環境基準：1年平均値が15 μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m³以下であること。

(ウ) 微小粒子状物質日別一覧 (2.5 μm以下)

単位: μg/m³

	調査日	区立堅川中学校	フクシ・エンタープライズ墨田フィールド	環境基準値*
夏 季	令和5年7月26日～7月27日	17.0	15.1	35
	令和5年7月27日～7月28日	9.2	10.1	
	令和5年7月28日～7月29日	7.2	7.6	
	令和5年7月29日～7月30日	7.5	8.3	
	令和5年7月30日～7月31日	5.7	5.6	
	令和5年7月31日～8月1日	5.9	5.7	
	令和5年8月1日～8月2日	6.1	6.3	
冬 季	令和6年1月10日～1月11日	7.0	7.2	
	令和6年1月11日～1月12日	18.6	11.1	
	令和6年1月12日～1月13日	8.8	8.2	
	令和6年1月13日～1月14日	4.4	3.7	
	令和6年1月14日～1月15日	5.4	6.1	
	令和6年1月15日～1月16日	2.1	1.8	
	令和6年1月16日～1月17日	5.3	3.5	
夏季・冬季平均		7.9	7.2	15

* : 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

平成21年9月9日 環境庁告示第33号

3 水質汚濁

墨田区は、隅田川と荒川に接し、内部には北十間川、旧中川等が流れ、文化的にも歴史的にも川とは縁の深い地域である。ところが、これらの河川も人口や産業の集中により、一時は悪臭を発するほどに汚れてしまった。しかし、下水道の整備により家庭排水や工場排水が直接河川に流入しなくなったことやヘドロの浚渫や浄化用水の導入などにより、昭和46年頃から浄化が進み、臭気を発することも少なくなってきた。

このような中で、河川は都市に残された貴重なオープンスペースとして再認識され、自然環境機能の回復や快適な水辺環境としての整備が望まれるようになってきた。

しかし、いったん汚れてしまった河川は、元に戻すには多くの費用と時間が必要となる。区内の下水道システムは、生活排水等と屋根や道路などに降った雨水を同じ下水道管に流す合流式であるため、豪雨の際には、マンホールなどから下水が溢れ出るといった浸水被害が起きることが過去にあった。このような浸水を防止するため、大雨が降ると下水をポンプ所から河川にやむを得ず放流している状況である。

また、降雨時には長年蓄積された川底に堆積しているヘドロの巻き上げ等で水質の悪化が起これ、時には魚の浮上も見られる。これらを防止するためヘドロの浚渫、浄化用水の導入、河川浄化の啓発等が行われている。また、河川への汚水まじりの雨水排出を防止するために、都では下水道の改善整備を推進しており、区でも雨水の流出抑制の観点から積極的に雨水利用をすすめている。平成6年には隅田川流域の下水道普及率が100%を達成した。今後、河川の水質の向上を図るには、下水処理場に高度処理を導入したり、上流の水循環を回復し湧水を増やしたり、豪雨時の対策として雨水貯留施設の設置や、汚水と雨水を別々の下水道管で集める分流式に転換する必要がある。

本区では、河川の水質状況を把握するため、昭和48年度から水質調査を続けている。

また、東京を代表する河川でもある隅田川の浄化のため、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川の流域自治体9区（墨田区、中央区、台東区、江東区、北区、荒川区、板橋区、練馬区（令和2年度脱退）、足立区）で昭和53年度に隅田川水系浄化対策連絡協議会を発足させ、合同水質調査、水質浄化の啓発等を行っている。同協議会の事業の一環として毎年9月と2月の同一日時に、本区では隅田川の両国橋で採水し、測定している。

河川水質調査及び隅田川水系合同水質調査の結果は次のとおりである。

(1) 調査期間

令和5年5月～令和6年2月

(2) 調査地点

No	調査地点	河川名	No	調査地点	河川名
1	二之橋	豎川	6	桜橋	隅田川
2	天神橋	横十間川	7	東武橋	北十間川
3	京成橋	北十間川	8	枕橋	北十間川
4	平井橋	旧中川	9	両国橋*	隅田川
5	木根川橋	荒川			

*隅田川水系連絡協議会による合同調査のため年2回のみ実施

(3) 調査項目

現場測定項目	気温、水温、臭氣、透視度、色相
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素 (DO)、化学的酸素要求量 (COD)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、大腸菌数
その他の項目	塩化物イオン (Cl^-)、りん酸性りん ($\text{PO}_4^{3-}\text{-P}$)、アンモニア性窒素 ($\text{NH}_4^+\text{-N}$)、全りん (T-P)、全窒素 (T-N)
健康項目 (一部)	カドミウム、シアン、鉛、ひ素、六価クロム、総水銀、PCB、アルキル水銀、ふつ素

*現場測定項目、生活環境項目、その他の項目は年4回測定

*健康項目は令和6年2月1日に測定

(4) 調査結果

二之橋、京成橋、桜橋、東武橋及び枕橋の地点で DO の環境基準を満たしていなかった。平井橋の地点で BOD の環境基準を満たしていなかった。二之橋、枕橋の地点で大腸菌数の環境基準を満たしていなかった。天神橋の地点でふつ素の環境基準を満たしていなかった。

平成 29 年度に環境基準の水域類型の指定見直しが実施され、環境基準が引上げられた河川では、DO 及び BOD について環境基準を満たさない地点が見られる。採水時の降雨の影響が見られること及び年度によって測定結果に若干の変動もあることから、引き続き経過観察を行う。

調査結果は次のとおりである。

二之橋（堅川）

	5月10日(水)	9月6日(水)	11月1日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(A類型)
採水時刻	11:16	9:39	11:07	9:50		
気温(°C)	22.8	28.4	23.0	12.8		
水温(°C)	20.0	28.0	20.8	11.8		
色相	濃緑色	濃青緑色	黄緑色	暗青緑色		
臭氣	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	>100	>100	>100	>100	平均	環境基準(A類型)
pH	7.1	6.9	7.3	7.5	7.2	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	4.3	2.7	3.2	6.7	4.2	7.5mg/l 以上
BOD(mg/l)	2.1	1.8	0.7	1.0	1.4	2mg/l 以下
COD(mg/l)	4.2	4.0	3.0	3.6	3.7	—
SS(mg/l)	2	2	2	2	2	25mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	860	470	16	3	—	300CFU/100ml 以下
Cl ⁻ (mg/l)	6,550	3,490	13,100	14,400	9,380	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.230	0.251	0.170	0.125	0.194	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	1.33	1.33	0.57	1.22	1.11	
全りん(mg/l)	0.321	0.426	0.190	0.198	0.284	
全窒素(mg/l)	5.82	6.76	4.63	5.75	5.74	

天神橋（横十間川）

	5月10日(水)	9月6日(水)	11月1日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(B類型)
採水時刻	10:58	11:23	10:49	12:03		
気温(°C)	27.8	30.2	25.5	17.1		
水温(°C)	23.5	29.9	20.5	11.2		
色相	暗黄緑色	暗黄緑色	暗緑色	暗黄緑色		
臭氣	無臭	下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	>100	53	97	96	平均	環境基準(B類型)
pH	7.4	7.2	7.3	7.7	7.4	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	7.4	6.1	5.3	8.1	6.7	5mg/l 以上
BOD(mg/l)	0.5	1.5	0.6	1.0	0.9	3mg/l 以下
COD(mg/l)	3.4	3.2	2.8	2.9	3.1	—
SS(mg/l)	1	4	4	4	3	25mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	40	6	15	3.0	—	1000CFU/100ml 以下
Cl ⁻ (mg/l)	5,600	4,560	11,100	17,900	9,790	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.222	0.253	0.199	0.091	0.191	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	0.66	0.55	0.40	0.32	0.48	
全りん(mg/l)	0.274	0.336	0.212	0.128	0.238	
全窒素(mg/l)	4.26	3.60	3.77	4.06	3.92	

京成橋（北十間川）

	5月10日(水)	9月6日(水)	11月1日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(A類型)
採水時刻	10:43	11:10	10:35	11:45		
気温(°C)	27.2	30.2	23.0	16.7		
水温(°C)	0.9	30.0	20.3	11.8		
色相	暗緑色	暗緑色	灰茶色	暗緑色		
臭氣	微下水臭	微下水臭	微下水臭	無臭		
透視度	>100	>100	45	>100	平均	環境基準(A類型)
pH	7.3	7.2	7.4	7.7	7.4	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	6.2	5.8	7.0	8.8	7.0	7.5mg/l 以上
BOD(mg/l)	2.6	1.1	0.6	1.0	1.3	2mg/l 以下
COD(mg/l)	4.0	3.0	2.3	2.9	3.1	—
SS(mg/l)	3	2	7	3	4	25mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	77	33	11	7	—	300CFU/100ml 以下
Cl ⁻ (mg/l)	5,800	3,660	10,700	15,600	8,940	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.320	0.223	0.202	0.158	0.226	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	0.72	0.65	0.44	0.65	0.62	
全りん(mg/l)	0.339	0.309	0.227	0.159	0.259	
全窒素(mg/l)	4.34	3.84	4.42	4.82	4.36	

平井橋（旧中川）

	5月10日(水)	9月6日(水)	11月1日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(A類型)
採水時刻	10:20	10:47	10:13	11:31		
気温(°C)	24.9	29.7	22.5	16.2		
水温(°C)	22.5	29.1	21.8	10.5		
色相	暗緑色	暗黄緑色	灰茶色	灰茶色		
臭氣	無臭	微下水臭	微下水臭	無臭		
透視度	85	>100	86	29		
pH	7.2	7.1	7.3	8.5	7.5	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	5.9	4.3	6.0	19.9	9.0	7.5mg/l 以上
BOD(mg/l)	2.6	1.8	0.6	6.7	2.9	2mg/l 以下
COD(mg/l)	3.4	4.1	2.8	5.2	3.9	—
SS(mg/l)	3	3	1	8	4	25mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	72	22	100	1.0	—	300CFU/100ml 以下
Cl ⁻ (mg/l)	4,580	2,010	8,870	17,400	8,210	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.159	0.256	0.151	0.024	0.148	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	0.96	0.94	0.59	0.35	0.71	
全りん(mg/l)	0.254	0.280	0.168	0.112	0.204	
全窒素(mg/l)	4.70	4.73	4.42	3.39	4.31	

木根川橋（荒川）

	5月10日(水)	9月6日(水)	11月1日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(C類型)
採水時刻	9:56	10:29	9:58	10:42		
気温(°C)	23.2	29.1	20.0	16.2		
水温(°C)	20.5	29.1	20.5	12.5		
色相	茶褐色	暗緑色	灰茶色	暗青緑色		
臭氣	無臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	51	46	35	90		
pH	7.1	7.1	7.2	7.5	7.2	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	4.8	5.5	4.6	7.8	5.7	5mg/l 以上
BOD(mg/l)	3.5	3.7	0.9	1.5	2.4	5mg/l 以下
COD(mg/l)	5.3	4.7	4.1	4.2	4.6	—
SS(mg/l)	6	7	12	5	8	50mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)					—	なし
Cl ⁻ (mg/l)	880	855	4,870	6,600	3,300	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.282	0.281	0.186	0.133	0.221	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	2.22	1.03	0.96	1.95	1.54	
全りん(mg/l)	0.387	0.318	0.217	0.294	0.304	
全窒素(mg/l)	6.05	4.72	5.62	7.28	5.92	

桜橋（隅田川）

	5月10日(水)	9月6日(水)	11月1日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(C類型)
採水時刻	9:07	9:00	8:57	9:04		
気温(°C)	18.2	31.2	17.0	12.2		
水温(°C)	20.3	28.8	20.0	12.1		
色相	灰茶色	暗青緑色	灰茶色	暗緑色		
臭氣	微下水臭	下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	68	82	82	>100		
pH	7.0	6.9	7.2	7.8	7.2	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	3.1	2.3	2.7	7.2	3.8	5mg/l 以上
BOD(mg/l)	3.2	1.9	1.0	0.6	1.7	5mg/l 以下
COD(mg/l)	4.8	4.8	3.7	2.5	4.0	—
SS(mg/l)	3	5	5	2	4	50mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)					—	なし
Cl ⁻ (mg/l)	2,480	2,960	8,520	13,700	6,910	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.403	0.392	0.189	0.129	0.278	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	2.15	1.48	0.81	0.97	1.35	
全りん(mg/l)	0.427	0.438	0.215	0.173	0.313	
全窒素(mg/l)	6.95	6.51	5.49	5.19	6.04	

東武橋（北十間川）

	5月10日(水)	9月6日(水)	11月1日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(A類型)
採水時刻	9:26	9:19	9:20	9:25		
気温(°C)	22.0	30.2	21.5	13.1		
水温(°C)	22.8	29.4	20.0	11.4		
色相	灰茶色	暗緑色	黄緑色	暗緑色		
臭氣	無臭	微下水臭	下水臭	微下水臭		
透視度	>100	77	98	>100	平均	環境基準(A類型)
pH	7.1	7.1	7.3	7.6	7.3	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	3.4	5.2	6.4	7.5	5.6	7.5mg/l 以上
BOD(mg/l)	1.8	2.7	0.8	0.9	1.6	2mg/l 以下
COD(mg/l)	4.0	3.8	3.1	3.3	3.6	—
SS(mg/l)	5	6	5	3	5	25mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	350	210	44	1	—	300CFU/100ml以下
Cl ⁻ (mg/l)	7,650	3,770	11,100	15,000	9,380	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.259	0.281	0.200	0.105	0.211	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	0.47	1.09	0.51	0.95	0.76	
全りん(mg/l)	0.391	0.347	0.216	0.164	0.280	
全窒素(mg/l)	3.61	5.82	4.81	5.50	4.94	

枕橋（北十間川）

	5月10日(水)	9月6日(水)	11月1日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(A類型)
採水時刻	8:56	8:44	8:44	8:51		
気温(°C)	21.2	30.9	20.0	11.0		
水温(°C)	22.6	29.6	20.5	11.5		
色相	暗緑色	濃緑色	灰茶色	暗黄緑色		
臭氣	無臭	下水臭	微下水臭	微下水臭		
透視度	74	>100	80	>100	平均	環境基準(A類型)
pH	6.9	6.8	7.1	7.3	7.0	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	2.5	2.3	3.4	6.1	3.6	7.5mg/l 以上
BOD(mg/l)	2.9	1.5	0.8	1.0	1.6	2mg/l 以下
COD(mg/l)	4.2	5.7	4.2	5.3	4.9	—
SS(mg/l)	3	3	2	2	3	25mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)	320	940	28	2	—	300CFU/100ml以下
Cl ⁻ (mg/l)	4,370	1,150	6,300	7,400	4,800	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.336	0.134	0.194	0.090	0.189	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	1.93	1.57	0.99	2.67	1.79	
全りん(mg/l)	0.396	0.546	0.228	0.303	0.368	
全窒素(mg/l)	6.91	8.29	6.37	8.83	7.60	

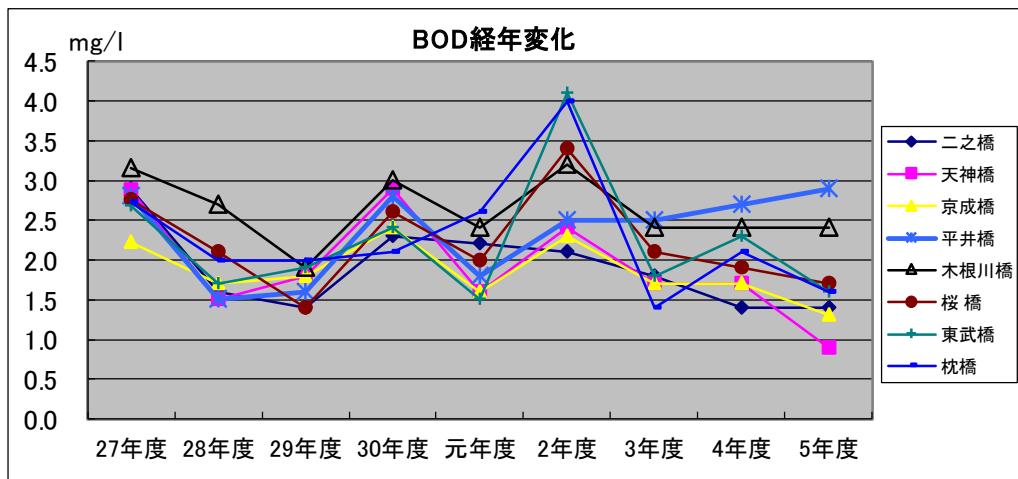
両国橋（隅田川）※隅田川水系合同水質調査

	9月6日(水)	2月1日(木)	平均	環境基準(C類型)
採水時刻	10:00	10:04		
気温(°C)	29.8	17.0		
水温(°C)	29.0	14.5		
色相	暗青緑色	暗緑色		
臭氣	下水臭	微下水臭		
透視度	>100	57	平均	環境基準(C類型)
pH	6.8	7.7	7.3	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/l)	3.3	8.5	5.9	5mg/l 以上
BOD(mg/l)	1.8	3.1	2.5	5mg/l 以下
COD(mg/l)	4.7	3.7	4.2	—
SS(mg/l)	3	5	4	50mg/l 以下
大腸菌数(CFU/100ml)			—	なし
Cl ⁻ (mg/l)	2,910	19,400	11,100	
PO ₄ ³⁻ -P(mg/l)	0.301	0.060	0.181	
NH ₄ ⁺ -N(mg/l)	1.24	0.75	1.00	
全りん(mg/l)	0.504	0.184	0.344	
全窒素(mg/l)	6.30	4.90	5.60	

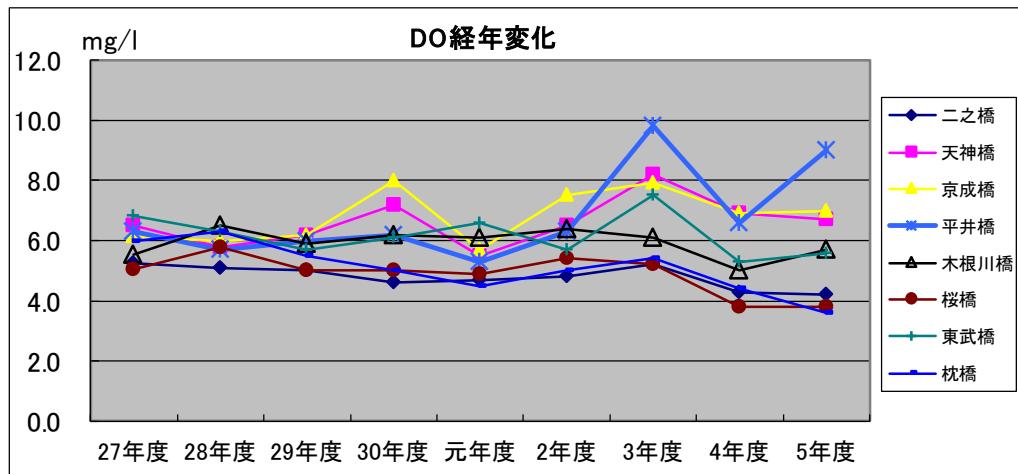
健康項目調査(測定点:横十間川 天神橋)

測定項目	測定値	環境基準	測定項目	測定値	環境基準
カドミウム	0.0003mg/l	0.003mg/l 以下	1,2-ジクロロエタン	0.0002mg/l 未満	0.004mg/l 以下
全シアン	0.01mg/l 未満	検出されないこと。	1,1-ジクロロエチレン	0.0002mg/l 未満	0.1mg/l 以下
鉛	0.002mg/l 未満	0.01mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.0002mg/l 未満	0.04mg/l 以下
六価クロム	0.002mg/l 未満	0.02mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.0002mg/l 未満	1mg/l 以下
砒素	0.001mg/l	0.01mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.0002mg/l 未満	0.006mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 未満	0.0005mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.0002mg/l 未満	0.01mg/l 以下
アルキル水銀	0.0005mg/l 未満	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.0002mg/l 未満	0.01mg/l 以下
PCB	0.0005mg/l 未満	検出されないこと。	1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/l 未満	0.002mg/l 以下
ジクロロメタン	0.0002mg/l 未満	0.02mg/l 以下	チウラム	0.0006mg/l 未満	0.006mg/l 以下
四塩化炭素	0.0002mg/l 未満	0.002mg/l 以下	シマジン	0.0003mg/l 未満	0.003mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.65mg/l	10mg/l 以下	チオベンカルブ	0.0003mg/l 未満	0.02mg/l 以下
ふつ素	0.92mg/l	0.8mg/l 以下	ベンゼン	0.0002mg/l 未満	0.01mg/l 以下
陰イオン界面活性剤	0.14mg/l	基準なし	セレン	0.001mg/l 未満	0.01mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.005mg/l 未満	0.05mg/l 以下			

水質経年変化図



		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
BOD	二之橋	2.9	1.6	1.4	2.3	2.2	2.1	1.8	1.4	1.4
	天神橋	2.9	1.5	1.8	2.9	1.6	2.4	1.7	1.7	0.9
	京成橋	2.2	1.7	1.8	2.4	1.6	2.3	1.7	1.7	1.3
	平井橋	2.8	1.5	1.6	2.8	1.8	2.5	2.5	2.7	2.9
	木根川橋	3.2	2.7	1.9	3.0	2.4	3.2	2.4	2.4	2.4
	桜橋	2.8	2.1	1.4	2.6	2.0	3.4	2.1	1.9	1.7
	東武橋	2.7	1.7	1.9	2.4	1.5	4.1	1.8	2.3	1.6
	枕橋	2.7	2.0	2.0	2.1	2.6	4.0	1.4	2.1	1.6



		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
DO	二之橋	5.3	5.1	5.0	4.6	4.7	4.8	5.2	4.3	4.2
	天神橋	6.5	5.8	6.2	7.2	5.5	6.5	8.2	6.9	6.7
	京成橋	6.1	6.0	6.2	8.0	5.7	7.5	7.9	6.9	7.0
	平井橋	6.3	5.7	6.0	6.2	5.3	6.3	9.8	6.6	9.0
	木根川橋	5.6	6.5	5.9	6.2	6.1	6.4	6.1	5.0	5.7
	桜橋	5.1	5.8	5.0	5.0	4.9	5.4	5.2	3.8	3.8
	東武橋	6.8	6.3	5.7	6.1	6.6	5.7	7.5	5.3	5.6
	枕橋	6.0	6.3	5.5	5.0	4.5	5.0	5.4	4.4	3.6

4 交通公害

大都市地域における大気汚染原因物質は窒素酸化物や浮遊粒子状物質等によるものであり、その主な排出源は自動車からのものである。自動車排出ガス中の窒素酸化物の8割、浮遊粒子状物質についてはそのほとんどがディーゼル車から排出されている。特にディーゼル車から排出される黒煙に代表される粒子状物質は発がん性や呼吸器系疾患のおそれがあり、区民の生命や健康への影響が心配される。

交通公害の原因としては、ディーゼル車の排ガス対策が不十分なことや自動車の保有台数の増加が考えられる。特にディーゼル車は、走行量が少ない割に窒素酸化物や浮遊粒子状物質の排出量が多く、排出規制や規制未対応自動車への取締りだけではなく、物流の合理化や公共交通機関の利用、エコドライブの普及、低公害車への転換など総合的な対策が必要である。

このような現状の中で、平成15年10月から「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)によりディーゼル車の排出ガス規制が実施され大気汚染状況は改善している。本区が実施している令和5年度の大気汚染常時測定結果では、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質、二酸化窒素の全ての項目について、庁舎分室で環境基準(長期的評価)を満たしていた。

本区では、道路交通騒音や振動を継続的に監視するため、主要道路で調査を行っている。また、低公害車による環境パトロールや苦情処理などを行うとともに、大気汚染軽減のためのPRを行っている。さらに、「環境確保条例」の中では、自動車を運転する人にアイドリング・ストップが義務付けられている。今後、本区としても都と連携を取りながら、自動車公害対策の一層の強化を図っていく必要がある。

(1) 道路交通騒音・振動・交通量調査

自動車による公害を継続的に監視するため、主要幹線道路の道路交通騒音・振動・交通量を調査している。令和5年度は下記の10か所で道路交通騒音と自動車交通量を、5か所で道路交通振動を測定した。測定地点のうち、水戸街道(コモディイイダ前及び四ツ木橋手前)では夜間における騒音の要請限度を超えていた。

測定結果は次のとおりである。

ア 測定地点と測定期間

No	測 定 地 点		測定期間
	道 路 名	測 定 場 所	
1	水戸街道	東向島一丁目28番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		コモディイイダ前	
2	水戸街道	墨田四丁目61番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		四ツ木橋手前	
3	明治通り	東向島六丁目6番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		東向島児童館前	
4	明治通り	東向島三丁目17番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		コーポエクセル前	
5	京葉道路	江東橋一丁目7番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		都立両国高校前	
6	京葉道路	両国一丁目11番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		両国橋児童遊園前	
7	蔵前橋通り	横網二丁目3番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		都立横網町公園前	
8	蔵前橋通り	太平一丁目17番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		法恩寺橋児童遊園前	
9	三ツ目通り	菊川三丁目17番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		アドン菊川ビル前	
10	三ツ目通り	本所四丁目1番	令和5年9月11日（月）～9月15日（金）
		本四三ツ目児童遊園前	

騒音の測定は、連続する7日間のうち3日間（祝祭日を除く）を選び実施

振動の測定は、騒音の測定期間中のうち2日間にわたり24時間実施

交通量の測定は、昼間2時間、夜間2時間を騒音の測定期間中の1日間で実施

イ 道路交通騒音調査結果

単位 : dB(A)

No	道 路 名 測 定 場 所	区域の区分 車線等	等価騒音レベル	
			昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
1	水 戸 街 道 コモディイイダ前	c 2車線以上	73 ○	71 ×
2	水 戸 街 道 四ツ木橋手前	c 2車線以上	74 ○	72 ×
3	明 治 通 り 東向島児童館前	c 2車線以上	71 ○	67 ○
4	明 治 通 り コーポエクセル前	c 2車線以上	70 ○	67 ○
5	京 葉 道 路 都立両国高校前	c 2車線以上	69 ○	65 ○
6	京 葉 道 路 両国橋児童遊園前	c 2車線以上	70 ○	68 ○
7	蔵 前 橋 通 り 都立横網町公園前	b 2車線以上	72 ○	68 ○
8	蔵 前 橋 通 り 法恩寺橋児童遊園前	b 2車線以上	71 ○	64 ○
9	三 ツ 目 通 り アドン菊川ビル前	c 2車線以上	69 ○	67 ○
10	三 ツ 目 通 り 本四三ツ目児童遊園前	c 2車線以上	71 ○	69 ○

※ 測定値は3日間の平均値

○×は要請限度との比較を表している。要請限度は区域の区分がb区域のうち
2車線以上の車線を有する区域及びc区域で昼間75dB、夜間70dBである。

ウ 道路交通騒音調査結果・経年変化(等価騒音レベル)

単位 : dB(A)

No	道 路 名 測 定 場 所		30年度	元年度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
1	水 戸 街 道 コモディイイダ前	昼間	73	72	71	73	73	73
		夜間	70	70	69	70	71	71
2	水 戸 街 道 四ツ木橋手前	昼間	73	73	73	74	73	74
		夜間	72	71	71	72	72	72
3	明 治 通 り 東 向 島 児 童 館 前	昼間	70	69	69	68	69	71
		夜間	67	66	65	65	66	67
4	明 治 通 り コ一ポエクセル前	昼間	71	67	68	68	68	70
		夜間	65	65	66	66	66	67
5	京 葉 道 路 都 立 兩 国 高 校 前	昼間	70	68	68	67	67	69
		夜間	66	65	64	64	64	65
6	京 葉 道 路 兩 国 橋 児 童 遊 園 前	昼間	70	69	69	69	69	70
		夜間	68	68	67	68	67	68
7	蔵 前 橋 通 り 都 立 橋 綱 町 公 園 前	昼間	70	70	68	70	70	72
		夜間	65	66	64	65	66	68
8	蔵 前 橋 通 り 法 恩 寺 橋 児 童 遊 園 前	昼間	67	67	66	65	67	71
		夜間	62	63	62	61	63	64
9	三 ツ 目 通 り ア ド ン 菊 川 ビ ル 前	昼間	69	70	67	67	68	69
		夜間	67	67	65	65	66	67
10	三 ツ 目 通 り 本 四 三 ツ 目 児 童 遊 園 前	昼間	70	69	68	68	70	71
		夜間	68	67	67	67	69	69

※ 測定値は3日間の平均値

要請限度は、区域の区分がb区域のうち2車線以上の車線を有する区域及びc区域で、
昼間75dB、夜間70dBである。

平成29年度までのNo. 6は、東京ガス前（緑二丁目13番）での測定値

令和2年度までのNo. 9は、都営新宿線菊川駅前（菊川三丁目16番）での測定値

エ 道路交通振動調査結果

単位 : dB

No	道 路 名 測 定 場 所	区域の区分	振動レベル	
			昼間	夜間
1	水 戸 街 道 コモディイイダ前	第2種区域	46	44
			○	○
2	明 治 通 り 東 向 島 児 童 館 前	第2種区域	43	39
			○	○
3	京 葉 道 路 都 立 兩 国 高 校 前	第2種区域	41	38
			○	○
4	蔵 前 橋 通 り 都 立 橋 綱 町 公 園 前	第1種区域	47	41
			○	○
5	三 ツ 目 通 り 本 四 三 ツ 目 児 童 遊 園 前	第2種区域	42	42
			○	○

※ 測定値は1日間測定した平均値

○×は要請限度との比較を表している。要請限度は区域の区分が第1種区域で
昼間65dB、夜間60dB、第2種区域で昼間70dB、夜間65dBである。

第1種区域の昼間は8時～19時、夜間は19時～8時である。

第2種区域の昼間は8時～20時、夜間は20時～8時である。

才 自動車交通量調査結果

No	道 路 名 測 定 場 所 測 定 日		昼間(6時-22時)		夜間(22時-6時)		平均
			1	2	3	4	
			交通量(台/10分)	大型車混入率(%)	二輪車混入率(%)	大型車混入率(%)	
1	水 戸 街 道 コモディイイダ前	交通量(台/10分)	303	289	141	60	198
		大型車混入率(%)	13.9	12.8	9.2	28.3	13.7
		二輪車混入率(%)	5.3	4.3	9.0	9.1	5.9
2	水 戸 街 道 四ツ木橋手前	交通量(台/10分)	369	360	177	70	244
		大型車混入率(%)	17.3	13.9	9.0	21.4	14.9
		二輪車混入率(%)	7.1	5.0	7.3	4.1	6.2
3	明 治 通 り 東向島児童館前	交通量(台/10分)	190	215	70	15	123
		大型車混入率(%)	22.1	16.3	14.3	33.3	18.8
		二輪車混入率(%)	4.0	8.1	9.1	11.8	6.8
4	明 治 通 り コー ポ エ クセル前	交通量(台/10分)	196	251	95	24	142
		大型車混入率(%)	24.0	15.5	14.7	12.5	18.2
		二輪車混入率(%)	8.0	6.7	8.7	11.1	7.7
5	京 葉 道 路 都 立 両 国 高 校 前	交通量(台/10分)	247	309	123	61	185
		大型車混入率(%)	20.2	15.2	8.9	16.4	15.9
		二輪車混入率(%)	3.5	6.1	5.4	3.2	4.9
6	京 葉 道 路 両国橋児童遊園前	交通量(台/10分)	460	444	187	66	289
		大型車混入率(%)	13.0	8.3	5.3	22.7	10.5
		二輪車混入率(%)	5.7	5.5	6.5	4.3	5.7
7	蔵 前 橋 通 り 都 立 横 綱 町 公 園 前	交通量(台/10分)	282	306	96	28	178
		大型車混入率(%)	12.8	9.2	7.3	14.3	10.5
		二輪車混入率(%)	9.0	4.1	12.7	17.6	7.9
8	蔵 前 橋 通 り 法 恩 寺 橋 児 童 遊 園 前	交通量(台/10分)	262	264	80	34	160
		大型車混入率(%)	16.0	7.6	2.5	23.5	11.3
		二輪車混入率(%)	5.8	7.7	21.6	17.1	9.5
9	三 ツ 目 通 り ア ド ノ 菊 川 ビ ル 前	交通量(台/10分)	188	226	96	51	140
		大型車混入率(%)	23.4	23.0	11.5	27.5	21.6
		二輪車混入率(%)	6.5	10.7	7.7	7.3	8.5
10	三 ツ 目 通 り 本 四 三 ツ 目 児 童 遊 園 前	交通量(台/10分)	205	234	110	61	153
		大型車混入率(%)	22.4	19.7	12.7	29.5	20.3
		二輪車混入率(%)	5.1	8.9	10.6	7.6	7.9

(2) 自動車騒音の常時監視

ア 目的

区内の幹線道路における自動車騒音の状況について調査をし、道路に面する地域の環境基準の達成状況を把握している。なお、本郷亀戸線と深川吾嬬町線については、東京スカイツリー®の開業に伴う交通状況の変化を把握するため毎年実施している。

イ 調査区間

No	道路名	起 点	終 点	区間距離 (km)
1	一般国道6号（水戸街道）	向島二丁目1番	東向島二丁目37番	約1.7km
2	一般国道14号（京葉道路）	両国一丁目12番	緑三丁目17番	約1.3km
3	一般国道14号（京葉道路）	緑三丁目17番	江東橋四丁目30番	約1.3km
4	環状3号線（三ツ目通り）	向島一丁目11番	緑四丁目30番	約2.0km
5	王子千住南砂町線（明治通り）	堤通二丁目1番	立花五丁目2番	約2.2km
6	本郷亀戸線（浅草通りほか）	本所一丁目3番	業平四丁目16番	約1.4km
7	本郷亀戸線（浅草通り）	業平四丁目16番	業平五丁目7番	約0.5km
8	深川吾嬬町線（四ツ目通りほか）	江東橋四丁目1番	押上一丁目19番	約2.3km

ウ 評価結果

NO	道路名	車線数	沿道騒音レベル(dB)		残留騒音レベル(dB)		達成率(%)	達成戸数(戸)	全戸数
			昼間	夜間	昼間	夜間			
1	一般国道6号（水戸街道）	4	73	71	49	46	79.3	63.0	1,657 1,317 2,090
2	一般国道14号（京葉道路）	4	73	71	50	43	81.6	64.0	1,436 1,126 1,760
3	一般国道14号（京葉道路）	4	69	65	56	48	95.6	83.9	1,098 964 1,149
4	環状3号線（三ツ目通り）	4	69	68	49	40	97.6	78.9	2,366 1,913 2,424
5	王子千住南砂町線（明治通り）	4	70	65	47	40	99.1	97.2	2,202 2,160 2,223
6	本郷亀戸線（浅草通りほか）	6	66	62	50	47	97.2	95.2	1,785 1,747 1,836
7	本郷亀戸線（浅草通り）	4	69	64	48	42	100.0	99.5	403 401 403
8	深川吾嬬町線（四ツ目通りほか）	4	65	61	48	45	99.0	98.6	1,613 1,607 1,630

環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間): 昼間 70dB、夜間 65dB

残留騒音レベルとは、対象道路の騒音の影響を受けにくい背後地で測定したもの

沿道騒音レベル、残留騒音レベル等を用いて個々の住居等に到達する騒音レベルを推計し、環境基準達成率を把握している。

5 環境パトロール

工場等の事業活動に伴う騒音・振動・悪臭等の公害は地域環境の悪化になることから、区では苦情等をもとに地域を巡回し、公害防止の指導を行っている。

6 公害防止資金

工場等からの公害を防止するために、施設や設備の改善に必要な資金の融資をあっせんしている。区の融資制度において、商工業融資の公害防止資金では融資限度額を3,000万円とし、利子と信用保証協会の保証料の全額を補助している。

墨田区公害防止資金制度

令和5年度は、融資あっせんの申込みはなかった。

7 工場認可及び各種届出の状況

(1) 工場認可

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）では、工場などの事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するために工場の認可制度をとっている。この制度は、新規に工場を設置する場合や設備等の変更を計画したときに、計画の内容が条例に規定している規制基準等に適合するかを審査し、公害発生のおそれがないよう事前に行行政上の指導を行うものである。のことによって、事業者は地域社会の一員として公害の発生の防止に努め、また、住民は地域環境の保全について安心感をもつことができる。

平成28年度から工場台帳システムによる統計処理を導入した。

ア 年度別工場認可申請及び認可件数の推移

年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
設置申請	6	10	5	12	5	10	6	11	7	9
変更申請	8	8	6	5	4	8	8	5	22	6
設置認可	5	10	5	12	5	9	6	12	6	7
変更認可	7	8	7	5	4	7	9	5	18	9

イ 工場の諸届及び職権抹消

氏名変更 37件 承継 9件 廃止届 76件 職権抹消 7件

ウ 業種別認可工場

		申請件数		認可件数	
		設置	変更	設置	変更
1 製造業		6	5	5	6
(1) 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業		0	0	0	0
(2) 繊維工業		1	0	1	0
(3) 衣類・その他の繊維製品製造業		0	0	0	0
(4) 木材・木製品製造業		0	0	0	0
(5) 家具・装備品製造業		1	0	1	0
(6) パルプ・紙・紙加工品製造業		1	0	1	0
(7) 出版・印刷・同関連産業		0	1	0	1
(8) 化学工業		0	2	0	2
(9) 石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	0
(10) プラスチック製品製造業		0	0	0	0
(11) ゴム製品製造業		0	0	0	0
(12) なめし革・同製品・毛皮製造業		0	0	0	1
(13) 瓦業・土石製品製造業		0	0	0	0
(14) 鉄鋼業		0	0	0	0
(15) 非鉄金属製造業		1	0	0	0
(16) 金属製品製造業		1	2	0	2
(17) 一般機械器具製造業		0	0	0	0
(18) 電気機械器具製造業		0	0	0	0
(19) 輸送用機械器具製造業		0	0	0	0
(20) 精密機械器具製造業		0	0	0	0
(21) 武器製造業		0	0	0	0
(22) 業務用機械器具製造業		0	0	0	0
(23) その他の製造業		1	0	2	0
2 卸売業・小売業		1	1	0	0
3 運輸業		0	0	0	0
4 電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	0	0
5 サービス業（他に分類されないもの）		2	0	2	3
6 広告業		0	0	0	0
7 情報通信業		0	0	0	0
8 飲食店・宿泊業		0	0	0	0
9 医療・福祉		0	0	0	0
10 教育・学習支援業		0	0	0	0
11 複合サービス		0	0	0	0
合計		9	6	7	9

町別・業種別認可工場数

	両国	千歳	立川	緑	菊川	江東橋	横綱	亀沢	石原	本所	東駒形	吾妻橋	錦糸	太平	横川	業平	向島	堤通	墨田	京島	文花	八広	立花	東墨田	総計	
1 製造業	58	62	166	90	99	33	18	128	264	218	146	23	32	89	96	123	171	394	55	359	211	165	91	595	362	236 4,284
(1) 食料品製造業	1	1	5	0	2	1	1	2	6	7	6	2	11	7	6	8	17	26	0	11	10	6	6	18	8	18 186
(2) 繊維工業	4	3	13	3	1	1	0	24	17	5	3	0	1	0	7	3	10	7	1	9	14	6	1	8	5	3 149
(3) 衣類・その他の織維製品製造業	7	2	20	7	10	0	2	9	64	17	10	0	0	7	9	9	11	13	1	12	20	4	4	11	10	2 261
(4) 木材・木製品製造業	6	1	7	5	7	1	2	2	12	11	16	3	2	4	5	5	10	9	1	14	9	8	1	22	17	3 183
(5) 家具・装備品製造業	0	2	7	2	3	0	1	4	7	2	4	1	1	0	1	0	4	6	1	1	4	2	1	6	3	0 63
(6) ハラブ・紙・紙加工品製造業	6	9	11	10	15	2	3	6	22	26	22	0	4	11	11	8	14	26	5	15	9	2	2	12	12	4 267
(7) 出版・印刷・同関連産業	23	26	37	37	32	8	3	30	38	33	12	7	2	6	12	21	24	27	8	10	13	13	2	29	31	13 497
(8) 化学工業	0	0	3	0	1	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	1	11 27
(9) プラスチク製品製造業	2	0	2	0	5	1	1	5	4	4	0	2	4	1	4	11	29	2	17	12	10	6	44	14	8 189	
(10) ゴム製品製造業	0	0	2	0	0	1	0	2	3	5	0	1	7	0	0	3	16	3	47	1	8	4	39	16	13 171	
(11) なめし革・同製品・毛皮製造業	0	1	1	1	3	1	1	1	10	14	11	1	0	2	2	3	11	16	5	8	8	1	0	15	2 91 209	
(12) 窯業・土石製品製造業	3	2	2	2	1	0	0	2	1	1	2	0	0	3	3	3	2	4	0	0	1	2	6	7	16 4 67	
(13) 鉄鋼業	0	1	12	2	0	2	0	15	16	12	3	1	2	2	2	6	2	1	0	3	1	0	2	9	2 3 99	
(14) 非鉄金属製造業	0	0	0	1	2	1	0	0	4	2	0	0	1	1	0	2	3	11	0	3	7	2	0	9	8 2 59	
(15) 金属製品製造業	5	13	38	13	14	8	3	28	48	69	38	4	3	26	32	40	41	178	23	190	83	95	53	320	196	52 1,613
(16) 一般機械器具製造業	0	0	1	3	1	3	0	1	8	1	2	1	0	2	0	5	3	7	3	8	7	3	0	7	9 2 77	
(17) 電気機械器具製造業	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	0	13	2 0 25	
(18) 輸送用機械器具製造業	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0 7	
(19) 精密機械器具製造業	1	0	0	0	3	0	0	1	1	0	2	0	2	1	2	0	4	0	0	2	0	1	6	3	0 29	
(20) 業務用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0		
(21) その他の製造業	0	1	4	0	2	1	0	3	3	6	6	1	2	5	3	4	5	11	2	7	8	3	0	16	6	7 106
2 倒売業・小売業・飲食店	2	0	1	3	0	0	0	3	2	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	1	5	3	1	26	
3 サービス業	9	1	7	13	9	7	0	14	11	14	9	8	0	11	10	16	14	18	12	8	6	10	7	35	22 19 290	
4 広告業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0		
	69	63	174	106	108	40	18	142	275	235	157	32	32	100	108	139	185	413	68	367	217	175	99	635	387	256 4,600

令和6年3月31日現在

(2) 指定作業場の届出

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）では、工場に該当しない場合であっても公害を発生するおそれのある事業場等を「指定作業場」として定め、あらかじめ区長へ届け出ることになっている。この制度は、事業者が新規に指定作業場を設置する場合や設備等の変更を計画したときに公害防止対策が十分でない場合、区が改善の助言等を行い、事業者がそれに応じて必要な改善を行うことにより、公害の防止を図るものである。

平成28年度から工場台帳システムによる統計処理を導入した。

ア 指定作業場届出件数

作業場の種類	設置件数	変更件数
(1) レディミクストコンクリート製造業	0	0
(2) 自動車駐車場	1	0
(3) 自動車ターミナル	0	0
(4) ガソリンスタンド	0	0
(5) 自動車洗車場	0	0
(6) ウエスト・スクラップ処理場	0	0
(7) 廃棄物の積替え保管場所	0	0
(8) セメントサイロ	0	0
(9) 材料置場	0	0
(10) 死亡獣畜取扱場	0	0
(11) と畜場	0	0
(12) 畜舎	0	0
(13) 青写真作成作業場	0	0
(14) 工業用材料薬品作業場	0	0
(15) 食物くん蒸場	0	0
(16) めん類製造場	0	0
(17) 豆腐煮豆製造場	0	0
(18) 砂利採取場	0	0
(19) 洗濯事業場	1	0
(20) 廃油処理事業場	0	0
(21) 汚泥処理事業場	0	0
(22) し尿処理事業場	0	0
(23) 汚水処理事業場	0	0
(24) 下水処理場	0	0
(25) 暖房用熱風炉	0	0
(26) ボイラー	0	0
(27) ガススタービン	0	0
(28) 焼却炉	0	0
(29) 地下水揚水事業場	0	0
(30) 净水場	0	0
(31) 病院	0	0
(32) 試験・研究機関	0	0
合計	2	0

イ 指定作業場の諸届及び職権抹消

氏名変更届 18件 承継届 4件 廃止届 14件 職権抹消 3件

町別・業種別指定作業場数

	両国	千歳	緑立川	菊川	江東橋	亀沢横網	石原	本所	東駒形	吾妻橋	錦糸	太平	横川	業平	向島	東向島	堤通	墨田	京島	花押上	人廣立花	墨田東	総計				
自動車駐車場	17	4	17	10	7	51	11	14	12	4	5	8	13	14	17	14	4	33	13	27	17	11	13	20	34	13	403
専用自動車ターミナル ガソリンスタンド及び液化石油ガススタンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36	
自動車洗車場	1	1	0	0	0	1	0	1	3	2	0	0	0	2	1	2	3	4	1	1	0	0	1	1	1	27	
ウェスト・スクラップ処理場	0	0	0	27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	2	37
セメントサイロ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
材料置場	0	0	0	5	4	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	3	0	0	1	2	0	1	2	0	2	29
死亡獣畜取扱場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
青写真作業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
工業用材料薬品小分け作業場	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
めん類製造場	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	2	1	12	0	7	1	7	4	8	4	0	49	
豆腐・煮豆製造場	0	0	2	1	0	2	0	2	3	2	1	2	1	2	0	2	6	11	0	8	3	5	0	6	2	0	61
洗濯事業場	2	2	4	1	1	2	0	1	3	7	0	2	3	4	4	9	8	12	0	9	6	4	2	6	5	0	97
ボイラー	6	1	4	2	1	23	6	6	2	3	2	2	6	4	4	6	7	11	4	9	3	4	2	10	1	1	130
地下水揚水施設事業場・公衆浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物の積替え保管場所	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3	14	
カタ-ヒン・テ、イ-ゼ、機関・カラシ機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
病院	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
試験・研究機関	0	0	2	0	2	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	14	
汚水処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
総計	27	10	30	50	18	87	19	26	27	24	14	15	24	30	29	38	39	89	20	66	35	31	27	56	50	31	912

令和6年3月31日現在

8 特定施設及び特定建設作業の届出状況

騒音規制法、振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」と、特定施設を有する事業所を「特定工場等」と、また、著しい騒音・振動を発生するおそれのある建設作業を「特定建設作業」と定め、施設の設置・設備等の変更、建設作業の実施に当たってあらかじめ区長に届け出るものとしている。

(1) 騒音規制法に基づく特定施設

金属加工機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上の圧延機械等11種）、空気圧縮機及び送風機（原動機の規格出力が7.5kW以上のもの）等11施設について届出の義務がある。

ア 騒音規制法に基づく特定施設数（令和6年3月31日現在）

	特定工場等総数	特定施設総数
(1) 金属加工機械	500	1,493
(2) 空気圧縮機及び送風機	249	1,902
(3) 土石用破碎機等	3	5
(4) 織機	0	0
(5) 建築用資材製造機械	0	0
(6) 穀物用製粉機	2	3
(7) 木材加工機械	46	73
(8) 抄紙機	0	0
(9) 印刷機械	310	1,127
(10) 合成樹脂用射出成形機	81	274
(11) 鑄型造型機	0	0
合計	延数	4,877
	実数	1,191

イ 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

	設置届出		使用全廃届出		数変更届出	
	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)
(1) 金属加工機械	1	1	10	50	0	0
(2) 空気圧縮機及び送風機	0	0	6	17	2	26
(3) 土石用破碎機等	0	0	0	0	0	0
(4) 織機	0	0	0	0	0	0
(5) 建築用資材製造機械	0	0	0	0	0	0
(6) 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0
(7) 木材加工機械	0	0	0	0	0	0
(8) 抄紙機	0	0	0	0	0	0
(9) 印刷機械	0	0	6	23	1	6
(10) 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0
(11) 鑄型造型機	0	0	0	0	0	0
合計	延数	1	22	90	3	32
	実数	1				

(2) 振動規制法に基づく特定施設

金属加工機械（機械プレスほか4種類）、圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のもの）など、10種類について届出が義務付けられている。

ア 振動規制法に基づく特定施設数（令和6年3月31日現在）

	特定工場等総数	特定施設総数
(1) 金属加工機械	621	2,743
(2) 圧縮機	100	181
(3) 土石用破碎機等	3	6
(4) 織機	1	1
(5) コンクリートブロックマシン等	1	1
(6) 木材加工機械	0	0
(7) 印刷機械	219	670
(8) ロール機	14	22
(9) 合成樹脂用射出成形機	72	263
(10) 鋳型造型機	0	0
合計	延数	3,887
	実数	1,031

イ 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

	設置届出		使用全廃届出		数変更届出	
	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)	工場等数	施設数 (機械台数)
(1) 金属加工機械	1	1	15	160	0	0
(2) 圧縮機	0	0	5	5	2	4
(3) 土石用破碎機等	0	0	0	0	0	0
(4) 織機	0	0	0	0	0	0
(5) コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0	0	0
(6) 木材加工機械	0	0	0	0	0	0
(7) 印刷機械	0	0	4	20	1	6
(8) ロール機	0	0	1	2	0	0
(9) 合成樹脂用射出成形機	0	0	1	1	0	0
(10) 鋳型造型機	0	0	0	0	0	0
合計	延数	1	26	188	3	10
	実数					

(3) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業

騒音規制法では建設作業のうち特に大きな騒音を発生するおそれのある作業8種類を、また、振動規制法では著しい振動を発生するおそれのある作業4種類を、それぞれ「特定建設作業」と定め、工事施工者に対し、建設作業開始の7日前までに、届出を義務付けている。ただし、その作業が開始した日に終わるものは除かれる。

届出時には、施工者に対し近隣住民への工事概要、作業時間、騒音防止、振動防止の対策方法等を十分説明し、理解を得て建設作業を実施するよう指導している。

ア 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数

作業種類	件数
くい打機等	11
びょう打機等	0
さく岩機	336
空気圧縮機	9
コンクリートプラント等	0
掘削機等	1
合計	357

イ 振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数

作業種類	件数
くい打機等	15
鋼球	0
舗装版破碎機	0
ブレーカー	201
合計	216

9 化学物質の適正管理

工場及び指定作業場を設置している者であって、適正管理化学物質（59物質）のいずれかを年間100kg以上取り扱うもの（適正管理化学物質取扱事業者）に使用量等の報告及び化学物質管理办法書の作成が義務づけられている。また、適正管理化学物質取扱事業者のうち従業員数21人以上の事業所を設置するものは、化学物質管理办法書の区長への提出が義務づけられている。

使用量等の届出件数 48件 化学物質管理办法書の提出件数 4件

10 土壌汚染の調査及び対策

有害物質取扱事業者及び土地改変者などには、法律、条例により土壌汚染の調査及び対策等が義務づけられている。これに伴い環境保全課では、調査及び対策の方法について相談を受け、届出を受理している。また、工場や土壌汚染の履歴は、不動産取引において重要な事項であり、窓口に土地の履歴を調べに来た宅建業者等に対し、情報を提供している。

土壤汚染状況調査報告書	6 件	汚染拡散防止計画書	2 件
汚染拡散防止措置完了届出書	1 件	土壤地下水汚染対策計画書	2 件
土壤地下水汚染対策完了届出書	1 件	土壤汚染に関する情報提供数	1,627 件

11 区内の空間放射線量の測定

墨田区では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能の影響を考え、空間放射線量を測定している。

空間放射線量について、隅田公園をはじめとした区内 4 か所の公園で定点測定を実施し、測定結果を適時ホームページ等で公表している。

なお、区内の空間放射線量は、低い値で安定的に推移している。

また、区内の放射線量を自分で測定したい区民等に対し、放射線測定器を貸し出している。令和 5 年度の貸出しが 0 件だった。

定点における放射線量の測定結果（令和 5 年度）

単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$

測定場所	最小値	最大値	平均値
隅田公園	0.04	0.05	0.05
錦糸公園	0.09	0.09	0.09
東向島北公園	0.05	0.06	0.05
東墨田公園	0.06	0.08	0.07

(地上 50cm で測定)

12 野生生物被害対策 ※下線は、特定外来生物

(1) カラス

カラスは、3 月から 7 月にかけての繁殖期に、巣に近づく人に対して、卵やヒナを守ろうとして威嚇や攻撃をする場合がある。人に危害を加える恐れがあり、危険と判断された場合は、巣がある場所の管理者や所有者に巣等の撤去を依頼している。なお、巣に卵やヒナがいる場合は、鳥獣保護管理法（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」）に基づく捕獲許可をもつ専門業者を紹介している。また、所有者や管理者自身では対応が困難な場合は、環境保全課が専門業者に巣等の撤去を委託している。

相談件数・環境保全課が巣の撤去を委託した件数（過去 3 年間）

年度	3 年度	4 年度	5 年度
相談件数	53 件	77 件	41 件
撤去件数	0 件	0 件	0 件

(2) ウミネコ

平成 27 年度から、区南部地域で鳴き声や糞害に対する相談が寄せられ始めた。3 月から 8 月の繁殖期に、建築物の屋上にウミネコが営巣することがあるため、営巣が想定されそうな建築物の所有者（管理者）に防鳥対策のチラシを配布し、営巣防止（屋上の点検や防鳥ネットの設置等が効果的であること）について周知・依頼している。

また、令和 4 年 4 月 1 日から糞や鳴き声による生活環境被害を及ぼしている場合、必要最小

限の捕獲に限って許可業者による卵・ヒナの捕獲（3月～8月に限る）が可能（第13次東京都鳥獣保護管理事業計画）となった。こうした状況を勘案し、令和6年3月から営巣による生活環境被害が発生している場合は、建築物の所有者（管理者）が飛来防止対策を行うことを前提とした申請に基づき、各建築物1回に限り、委託業者による巣の撤去及び卵、ヒナの捕獲事業を開始した。

相談件数・環境保全課が営巣を確認した件数（過去3年間）

年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	34件	112件	119件
確認件数	5件	14件	16件

（3）ハクビシン・アライグマ

ハクビシン・アライグマは国外から持ち込まれた後、飼育場所から逃げ出す等し、人々の生活への被害を引き起こしている。移動能力が高く、木や柱に登ることが得意なことから家屋等へ侵入し、果実等や特にアライグマは観賞魚等も食べることから、食害についても相談が寄せられている。被害を防ぐ対策として、エサ資源や繁殖場所をなくすことが重要なため、エサとなるものを放置しないことや家屋の破損箇所の修理等を周知している。また、令和6年2月から住居への侵入等が確認され、生活環境被害が発生している場合は、建築物の所有者（管理者）が侵入等防止対策を行うことを前提とした申請に基づき、各建築物1回に限り、委託業者による捕獲事業を開始した。

相談件数・目撃情報件数（過去3年間）

年度	3年度	4年度	5年度
ハクビシン	24件	32件	37件
アライグマ	3件	7件	15件

（4）セアカゴケグモ

平成30年に区内で初めて発見されて以降、毎年数件の発見通報や相談がある。セアカゴケグモは、日当たりの良い暖かい場所で、地面や人工物の縫みや穴、隙間に営巣する。攻撃性はないが、触ると咬むことがあり、特にメスは毒性が強いことから、発見しても素手で捕まえたり、触らないように周知している。併せて、セアカゴケグモを発見した場合は、家庭用殺虫剤（ゴキブリ駆除用など）で駆除し、環境保全課に連絡をもらえるように周知している。

相談件数・東京都によりセアカゴケグモと同定（確認）された件数（過去3年間）

年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	4件	3件	4件
同定件数	3件	1件	3件

III 3R推進・清掃事業

1 資源循環型社会の形成に向けて

今日、持続可能な社会の実現は、極めて重要な課題である。これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、限りある資源の循環を阻害する側面を有している。中でも、プラスチックの大量使用・廃棄が、海洋汚染につながっているとされ、国際的な課題となっている。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化は、自然災害による被害の増加をはじめ、様々な環境問題にも密接に関係している。

こうした状況の中、私たちは、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、これまで、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の、いわゆる「3R（スリーアール）」の促進、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく努力、排出者の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減を実現するなど、廃棄物の減量と資源化の推進に取り組んできたところである。

しかしながら、平成23年の東日本大震災の影響により、大量に発生した災害廃棄物の処理に加え、放射性物質を含む廃棄物の処理が大きな社会問題となり、これまで予想していなかった事態が生じ、環境保全と安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが、今まで以上に求められている。

こうした背景から、国は、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムを構築する基本的方向を示し、さらに、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、地方公共団体、国民、事業者などに循環型社会形成に向けた様々な取組を推進していくことを求めている。

これらを踏まえ、墨田区では、令和3年4月に国際社会の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」との整合性を図り、「ごみを出さないライフスタイルへの転換」、「食品ロスやプラスチックごみの削減」等の施策を盛り込んだ「墨田区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」を策定した。今後、3Rの中でも優先度の高い2Rの取組を中心とした3R推進・清掃事業を展開することによって、持続可能な社会を着実に進めていく。

（1）法体系及び特別区の動向

循環型社会の実現に向けた基本的枠組みとして、平成13年1月に完全施行された「循環型社会形成推進基本法」を基に、製品や素材の特性に応じて、適正処理やリサイクルのあり方を規律する法律も整備され、現在、下図のような法体系が整備されている。

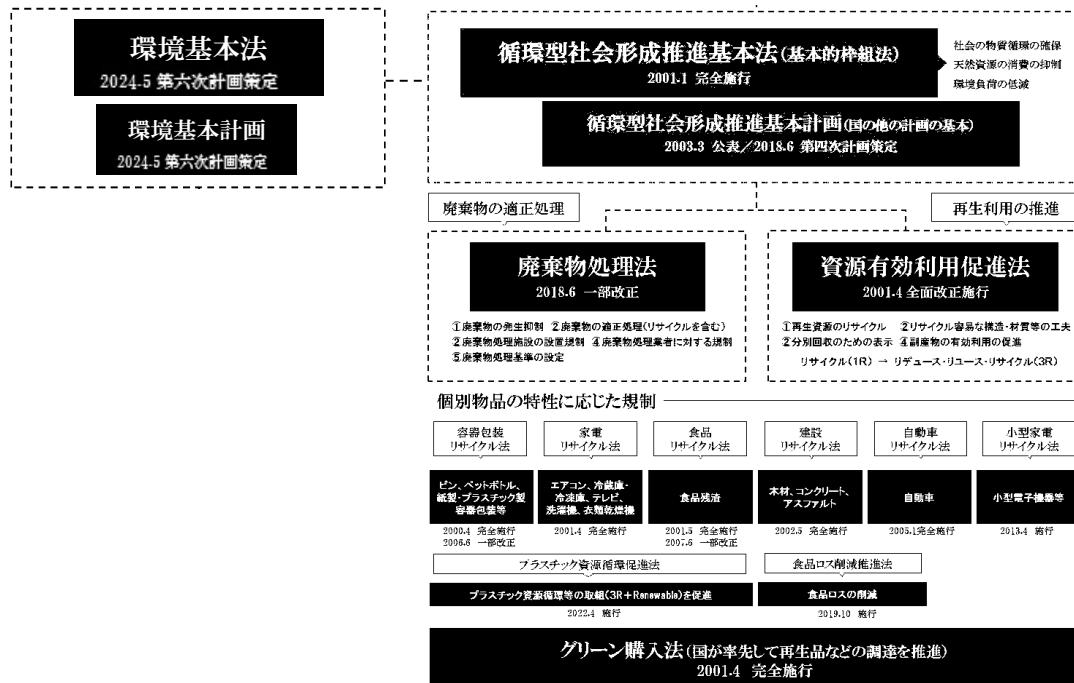
平成13年以降、環境省は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正（平成17年5月）し、その中では、家庭系ごみ処理に係る有料化の推進や、廃プラスチック類を焼却することにより発生する熱エネルギーを有効活用する、サーマルリサイクルの方向性が示され、これを受けて東京23区では、最終処分場の延命を図るために廃プラスチック類の資源化に努めるとともに、残った廃プラスチック類のサーマルリサイクルを平成20年度から本格実施してきている。しかし、脱炭素をめざす社会の潮流の中で、プラスチックに関する問題は、今や国際社会共通の課題となっている。令和2年7月のレジ袋有料化をはじめ、プラスチック製容器包装の分別収集・資源化、さらには、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことにより、廃プラスチ

ック削減の取組が活発化している。

また、近年の廃棄物処理を取り巻く情勢において、「食品ロス」も問題視されており、日本国内では年間 472 万トン（令和 4 年度推計値）もの食べ物が無駄に捨てられている。こうした状況の下、国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が成立し、令和元年 10 月から施行され、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくこととなった。

こうした背景の中で、本区では平成 29 年度からフードドライブ、食べきり推奨店制度を、令和 4 年度から NPO 法人と連携してフードパントリーを開始し、食品ロス問題に取り組んでいる。

さらに、令和 5 年 10 月から区内の一部地域において「廃プラスチック分別収集・再資源化」モデル実施を行い、令和 6 年 4 月から区内全域で本格実施を開始した。



(2) 墨田区 3 R 推進・清掃事業の沿革

墨田区は、平成 2 年の「墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申」に基づいて、リサイクル都市づくりのための各種事業を積極的に展開してきた。

平成 12 年 4 月には、都区制度改革により、清掃事業が都から区に移管され、それまで区で取組を進めてきたリサイクル事業に加え、地域に根ざしたリサイクル清掃事業を展開している。

平成 18 年度には、資源物回収をより進めいくため、回収品目を増やし、誰もがわかり易く参加しやすいリサイクルとすることから、集積所による回収方法を始めた。更に、平成 19 年度には、廃プラスチック類のサーマルリサイクルに伴う分別変更のモデル収集、発泡スチロール製食品トレーのモデル回収を開始し、平成 20 年度から区内全域で本格的に実施した。

さらに、平成 23 年 5 月には、リサイクル清掃事業をより円滑に進めるため、清掃事業だけではなくリサイクル事業をも担えるよう組織を統合し、体制を一元化した。

これらの経緯を踏まえ、令和 3 年 4 月には、「墨田区一般廃棄物処理基本計画（第 4 次計画：令和 3 年度～令和 12 年度）」を策定し、10 年間のごみ減量目標を定めるとともに、従来の「リサイクル清掃事業」の名称を「3 R 推進・清掃事業」に改め、3 R の中でも 2 R を優先した普及啓

発事業やごみの削減のための各種施策を定めた。

平成	
2年	墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申
3年	分別回収モデル事業を2町会・1自治会で実施し、平成9年から全町会・自治会で実施
4年	びん・缶の拠点回収を3拠点で実施
6年	拠点回収に牛乳パック・段ボール・乾電池を追加し35拠点で実施
9年	分別回収を全町会・自治会で実施
12年	4月から清掃事業が区に移管（平成12年4月） ・都が行っていたペットボトルの店頭回収と資源・ごみ集積所での古紙回収を区が実施 ・拠点回収で廃食油の回収を実施 ・10月から飲料用自動販売機設置届出の実施
17年	墨田区廃棄物減量等推進審議会答申（平成17年5月） ・多層型資源回収システムの再構築 ・事業系ごみの減量・リサイクルの推進
18年	新資源回収事業の開始（平成18年10月） ・資源・ごみ集積所での資源物回収の拡充（びん、缶、ペットボトルを追加） ・分別回収の廃止 ・拠点回収の縮小（乾電池と廃食油のみ）
19年	サーマルリサイクルのモデル実施（平成19年7月） ・廃プラスチック等分別変更のモデル収集を開始 ・発泡スチロール製食品トレーのモデル回収を開始
20年	サーマルリサイクル本格実施（平成20年10月） ・廃プラスチック等分別変更の本格実施 ・発泡スチロール製食品トレー回収の本格実施
23年	リサイクル清掃課とすみだ清掃事務所の統合（平成23年5月）
25年	拠点回収で小型家電製品（12品目）の回収を実施 ・試行実施（平成25年11月） ・本格実施（平成26年4月）
27年	ペットボトルの店頭回収を廃止（平成27年2月）
28年	鍋・かま・やかん等、金属製調理器具のイベント回収を開始（平成28年4月）
29年	不燃ごみのリサイクルピックアップ回収を開始 ・蛍光灯等水銀含有廃棄物（平成29年4月） ・陶磁器製食器類（平成29年10月） イベント回収によるフードドライブ本格実施（平成29年5月） 食べきり推奨店制度開始（平成29年10月）
30年	ごみ分別案内チャットボット利用開始（平成30年7月）
令和 元年	自転車海外供与等リユース・リサイクル事業の本格実施
2年	羽毛布団リサイクル事業の本格実施
4年	歯ブラシ・ペットボトルキャップの拠点回収を開始 粗大ごみリユース事業の本格実施 常設窓口回収によるフードドライブ実施（令和4年12月）
5年	廃食油のイベント回収を開始（令和5年9月） 廃プラスチック分別収集・再資源化モデル実施（令和5年10月）
6年	区内全域で廃プラスチック分別収集・再資源化事業開始 小型充電式電池の拠点回収開始

(3) 墨田区一般廃棄物処理基本計画（令和3年4月改定）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び、「墨田区廃棄物減量及び処理に関する条例」第42条に則り、区における廃棄物処理やリサイクルの基本計画として策定している。

平成23年4月に策定した第3次計画の計画期間が令和2年度末であったため、令和3年4月に令和3年度からの10年間を計画期間とした第4次計画を策定した。

<計画の概要>

基本理念 「廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす」

スローガン 「もったいないの一歩先 ごみを出さないNEW Style
～未来へつなぐ 持続可能な循環型のまち すみだへ～」

基本方針 1 発生・排出者責任の徹底

2 参加・協働の促進

3 普及・啓発の拡充

4 公平性・透明性と効率性の追求

5 環境に配慮した3R推進・清掃事業の促進

施策の方向 1 区民・事業者・行政の協働の推進

2 2R（発生抑制・再利用）によるごみ減量の推進

3 資源化への取組推進

4 普及啓発と環境学習の推進

5 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

減量化目標 令和12年度における区民1人1日あたりの目標として、平成30年度比で資源に分別される前のごみ（資源物）を含む「ごみ総量」を70g、「区収集ごみ量」を60g減量する。

主な施策

- ・ 区民・事業者の役割の明確化と支援
- ・ 生ごみの減量と食品ロスの削減
- ・ プラスチックごみの削減
- ・ 新たな資源回収のあり方の検討
- ・ 環境学習事業による人材育成の推進
- ・ 新型コロナウイルス感染症に適応した3R推進・清掃事業の展開

(4) 墨田区廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生抑制、3Rの推進及び廃棄物の適正な処理に関する事項を審議するため、区長の附属機関として設置している。審議会は、学識者、区民、事業者および行政等から選出された20人以内の委員で構成し、廃棄物減量のための方策等について審議している。令和6年6月2日に第12期審議会が発足した。

<令和5年度の主な活動内容>

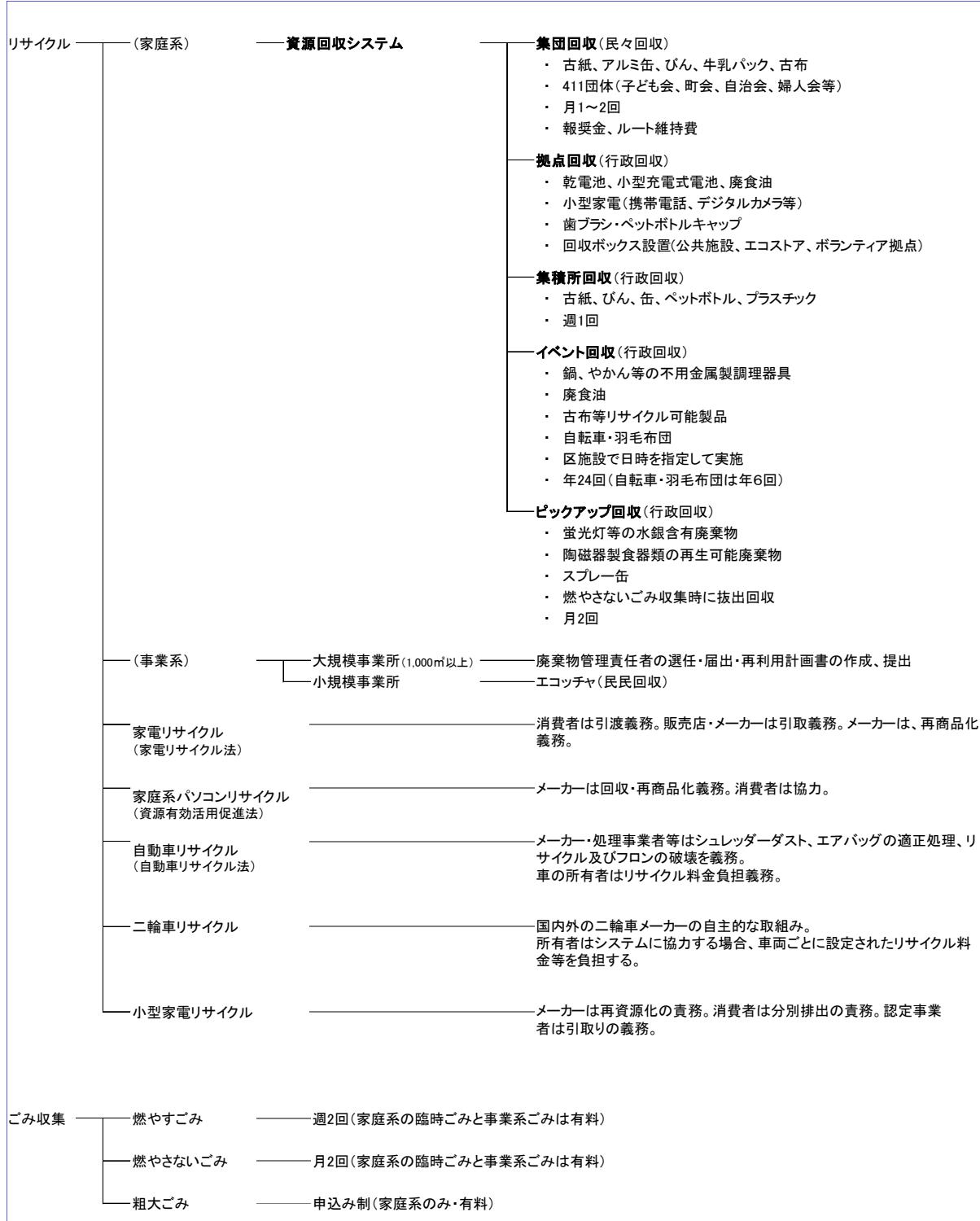
「廃プラスチック分別収集・再資源化事業」に係る検討を行った（延べ2回開催）。

(5) すみだリサイクル清掃地域推進委員

3R推進・清掃事業を地域住民の協力のもとに推進していくため、区民にすみだリサイクル清掃地域推進委員を委嘱し、その活動を支援している。委員の任期は2年間で、現在は第12期委員（任期満了：令和7年6月末）が活動を担っている。

それぞれの委員は地域において、主体的に3Rの推進やごみの減量、不法投棄防止などの活動を展開しており、区は委員への情報の提供や交換、研修等により支援を行っている。

(6) 墨田区3R推進・清掃事業の体系



(7) 廃棄物処理原価の算定

廃棄物処理原価は、区民が排出したごみや資源物の1t当たりの処理経費である。行政がその活動に要したコストについて、納税者に対する説明責任を果たすという観点からも、これを算出し公表していくことの意義は大きい。効率的な事業を運営していくためにはコストを正確に把握することが不可欠となる。23区では、各区からのデータを基に、東京二十三区清掃一部事務組合で算出している。

ア 廃棄物処理原価算定の目的

- ① 23区全体の廃棄物処理原価を算定することにより、各区における廃棄物処理事業の運営に係る基礎資料とする。
- ② 廃棄物処理手数料を検討するための基礎資料とする。
- ③ 廃棄物処理事業の普及・広報のための資料とする。

イ 廃棄物処理原価の内容

① 決算に基づく原価（決算原価）

当該会計年度の会計決算に基づき算出した、廃棄物の収集・運搬・処理・処分に要した人件費及び物件費。

② 別途算定額（決算には直接表れないが、ごみ処理経費として算入する経費）

投資的経費に係る減価償却費、起債利子について、別途算定し、算入する。（投資的経費に係る減価償却費は、国庫補助金等の歳入を控除する。）

ウ 決算原価から除外するもの（非原価経費等）

次の項目に該当するものは、原則として決算原価に算入しない。

- ① 事業目的に関連しない価値の増減（一般廃棄物処理業許可・指導、浄化槽指導関連等）
- ② 異常な状態を原因とする価値の増減（災害等による増減）
- ③ 投資的経費（減価償却費として算入する経費：施設整備、車両等購入）
- ④ 土地の購入費（施設用地）
- ⑤ 起債償還元金（元金相当額は減価償却費に計上されているため）

エ 令和4年度墨田区廃棄物処理原価（東京二十三区清掃一部事務組合）

① ごみ

収集運搬経費総額(千円)	2,016,943	
ごみ量(t)	52,936	
原価 (円/t)	収集運搬費	38,102
	処理処分費*	24,492
	計	62,594

* 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都が処理処分するごみの総コストを総重量で除した23区の処理原価

[ごみ処理原価の推移]

(円／t)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
墨田区	57,448	60,532	60,116	66,221	62,594
23区平均	58,461	61,461	62,932	67,774	66,223

② 資源（令和4年度）

	古紙	ペットボトル	びん	缶	トレイ	その他※	集団回収
経費総額(千円)	78,155	78,780	15,461	60,624	107,139	29,892	37,102
資源量(t)	4,649	1,300	2,155	597	34	29	3,821
原価(円/t)*	16,810	11,891	61,796	101,613	3,128,323	1,035,088	9,710

* その他：廃乾電池・廃食油・小型家電・家庭用金属製調理器具・ペットボトルキャップ

* 原価は、経費総額及び資源量の端数処理前の数値で算出している。

2 3R推進事業

(1) 3R推進事業の概要

平成2年度の「リサイクル都市づくり懇談会」の答申に基づき、「3つのR」を基調に区民・事業者・区の三者が相互に協力しながら、資源回収システムを開設して、「環境にやさしいまち」の実現をめざした、総合的な3R推進事業を推進してきた。しかしながら、廃棄物行政を取り巻く社会状況は大きく変化しており、令和3年4月策定の墨田区一般廃棄物処理基本計画では、3Rの中でも優先度の高い2R（リデュース・リユース）を中心とした事業に取り組み、更なるごみの減量と循環型社会の実現をめざすこととしている。

<3つのR>

- ・リデュース (Reduce) ごみの量を減らすこと。具体例として、買い物時にマイバッグを持参してレジ袋を断ったり、電池は充電式の物を利用したりすることなどがある。
- ・リユース (Reuse) 繰り返して使うこと。具体例として、洋服や家具のように使い回しができる物は、修理したり譲り合ったりして使うことなどがある。
- ・リサイクル (Recycle) 資源として使うこと。具体例として、回収した古紙・古布・びん・缶などを原料とし、新しい製品をつくることなどがある。

(2) 資源回収システム

家庭から出る古紙・びん・缶・ペットボトルなどを、ごみとして処分するのではなく、資源として活かすため、資源回収システムによるリサイクルを推進している。資源回収システムとは、集団回収・集積所回収・拠点回収等の回収方法の総称であり、このなかでは、地域コミュニティを支えるグループ等の、主体的な活動である集団回収を最も中心的な回収方法に位置づけている。

ア 集団回収

集団回収は、町会・自治会・婦人会・子ども会等が、市場価値のある資源を自主的に回収し、

回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことである。

区では、地域の集団回収団体を支援するため、実施団体の登録、相談、用具等の貸与、報奨金の支給、回収業者への協力等を行っている。

・事業開始年度 昭和 49 年度に都が集団回収団体に対し、報奨金支給を開始。

平成 2 年度に区が、都の報奨金に上乗せする形で支給を開始。

平成 4 年度に都から区に事業が移管された。

・支援の内容

報奨金の支給 墨田区資源回収システム推進要綱により、回収した実績に応じて、集団回収団体に 1 kgあたり 6 円を支給している。

資源回収用具の支給 軍手、紙ひも（古紙回収団体のみ）、表示旗、台車、コンテナ、ネット、ミニストックヤード

・登録団体数 411 団体（令和 6 年 3 月末現在）

・回収品目 新聞、雑誌、段ボール、古布、アルミ缶、びん、牛乳パック
(団体により品目が異なる。)

・回収日時 各実施団体が定めている。

・回収場所 各実施団体が定めている。

<集団回収実績の推移>

(回収量 単位 : kg)

回 収 品 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新聞	2,321,990	1,802,080	1,694,445	1,590,685	1,410,983
雑誌	1,123,627	1,005,440	905,770	847,975	806,605
段ボール	1,231,559	1,294,850	1,254,250	1,201,100	1,167,900
牛乳パック	19,105	17,946	17,916	17,494	17,470
古布・古着	52,437	48,694	40,807	32,480	28,884
金属(アルミ缶)	161,298	162,556	169,599	130,276	147,702
びん	1,863	1,545	1,749	850	1,154
合 計	4,911,879	4,333,111	4,084,536	3,820,860	3,580,698
登録団体数	402	411	412	412	411

イ 拠点回収・イベント回収

拠点回収は、家庭から出される乾電池、廃食油、小型家電製品、ペットボトルキャップ、歯ブラシ等を区が区内各所に回収拠点を設けて回収している。

また、ペットボトルについては、店頭回収（東京ルールⅢ：平成 9 年度）により進めてきたが、平成 18 年 10 月の集積所回収開始以降、次第に店頭での回収量が減少したため、平成 26 年度をもって事業を廃止した。

イベント回収は、平成 21 年度から古布・古着の回収を開始し、平成 27 年度には、実施回数を増やした。その後、鍋・かま・やかん等の金属製調理器具（平成 28 年度）、フードドライブ（平成 29 年度）、ぬいぐるみ・靴（平成 30 年度）、歯ブラシ、ペットボトルキャップ（令和 2 年度）、廃食油（令和 5 年度）も回収して新たな事業展開を図っている。

・回収品目及び 事業開始年度	びん、缶、乾電池 ペットボトル 廃食油 古布・古着 小型家電製品 金属製調理器具 ぬいぐるみ 靴 歯ブラシ ペットボトルキャップ	平成 3 年度 (モデル地区) 平成 9 年度 (平成 26 年度廃止) 平成 12 年度 平成 21 年度 (試行事業として開始) 平成 25 年度 (試行事業として開始) 平成 28 年度 平成 30 年度 平成 30 年度 令和 2 年度 令和 2 年度
・回収拠点数等	乾電池 廃食油 小型家電製品	→ 公共施設等 114 か所 → 公共施設等 29 か所 → 公共施設 15 か所
		…常設 …毎月第 1・3 土曜日 …常設
		(回収拠点数は令和 6 年 3 月末現在)
	古布・古着、金属製調理器具、フードドライブ、ぬいぐるみ、靴、歯ブラシ、 ペットボトルキャップ、廃食油	→ 区立公園や区施設を使用して回収イベ ントを開催している。(令和 5 年度、全 24 回実施)

＜拠点回収等実績の推移＞

(回収量 単位 : kg)

回 収 品 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
拠点 回収	乾電池	18,536	17,389	17,817	16,961
	廃食油	5,545	7,036	6,469	404
	廃食油 (区施設回収分)	9,848	9,419	10,378	4,813
	小型家電製品	7,177	4,041	2,630	2,406
	フードドライブ	—	—	—	260
	歯ブラシ	—	5,571(本)	9,782(本)	12,139(本)
	ペットボトルキャップ	—	737	1,188	1,350
イベント 回収	古布・古着	46,300	48,430	52,520	62,807
	金属製調理器具	1,946	1,818	2,238	2,655
	フードドライブ	273	829	696	1,713
	ぬいぐるみ	720	792	653	914
	靴	1,415	1,350	1,375	1,890
	歯ブラシ	—	—	6,716(本)	4,947(本)
	ペットボトルキャップ	—	—	146	290
	廃食油	—	—	—	156

※フードドライブは催事等のイベント回収も含む

ウ 特定資源物回収(清掃事業の項にも重複掲載)

区では、区内約 14,300 か所(戸別収集の約 5,200 か所を含む)の資源・ごみ集積所において、週 1 回、古紙(新聞・雑誌・段ボール・厚紙・包装紙)、びん、缶、ペットボトル、プラスチックを回収・運搬している。

- ・事業開始 平成 12 年 2 月 東京都が実施し、同年 4 月に区移管(対象品目: 古紙)
- 平成 18 年 10 月 回収品目拡大(対象品目: びん、缶、ペットボトル)
- 平成 19 年 7 月 一部地域でモデル回収(対象品目: 発泡スチロール製食品トレー)
- 平成 19 年 10 月 モデル地域拡大(対象品目: 同上)
- 平成 20 年 10 月 本格(全域)実施(対象品目: 同上)
- 令和 5 年 10 月 廃プラスチック分別収集・再資源化モデル実施
- 令和 6 年 4 月 廃プラスチック分別収集・再資源化本格実施

<特定資源物回収量の推移>

(回収量 単位: kg)

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回収量	7,555,437	8,765,895	9,095,144	8,735,969	8,622,684
内 訳	古紙	3,472,310	4,312,690	4,758,410	4,649,470
	びん	2,312,955	2,508,360	2,360,061	2,155,442
	缶	566,120	658,955	656,427	596,611
	ペットボトル	1,173,780	1,250,350	1,284,400	1,300,200
	食品トレー	30,272	35,540	35,846	34,246
	プラスチック	-	-	-	173,460

エ 燃やさないごみのリサイクルピックアップ回収

区民・事業者から「ごみ」として出されるものの中には、「資源」として再生できるものが多く含まれている。このため、埋立処分場の延命と循環型社会の実現に向け、さらなるごみの減量及び 3 R の推進に取り組むことを目的に、燃やさないごみの中から蛍光灯などの水銀含有廃棄物、陶磁器製食器、スプレー缶をピックアップ回収しリサイクルしている。

<ピックアップ回収量の推移>

(回収量 単位: kg)

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
内 訳	水銀含有廃棄物	20,188	23,404	19,280	15,850
	陶磁器製食器	19,639	14,590	4,311	3,088
	スプレー缶	44,773	49,132	53,231	47,666

オ 公共施設の生ごみリサイクル事業

区立の小学校・中学校の給食から出る生ごみを業者が回収し、飼料化するリサイクル事業を平成 17 年度からモデル事業として実施した。平成 22 年度からは 1 校を除く全校実施となり、事業が安定的に運用できるようになったため、平成 25 年度から学務課に事業を移管した。

他の公共施設については、引き続き生ごみリサイクルの普及啓発を行っている。

カ 容器入り飲料の自動販売機の届出

清涼飲料水などの容器入り飲料は、その相当量が自動販売機によって購入されている。地域を清潔に保ち、また、空き缶等のリサイクルを推進していくためには、販売機と回収容器の設置を一体的なものとして捉える必要がある。

そこで、区では条例により、一定条件にある容器入り飲料の自動販売機設置に際し、これを設置または管理する者に対して、空き缶等の回収容器の設置を義務付けている。また同様に、販売機設置場所を提供する者に対しても、回収容器設置への協力を求めている。

販売機の管理者は、販売機ごとに、その設置に係る届出を区に行うこととなっている（令和5年度は新規届出なし）。

キ すみだリサイクルセンターの運営

まだ十分に使える状態であるにもかかわらず、粗大ごみとして出された家具類等について、修理等を施した後に展示して、希望者に抽選で無料提供している。

毎月第二週目の火曜日から第四週目の木曜日までの15日間(日曜日休館)に展示及び申込み受付しており、最終日の午後に公開抽選を行っている。なお、令和2年4月1日に江東橋三丁目から横川5-10-1-111に移転した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	8,126	6,194	6,592	6,167
開館日数（日）	157	154	180	180
展示品数（個）	500	500	600	600
申込み数（件）	6,309	5,353	6,107	5,841
入館者数／日（人）	51.8	40.2	36.6	34.7
平均倍率（倍）	12.6	10.7	10.2	9.7

ク リサイクルストックヤードの管理運営

資源の有効利用とごみ減量を図るため、回収された資源物を一時保管している。

- ・向島ストックヤード、銅像堀ストックヤード

可燃ごみ収集車（雇用）の待機所、朝の打ち合わせ場所、資源物等の積み替え場所、倉庫として使用している。

	向島ストックヤード	銅像堀ストックヤード
所在地	向島5-9-1	向島5-9
敷地面積	1,993.61 m ²	582.20 m ²
延床面積	302.00 m ²	—

ケ 家庭用生ごみ処理容器の購入あっせん

資源の有効利用とごみの減量のため、区民が家庭用生ごみ処理容器を購入する場合には、通

常価格より安価で購入できるようにあっせんしている。

- ・事業開始 平成9年5月
- ・対象者 区民
- ・申込方法 申込書を区に提出
- ・あっせん品目 生ごみ処理容器 5品目
- ・あっせん実績 令和5年度末累計 262台

＜あっせん実績の推移＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ごみ処理容器	0台	1台	1台	0台	0台
電気式処理機	0台	0台	0台	0台	0台
合計	0台	1台	1台	0台	0台

コ 生ごみ減量の普及啓発

墨田区で排出される燃やすごみのうち約3割は生ごみである。この生ごみを減らすことは、ごみ全体の大幅な減量になり、埋め立て処分場の延命化と清掃工場の焼却炉にかかる負荷の軽減につながる。そこで、食育イベントにおいて、生ごみ減量の必要性を認識してもらい、意識改革を促すため、発生抑制及び3Rの普及・啓発を行った。また、動画コンテンツを用いた生ごみの水切り励行を進めている。

＜令和5年度実績＞

- ・ごみ分別案内チャットボットの活用
- ・ペットボトルを使った生ごみの水切り例を映像で紹介
- ・生ごみの水切り協力を盛り込んだ3R推進動画コンテンツを公開

サ エコストア（食べきり推奨店）

環境に配慮している商店等をエコストアとして認定し、その利用を区民に推奨することにより、地球環境の保全と環境にやさしいまちの実現をめざし、平成4年度から展開している。

認定は、経営者等からの申請書を受け、認定基準（過剰包装の自粛、量り売りの推進、環境保全商品の積極的取り扱い、3Rの情報拠点となる等）に達しているものについて、2年間の期限（再認定もある）を付して行っている。また、平成29年度から食品ロス削減に取り組む飲食店等も認定している（食べきり推奨店）。認定されたエコストアは、店頭でのステッカーの掲示のほか、区でも、ホームページへ掲載しPRする等の支援を行っている。

令和5年度末現在、89店舗をエコストアとして認定している。

シ 自転車の海外供与等のリユース・リサイクル事業

家庭で不用になった自転車は、粗大ごみとして有料で回収処理しているところであるが、区民から、まだ乗ることのできる自転車を海外の国々で必要としている方に再利用してほしいという要望が寄せられていた。

区では、こうした区民の「想い」に応えるとともに、ごみの更なる減量を図ることを目的に、区民から提供を受けた自転車を集約し、協力事業者と海外輸出等の付帯条件付きで無償譲渡の

協定を結び、アジアやアフリカの各国で使用してもらうリユース事業として、平成30年9月に試験的に実施した。

試験実施を経て、令和元年7月から、31日を『サイクルの日』として設定し、本事業として開始している。当該事業は、回収場所であるすみだ清掃事務所（本署）に、区民が自ら持ち込むことによって、粗大ごみとして処分する場合に必要な廃棄物処理手数料を免除している。

ス 羽毛布団のリサイクル事業

排出されている粗大ごみのうち、布団（羽毛布団を含む）が約12%を占めており、その全てが粗大ごみ破碎処理施設に搬入され処分されている。一方で、中古羽毛の需要が高まっており、羽毛のリサイクルが注目を浴びている。墨田区では、粗大ごみの排出量が年々増加しており、その減量化が喫緊の課題となっている。このため粗大ごみとして排出されている羽毛布団に含まれる羽毛を再利用する「羽毛布団のリサイクル事業」を令和元年度に実証実験を行い、令和2年度から本格実施している。

〈回収実績〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自転車	818台	717台	686台	781台
羽毛布団	301枚	206枚	209枚	232枚

セ 粗大ごみのリユース事業

粗大ごみを減量するため、令和4年度から民間事業者と連携し、民間事業者が運営するリユースプラットフォーム「おいくら」にパソコンやスマートフォンからアクセスし、不要となつた大型家具等の情報を登録するだけで加盟している複数のリユースショップから買取査定が届き売却することができるリユース事業を実施している。

令和5年度実績 申込者数 2,798名 申込商品数 6,751点

3 資源循環促進事業

(1) 食品ロス削減推進計画

日本では、毎日一人ひとりが「お茶わん1杯分の食品」を食べずに、捨てていると言われている。墨田区では、そのような食品ロスの削減を目指し、区民や事業者とともに取組を進めにくため、令和5年度に「墨田区食品ロス削減推進計画」を策定した。

キーワードは「E-do（江戸）logy」。3つのE(① Ecology(共生) ② Enjoy (楽しむ) ③ Education (教育))を軸とし、究極の資源循環型社会といわれた江戸時代のもったいない文化を継承することで食品ロスの削減につなげる。具体的な成果指標は次のとおり。

ア 墨田区家庭系食品ロス量

平成12年度（実績）	令和3年度（実績）	令和12年度（目標）
7,280トン	4,657トン	3,640トン

イ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている区民の割合

令和4年度（実績）	令和12年度（目標）
92.6%	100%

ウ 食支援ネットワークと連携したフードドライブ回収量

令和4年度（実績）	令和12年度（目標）
2,064 kg	5,000Kg

(2) 食品ロス削減対策

ア フードドライブ

本来食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）を削減するため、賞味期限のある未利用食品を回収し、福祉施設等を通じて有効活用を図っている。古着等の回収と同時開催のイベント回収や催事等の回収のほか、令和4年度から、すみだ清掃事務所やコンビニエンスストアなどで常設窓口を設置している。また、回収した未利用食品を一括で管理する食品ロス対策拠点（立川リサイクルストックヤード）を開設し、食品の収集、仕分け、保管、配送を行っている。

〈回収実績〉

（単位：kg）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イベント	341	273	829	696	1,783	877
常設窓口	—	—	—	—	281	1,394
合計	341	273	829	696	2,043	2,271

〈食品ロス対策拠点〉

名称	所在地	敷地面積	建物概要	備考
立川リサイクルストックヤード 3631-9050	立川2-9-5	571.89 m ²	439.85 m ² （延床面積） 鉄骨造 平成11年竣工	

イ フードパンツリー

NPO法人との共催により、アートや音楽にふれながらの子育て世帯の「よりどころ」として開催し、未利用食品を提供している。

(3) 資源循環・地域連携促進補助事業

ゼロカーボンシティの実現のため、令和5年度から実施した事業。地域と連携した資源循環の取組を実施する活動に対し、事業化に向けた経費の一部を補助する。令和5年度は5団体の事業を採択した。1件あたりの補助率及び補助上限額は以下のとおり。

申請内容	補助率	補助上限額
新規申請（1年目）	補助対象経費の10分の10以内	1件あたりの補助対象経費は
継続申請（2年目）	補助対象経費の10分の7以内	100万円を上限とする。
継続申請（3年目）	補助対象経費の10分の5以内	

4 清掃事業

（1）清掃事業の概要

平成12年4月、都区制度改革の実現により、東京23区は基礎的自治体に法的位置付けがなされたこととなった。清掃事業はこの制度改革の一環として、都から区に移管された。

現在、区民生活に最も身近な家庭ごみの収集・運搬は区が直接行っており、中間処理(焼却等)は、「東京二十三区清掃一部事務組合」が行い、最終処分は、東京都に委託している。

区は、「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」を制定して、廃棄物の発生抑制、3Rの推進および廃棄物の適正処理の事業を展開している。事業を効率的に推進していくための体制として、「すみだ清掃事務所」、「すみだ清掃事務所分室」及び、作業拠点として活用する待機所（1か所）があり、地域特性を活かした廃棄物の収集運搬の中継機能として活用する「向島ストックヤード」等の諸施設を整備・運営している。

（2）ごみ収集など

区では、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみの区分で分別して収集している。

なお、平成19年7月から、一部の地域でごみの分別を変更したサーマルリサイクルモデル収集を開始し、平成20年10月から区内全域で本格実施を行った。

粗大ごみは申込制により、年末年始を除き毎日収集を行っている。

墨田区のごみ量は、平成元年度をピークに年々減少傾向にあったが、ここ数年の区内人口の増加に伴い、平成29年度のごみ量は、増加に転じたが、その後は、横ばい傾向となっている。今後もごみ減量に向け、区外からの転入者に対するごみの適正分別排出の周知を徹底する必要がある。そのため、行政による普及啓発事業の重要性は、ますます高まっている。

・収集頻度 平成12年 4月 清掃事業区移管

燃やすごみ：週2回、燃やさないごみ：週1回

資源物：週1回

平成18年 7月 粗大ごみ日曜日収集・持込受付開始（日曜持込は、令和元年度末をもって廃止）

平成19年 7月 一部モデル地域のみ、燃やさないごみ収集を隔週に変更

平成19年 10月 モデル地域拡大

平成20年 10月 本格（全域）実施。燃やさないごみ収集を月2回に変更

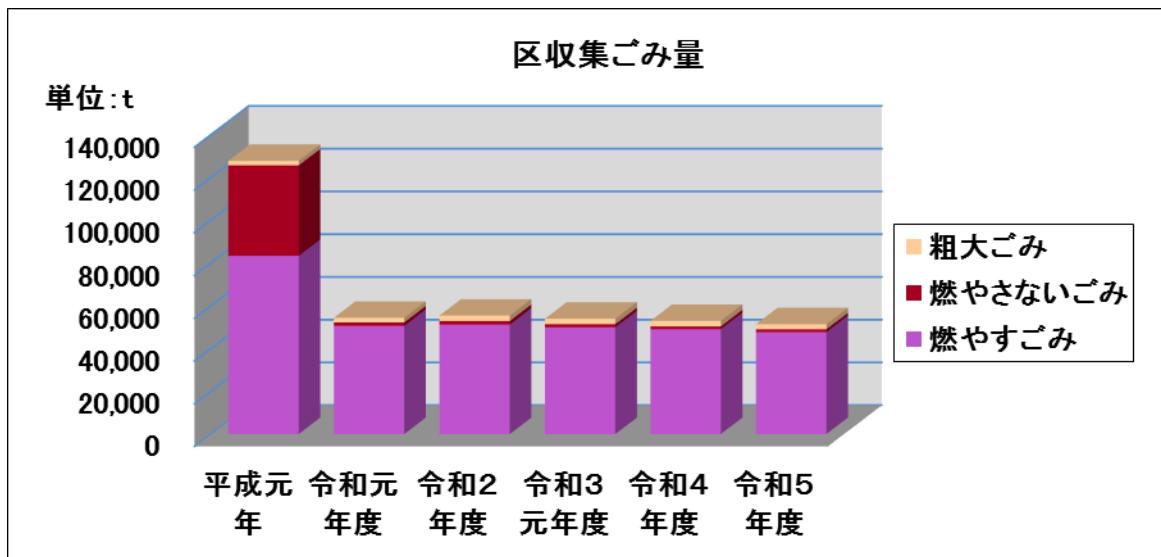
平成22年 4月 主要幹線道路沿道や主要駅周辺地域で早朝回収を開始

平成24年 4月 新タワー開業に合わせ第二期早期収集を開始

<区収集ごみ量実績の推移>

(単位:t)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回収量	54,009	54,371	55,423	53,954	52,936	51,387



ア 燃やすごみ

家庭から排出される、生ごみ、紙屑、少量の木屑、ゴム、革製品等の燃やすごみは、ふた付きの容器または中身の見える袋で資源・ごみ集積所に出すことを原則とする（ゴム、革製品は、平成 20 年 10 月のサーマルリサイクル本格実施から、燃やすごみに分別変更）。

<燃やすごみ収集実績の推移> (単位:t)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回収量	50,303	50,614	51,227	49,975	49,091	47,716

イ 燃やさないごみ

家庭から排出される、金属、ガラス、陶磁器等の燃やさないごみは、ふた付きの容器または中身の見える袋で資源・ごみ集積所に出すことを原則とする（ゴム、革製品は、平成 20 年 10 月のサーマルリサイクル本格実施から、燃やすごみに分別変更）。

収集時に爆発や清掃車両火災の危険性があるスプレー缶、カセット式ボンベ、ライター等は、中身を使い切ってから、他の燃やさないごみとは別の袋で排出するよう指導している。

平成 30 年度から燃やさないごみの更なる減量化をめざし、蛍光灯、陶磁器製食器のピックアップ回収（別袋排出）を本格実施し、リサイクルを推進している。

<燃やさないごみ収集実績の推移> (単位:t)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回収量	1,608	1,603	1,643	1,401	1,278	1,272

ウ 粗大ごみ

家庭で不要になった家具・家電製品（家電リサイクル法対象品目及び、家庭系パソコンを除く）等の大きなごみ（原則として一辺の長さが30cm以上のもの）は粗大ごみとして、事前の申し込みにより有料で処理している。料金の徴収は、「有料粗大ごみ処理券（シール）」を廃棄物に貼付することによる前納方式を採用している。粗大ごみ券は、A券（200円）・B券（300円）の2種があり、料金に合わせて貼付する。収集の申し込みは、日本電気㈱が運営する「粗大ごみ受付センター」に受付業務を委託している。

平成18年7月から、粗大ごみの日曜収集を実施している。（日曜持込は、平成18年7月から開始し、令和元年度末をもって廃止）

各家庭で大掃除を行う年末や、転勤などによる転居が多数発生する3・4月に申し込みが集中する傾向にある。

また、65歳以上の高齢者のみの世帯及び障害者のみの世帯のうち、自ら粗大ごみを指定された場所まで運び出すことが困難で、近隣の方や身内の方の協力が得られない場合、職員が排出場所まで運び出す「粗大ごみの運び出し事業」を行っている。令和5年度は、729件の申請があった。

＜粗大ごみ収集量の推移＞

（単位：t）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収量	2,098	2,154	2,552	2,578	2,567	2,399

＜令和5年度 主な粗大ごみの収集状況（収集件数順に抜粋）＞（単位：個）

ふとん	27,581	電気掃除機	7,337
タンス（高さ90cm未満）	16,657	スーツケース	6,828
いす（応接用を除く）	14,781	パイプ類（棚・ハンガー）	6,232
衣装箱	9,595	照明器具	5,867
敷物	9,337	タンス（高さ90cm以上）	5,384
テーブル	9,013	マットレス	5,241

エ 特定資源物（資源回収に関する詳細は、「2 3R推進事業」に掲載）

古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチックを特定資源物として、週1回資源・ごみ集積所で回収している。なお、品目ごとに排出することを原則としている。

オ 事業系ごみ

事業活動から生じるごみは、事業者自らの責任で適正に処理することが原則である。

しかし、小規模事業所のごみについては、家庭ごみの収集に支障のない範囲で、有料で収集を行っている。事業者は、ごみ処理手数料として墨田区有料ごみ処理券（シール）を購入し、シールに店や会社の名前を記入、廃棄物に貼付してごみを排出する。（1事業所につき、1回あたり45リットルごみ袋を5袋まで）

事業系ごみの処理券は、令和6年3月末現在、70リットル（1セット5枚、3,045円）・45リットル（1セット10枚、3,910円）・20リットル（1セット10枚、1,740円）・10リットル（1セット10枚、870円）の4種類がある。（令和5年10月料金改定）

カ 収集できないもの

以下のものについては、清掃事務所による収集を行っていない。処理については、購入店やメーカーに依頼する。相談先が不明な場合は、回収事業者を清掃事務所で紹介している。

- ・有害なもの、危険性のあるもの、引火のおそれのあるもの、著しく悪臭を発するもの。

（例）塗料・薬品類、注射針、ガスボンベ類、石油類、未使用の花火・マッチなど

- ・処分場の管理または処分作業に支障をきたすおそれのあるもの。

（例）消火器、金庫、石膏ボード・レンガ、コンクリート、石、土、砂（ペット専用砂除く）

など

- ・事業者に回収責任があるもの

（例）自動車、オートバイ、タイヤ、バッテリー、ピアノなど

- ・家電リサイクル法対象品目

テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機

- ・家庭系パソコン

デスクトップパソコン（プリンタ、スキャナーを除く）、ディスプレイ、ノートパソコン

（3）し尿の処理

公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り戸数は減少しており、やむを得ない事由で水洗化できない家庭についてのみ収集を行っている。なお収集は、葛飾区（清掃事務所）に委託している。

収集後のし尿の処理方法は、従来は千葉県勝浦沖で海洋投入していたが、海洋汚染等の問題に対応するため、平成11年度からは、東京二十三区清掃一部事務組合の品川清掃作業所に運搬して一定の処理を加え固形分を取り除いた後、下水道放流基準内に希釈し、下水道へ放流している。

（4）動物死体処理

家庭の飼い犬や猫などの動物死体は、飼い主の責任による処理が原則である。しかし、都市部においては自ら処理することが困難な場合が多いため、飼い主の申請により重量25kg未満の場合については、清掃事務所が引き取り処理を行っている。

飼い主あるいは土地・建物の占有者から処理の依頼があった場合は、1頭につき処理手数料2,600円を徴収し、引き取った動物死体を処理業者に委託して火葬・埋葬している。

道路上にあった動物死体は、各道路管理者が処理することになっている。現在、都道については、東京都から委託を受け、清掃事務所が収集を行い、都が処分を行っている。

＜令和5年度 動物死体処理実績＞

（単位：頭）

処理区分	処理頭数	種 別			保管分
		犬	猫	その他	
届出分	246	25	93	128	0

都道	73	1	15	51	6
合計	319	26	108	179	6

(5) 業務指導等

ア 排出指導

燃やすごみ・燃やさないごみの分別の不徹底、不法投棄、収集日以外の排出、事業系ごみの有料ごみ処理券の不貼付や料金不足、資源・ごみ集積所の問題など、ごみの排出方法に関するさまざまな問題に対処するため、「排出指導班」を設置している。「排出指導班」は一般的な指導やPRでは改善困難な苦情や要望に対応するため、区民や事業者との直接対話を基本とした排出指導や、地域に根ざした相談・広報活動を展開し、きめ細かな指導を日常的に行っている。

イ 事業用大規模建築物に対する排出指導

事業用途に供する延床面積が1,000m²以上の建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出、再利用に関する計画書の提出を条例により義務付けるとともに、個々の建築物に立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導及び助言を行っている。

また、1,000m²未満の建築物の所有者に対しても、規則により同趣旨の協力を求めている。該当建築物においては、年度途中における廃棄物管理責任者の任免も想定されるため、廃棄物管理責任者講習会は年2回開催している。

* 廃棄物管理責任者の選任や計画書の提出については、平成18年4月1日の規則改正により、1,000m²以上は義務化され、それ未満は協力を求めることがとなった。

(参考) 大規模建築物件数 ※令和5年度末現在 区立小・中学校も含む

	延床面積 1,000～3,000 m ² 未満	延床面積 3,000～10,000 m ² 未満	延床面積 10,000 m ² 以上	合計
オフィスビル	129	45	19	193
店舗ビル	40	13	9	62
工場・研究所	22	9	5	36
その他	66	88	30	184
合計	257	155	63	475

ウ 大規模建築物における廃棄物保管場所等の設置

生活環境及び公衆衛生の向上を目的に、延床面積1,000m²以上の大規模建築物等※の建築者に対して、条例により廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置を義務付けている。

また、1,000m²未満の建築物の建築者に対しても、規則により同趣旨の協力を求めている。令和5年度に受付を行った設置届出は、1,000m²以上112件、1,000m²未満69件であった。

※15戸以上の共同住宅または15部屋以上の寄宿舎もしくは長屋。3階建て以上で、10戸以上の共同住宅または10部屋以上の寄宿舎もしくは長屋

エ 事業系一般廃棄物保管場所の設置

事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

(墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の第三章、第三節、第五十一条参照)

(6) 不法投棄対策

年末年始や引っ越し時期など、ごみ量が特に多い時期を中心に、清掃事務所・道路公園課（現道路・橋りょう課、公園課）の職員及び「リサイクル清掃地域推進委員」による巡回パトロール並びに不法投棄防止のPRに努めている。不法投棄は、投棄した者に原状回復させることが原則ではあるが、土地等の管理者にも不法投棄を招かないような適切な管理が求められる。なお、区道上及び区立公園内における不法投棄物の効率的な処理を図るため、区民からの通報を受けた場合、すみだ土木事務所と連携し処理を行っている。

(7) 持込ごみの受付

事業系一般廃棄物を事業者が自ら運搬し処理施設に持ち込む場合、または一般廃棄物処理業の許可業者が委託を受け処理施設に持ち込む場合は、清掃事務所もしくは、東京二十三区清掃一部事務組合に事前の持込み申請を行い、承認を得る必要がある。

持込み処理は、持込み申請者が区長又は東京二十三区清掃一部事務組合管理者の承認を受けて事業系一般廃棄物を処理施設に持ち込むことをいう。この持込み処理には、定期的に、または継続的に（概ね1週間に1回以上）処理施設等に持ち込む「継続持込」と、臨時の場合は、「継続持込」にならない程度の「臨時持込」の2区分に分かれる。

※東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設（清掃工場・不燃ごみ処理センター）に持ち込む場合は、同組合の廃棄物処理手数料17.5円／kgが必要となる。（令和5年10月料金改定）

※最終処分場に持ち込む場合は、区の廃棄物処理手数料9.5円／kgが必要となる。

(8) マニフェスト（一般廃棄物管理票）の受付

事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出する事業者、または臨時に排出する事業者が、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し処理施設に持ち込む場合、または一般廃棄物処理業の許可業者に委託して処理施設に運搬させる場合は、条例により廃棄物の種類、排出場所・排出量等を記載した「マニフェスト（一般廃棄物管理票）」を、処理施設に引き渡すことを義務付けている。

1日平均100kg以上排出する事業者は、清掃事務所に対して予め「マニフェスト適用対象事業者届」を提出することとなっている。

(9) 墨田区の特性を活かした清掃事業の展開

区では、基礎的自治体に相応しい、地域特性を踏まえた清掃事業を展開している。地域の住環境やごみ量の変化に的確に対応するため、平成16年3月15日からは、区の北部と南部の2つに分かれていた収集作業計画を統合し、より効率的に収集できる体制のもとで事業を推進している。

ア 早朝収集の実施

生ごみを餌にするカラスや猫、ねずみなどによる資源・ごみ集積所の鳥獣被害を防ぐため、区内随一の繁華街JR錦糸町の駅前商店街において、午前7時台に早朝収集を実施している。

イ 防鳥ネットの貸し出し

集積所におけるカラスなどによる鳥獣被害を防ぐ為に、防鳥ネットの貸し出しを行っている。令和5年度は、希望があった414か所の集積所に対して貸し出しを行った。

また、東墨田地区に、鳥獣被害対策として、折り畳み式の箱型ごみストッカーを令和元年度に試行設置した。

ウ 高齢者宅等への戸別収集（ふれあい収集）

概ね65歳以上の高齢者及び心身に障害のある方のみの世帯のうち、周辺から手助けが得られないため、指定の時間や集積所にごみや資源を出せない世帯を対象に、玄関先までの戸別収集を行っている。令和5年度末現在は、519世帯を対象に収集を行った。

エ すみだSQ隊の編成

清掃事務所職員が収集現場で区民などの急病や事故に遭遇した際、救急車到着までの間に応急措置を施し救命活動に寄与することができるよう、全職員が救急救命講習を受講し、「すみだSQ隊」を編成している。

オ 資源物（古紙等）の持ち去り防止対策

資源回収に出された資源物（古紙等）を区指定の業者以外の者が持ち去る「持ち去り行為」を防止するため、平成16年10月から防鳥ネットや資源・ごみ集積所看板に取り付けられる資源持ち去り防止シートの配布を始めた。平成18年10月には条例を一部改正し、持ち去り行為の禁止規定を追加することで、根拠を明確にした。しかし、持ち去り行為の減少には至っておらず、更なる対策強化が必要とのことから、平成20年3月、墨田区に資源物を譲渡する意思を表示したシール及び新聞専用回収袋を作成し、対策に協力いただける区民等に対して配布を開始した。平成21年3月には、集団回収用のシール及び新聞専用回収袋も作成し、配布を開始した。さらに、平成22年6月に条例の一部改正を行い、持ち去り行為の禁止命令違反者に対する罰則規定を追加し、防止対策の強化を図った。

また、持ち去り防止に関する区民への協力を呼びかける文言を平成28年度からコンテナボックスに直接印字をしている（平成27年度はコンテナボックスにシールを貼付）。

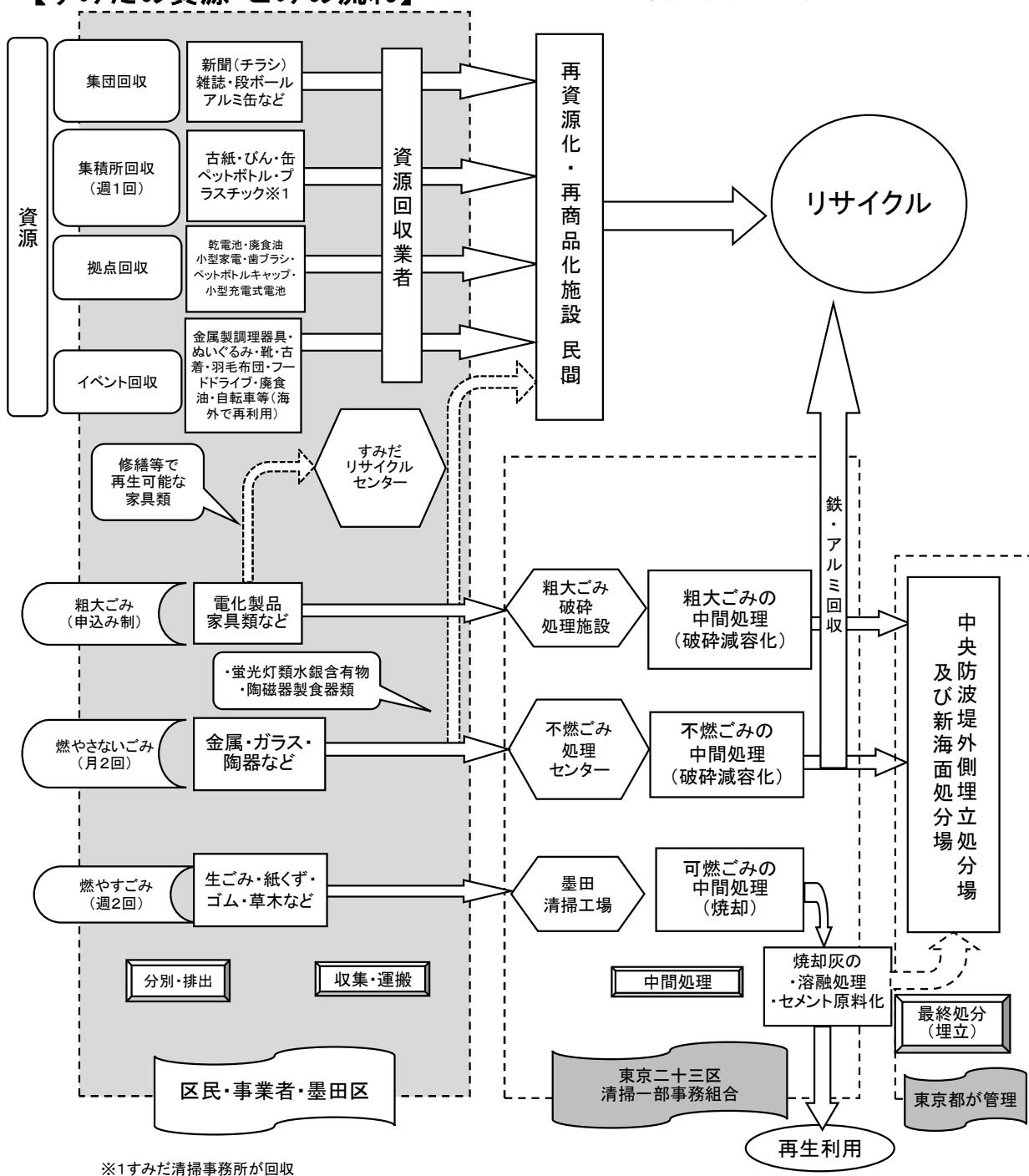
なお、委託業者による毎早朝パトロール（日曜日及び年末年始を除く）及び清掃事務所職員による自主的な取組として持ち去り通報などに基づいた地域重点パトロールを実施している。令和5年度は職員による早朝パトロールを延べ248回実施し、持ち去り行為を行った者に対して延べ118回の口頭注意を行った。

(10) 清掃事務所等の概要(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在	敷地面積	建物概要	備 考
すみだ清掃事務所 5608-6922	業平 5-6-2	3,962.18 m ²	3,022.14 m ² (延床面積) S R C 造 地上4階の1・2階部分と地下1階 平成12年2月竣工	清掃車両車庫 (保有車両) 小型プレス車2台 小型ダンプ車2台 軽小型ダンプ車8台 軽小型貨物車5台 軽貨物車3台 乗用車1台
すみだ清掃事務所分室 3613-2228	東向島5-9-11	556.47 m ²	1,394.01 m ² 延床面積 S R C 造 地上3階 地下1階 平成5年竣工	(保有車両) 軽小型ダンプ車3台 軽小型貨物車 2台 軽貨物車 6台
向島ストックヤード	向島5-9-1	1,993.61 m ²	302.00 m ² (延床面積) R C 造 2階建	粗大ごみ等積替中 継 清掃車待機所
すみだ清掃事務所業平待機所	東駒形4-15-15	281.18 m ²	788.76 m ² (延床面積) S (一部R C) 造 地上4階 地下1階 平成元年竣工	スカイツリー周辺 地域清掃活動拠点
すみだリサイクルセンター 5611-7740	横川5-10-1 -111	110.65 m ²	110.65 m ² (占有面積) S R C 造 地上14階の1階部分 平成8年竣工	粗大ごみの展示、 配布 令和2年、江東橋三丁目から移転
立川リサイクルストックヤード 3631-9050	立川2-9-5	571.89 m ²	439.85 m ² (延床面積) 鉄骨造 平成11年竣工	令和6年4月1日 をもって環境政策課へ引き継いだ
旧すみだ清掃事務所亀沢事業所	亀沢1-8-3	301.31 m ²	1,467.04 m ² (延床面積) S R C 造 地上8階 地下1階 平成3年竣工	令和4年8月1日 より令和5年2月 5日まで分室の長期修繕に伴う一時 移転先として使用 した。

【すみだの資源・ごみの流れ】

※令和6年4月1日現在



5 普及啓発事業

3 Rの推進やごみ減量を実現するためには、深刻化するごみ問題等について、区民や事業者に現状やその対策についての情報を公開し、区民や事業者自らの取組を促すことが必要である。そのため、さまざまなキャンペーンやイベントを通して各種普及啓発事業を展開している。

キャンペーンやイベントのなかでは、3 Rの中でも優先度の高い2 Rの推進を重点として、ごみを発生させない、物を譲り合ったり修理して繰り返し使うライフスタイルや、再生品の積極的な活用、レジ袋削減につながるマイバッグ利用の推奨などを呼びかけている。

さらに、ごみと資源物の分け方・出し方を 24 時間 365 日、瞬時に解決する A I 機能を搭載した「墨田区ごみ分別案内チャットボット」を、東京 23 区で初めて導入した。

(1) イベント・キャンペーンなど

ア クリーンキャンペーン

関東甲信越静環境美化推進連絡協議会では、毎年 5 月 30 日を“関東地方環境美化の日（ごみゼロデー）”と定め、この日を中心にして積極的に美化活動に取り組んでいる。これを受け、墨田区においても、区民が自主的に町の清掃活動を行う『クリーンキャンペーン』を昭和 59 年から毎年実施しており、令和 5 年度で 38 回目を迎える。とりわけ、平成 12 年 7 月に「区民宣言」として行われた『すみだ やさしいまち宣言』では、区民の行動指針として、「環境に配慮し、限りある資源を大切にする“環境にやさしいまち”の実現に努めます」と謳っており、本キャンペーンはその実践活動の中心的な取組となっている。

イ 古着の回収事業（イベント回収事業）

区民のごみ減量及びリサイクル意識の持続を目的として、区立公園、みどりコミュニティセンター、すみだ清掃事務所、区庁舎を会場とし、古布・古着の回収イベントを実施している。令和 5 年度は計 24 日間実施し、延べ 8,896 人の参加があり、約 58 t の古布・古着を回収した。

ウ ポスターコンクール

3 R 促進ポスターコンクール（環境省及び 3 R 活動推進フォーラムが主催）に応募した。作品は区内の小学校・中学校から募集した。なお、令和 5 年度は、佳作作品が 1 点選出された。

エ 各イベント等への出展

環境フェア、墨田清掃工場夏休み見学会及びすみだまつり等に出展し、ごみ減量やごみの分別、食品ロス削減の普及啓発を行っている。

<令和 5 年度実績>

イベント名	開催日	出展内容
すみだ環境フェア	令和 5 年 6 月 24 日（土） 6 月 25 日（日）	・「わかるくん」での収集体験 ・フードドライブ など
墨田清掃工場夏休み見学会	令和 5 年 8 月 26 日（土）	・「わかるくん」での収集体験 ・アンケートクイズによるプラスチック資源回収の周知状況確認 など
すみだまつり	令和 5 年 9 月 30 日（土） 10 月 1 日（日）	・収集体験 ・「プラスチックの資源回収・リサイクル事業」相談 など
すみだ環境フェア in イトーヨーカドー曳舟店	令和 5 年 10 月 28 日（土）	・「わかるくん」での収集体験 ・プラスチックリサイクル事業相談会 ・事業系有料ごみ処理券相談会

(2) 冊子・リーフレット等の発行

- ア 資源・ごみの分別方法を記載したパンフレット「資源とごみの分け方・出し方（保存版）」を令和6年4月から本格実施のプラスチック資源回収を掲載したものを作成し、墨田区内に全戸配付した。なお、英語版、中国語版、韓国語版、やさしい日本語版についても、希望する方に対し配付した。
- イ 小学校4年生を対象とした環境啓発冊子「できることからはじめよう！」を作成した。
- ウ 地域ごとの収集日と収集種別を記載した収集日カレンダーを作成した。

(3) 環境学習

ア 出前講座

次代を担う子どもたちが、3Rの大切さや、ごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう、区内小学校の4年生を対象にして、職員による出前講座を実施している。講座では、ごみの分別や3Rの方法についての説明のほか、校庭内に環境啓発車「わかるくん」を運び、ごみ収集の実演も行っている。「わかるくん」による実演については、その学習効果を高めるため、平成16年度から導入され、清掃車両の一部を透明アクリル樹脂板で覆い、普段見ることが出来ない中の構造を見やすくしたもので、現在の車両は、平成31年3月に納車されたものである。なお、令和5年度は区立小学校13校で実施した。

イ ICTを活用した環境学習

小学4年生社会での習得が必須となった廃棄物処理について、各小学校でカリキュラムに取り入れやすくなるよう、すみだ清掃事務所の環境学習プログラムを区ホームページに公開した。また、公開が令和2年5月だったため、コロナ禍においては、家庭学習の充実の一助として寄与した。その後は、家庭学習の支援コンテンツとして定着している。

(4) フリーマーケット後援

家庭で不用になった生活用品を持ち寄って販売し、必要な人に再活用してもらうという、3Rの普及・啓発に資する趣旨のフリーマーケットを開催する場合において、主催する区民（団体）等の活動を後援している。

<令和5年度フリーマーケット後援名義使用申請承認実績>

- ・錦糸公園フリーマーケット（「リサイクル運動市民の会」主催） 11回
- ・大横川親水公園フリーマーケット（「環境を考える市民の会」主催） 12回

(5) 墨田区ごみ分別案内チャットボット（ごみ分別AI（人工知能）サービス）の導入

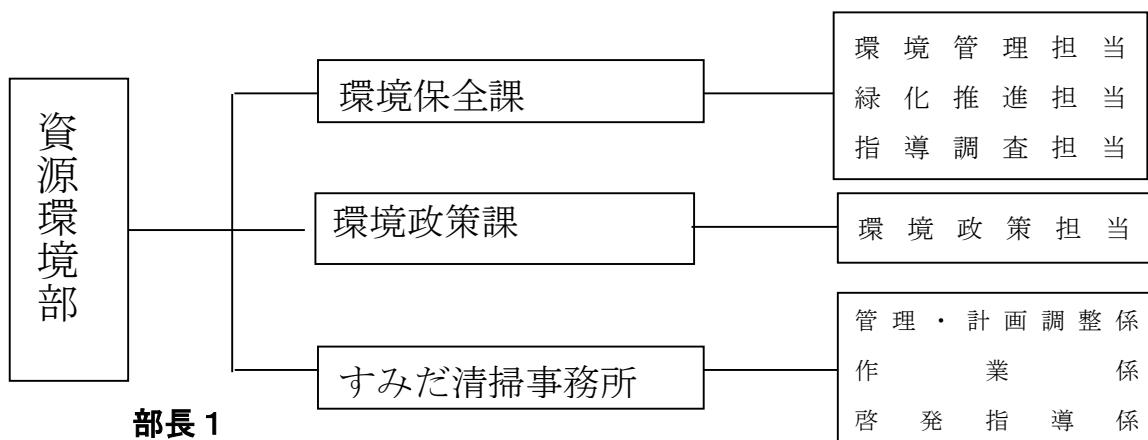
資源とごみの分け方・出し方について、パソコンやスマートフォンから簡単に検索できるAI（人工知能）機能を搭載した「墨田区ごみ分別案内チャットボット」を、東京23区初の運用として、平成30年7月から開始している。機能には、分別案内を含む「資源物・ごみ」に関する情報

(粗大ごみ処理手数料、資源の回収拠点場所等)などを搭載している。

24時間365日、ごみの問合せが可能であり、区民の利便性向上につなげている。

【資料】

資源環境の組織と業務分担（6.4.1 現在）



【環境保全課の業務分担】

※課長1・主査4・係員23（再任用・会計年度任用含）計28名

環境管理担当

資源環境部の総括に関すること
環境保全対策の企画、調整及び推進に関すること
墨田区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関すること
環境保全関係事務の連絡調整に関すること
環境保全の啓発に関すること
資源環境部の庶務その他部内の他の課に属しないこと

緑化推進担当

緑化推進の計画に関すること
自然保護に関すること
緑と花の学習園に関すること
民有地及び公共の緑化推進に関すること
工場立地法に基づく届出等に関すること

指導調査担当

環境の調査及び監視に関すること
工場認可及び指定作業場の届出に関すること
公害防止の技術指導及び公害に係る苦情の相談処理に関すること
公害防止及び環境保全に係る助成の調査に関すること
アスベスト対策に関すること

公害関係法令等に係る各種届出、報告及び証明に関すること
電波障害の相談に関すること
空き地の管理の適正化に関すること

【環境政策課の業務分担】

※課長 1・主査 2・係員 3（再任用・会計年度任用含）計 6 名

環境政策担当

環境政策の企画立案及び調整に関すること
資源循環の推進に関すること
環境政策の調査及び研究に関すること
地域循環共生圏の形成に関すること
資源環境部の所管する審議会に関すること
すみだ環境共創区民会議に関すること
すみだ環境の共創プランに関すること
一般廃棄物処理基本計画に関すること
災害廃棄物処理計画に関すること
環境教育に関すること
雨水利用に関すること

【すみだ清掃事務所の業務分担】

※所長 1・係長 3・主査 1・統括技能長 2・技能長 11・担当技能長 3

・係員 88（再任用・会計年度任用含）計 109 名

管理・計画調整係

所の庶務に関すること
廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料に関すること（作業係に属するものを除く。）
作業用自動車（作業係に属するものを除く。以下同じ。）の運行及び管理に関すること
作業用自動車の事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること
作業用自動車及び作業用具の修理に関すること
作業用自動車の物品、材料及び燃料の管理に関すること
作業用自動車の運行作業の統計に関すること
作業計画の策定に関すること
リサイクル事業及び清掃事業に係る総合的な企画、調整等に関すること
東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会に関すること（作業係に属するものを除く。）
分別収集計画に関すること

一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査及び計画に関すること
廃棄物の排出量の算定に関すること
清掃事業に係る統計に関すること
すみだリサイクル清掃地域推進委員に関すること
上記に掲げるもののほか、資源環境部長(以下「部長」という。)が必要と認めること

作業係

廃棄物の収集及び運搬に関する事項（管理・計画調整係に属するものを除く。）
東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関する事項
動物の死体の処理に関する事項
廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の減額及び免除に関する事項
廃棄物の収集及び運搬作業の統計に関する事項
作業用軽自動車の運行及び管理に関する事項
作業用軽自動車、雇上げの自動車及び作業員の事故防止及び作業実施上等の事故の処理の指導に関する事項
作業用軽自動車及び作業用具の修理に関する事項
作業用軽自動車の物品、材料及び燃料の管理に関する事項
作業用軽自動車、雇上げの自動車及び作業員の運行作業の統計に関する事項
清掃事業に係る住民指導、住民相談及び苦情処理に関する事項（啓発指導係に属するものを除く。）
大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関する事項
すみだリサイクルセンターの運営に関する事項
リサイクル事業に係る統計に関する事項
再生利用業の指定に関する事項
上記に掲げるもののほか、部長が必要と認めること

啓発指導係

ごみの減量に関する事項
リサイクル事業及び清掃事業に関する啓発及び指導に関する事項
自動販売機届出事業に関する事項
3Rの推進に関する事項。
一般廃棄物処理業の許可及び指導に関する事項
浄化槽の届出及び指導に関する事項
浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事項
大規模排出事業者等の排出指導に関する事項
上記に掲げるもののほか、部長が必要と認めること

墨田区における環境行政の変遷（昭和 44 年以降）

1 条例・規則・要綱の制定及び主なできごと等

- 昭和 45 年 都公害防止条例施行（4月）、あき地の管理の適正化に関する条例制定（10月）
46 年 あき地の管理の適正化に関する条例施行規則制定（4月）
47 年 緑化宣言（3月）、文花 2-12 に苗園完成（7月）
48 年 墨田区の緑化の推進に関する要綱制定（3月）、工場緑化協定実施細目制定（8月）
49 年 緑の救急隊設置要綱制定（5月）、緑化のシンボルマーク決まる（10月）
51 年 保護樹木等の指定に関する実施細目制定（9月）、第1回環境まつり開く（10月）
52 年 墨田区公害自主規制工場指定要綱制定（6月）、墨田区騒音計・振動計貸出要綱制定（6月）、墨田区公害自主規制工場指定実施細目制定（7月）、「区の木」「区の花」選定（9月）、公害自主規制工場制度開始（11月）
56 年 緑と花の学習園オープン（4月）
平成 2 年 墨田区リサイクル都市づくり懇談会答申（12月）
3 年 緑のへい等設置補助金等交付要綱制定（5月）
4 年 墨田区エコストア制度実施要綱制定（3月）、エコストア認定（8月）
5 年 墨田区多層型資源回収システム推進要綱制定（3月）
6 年 雨水利用東京国際会議開催（7月）、墨田区リサイクル関係後援名義使用承認取扱要綱制定（9月）
7 年 墨田区雨水利用推進指針策定（3月）、墨田区環境誘導指針策定（3月）、墨田区環境誘導指針推進本部設置要綱制定（5月）、すみだ環境区民会議設置要綱制定（5月）、墨田区雨水利用促進助成金交付要綱制定（9月）
8 年 墨田区緑の基本計画策定（2月） 墨田区臭気測定パネル設置要綱制定（3月）、墨田区環境誘導指針行動計画策定（3月）、すみだリサイクル活動センター運営要綱制定（12月）、すみだリサイクルの会補助金交付要綱制定（12月）
9 年 すみだリサイクル活動センター開設（1月）
10 年 墨田清掃工場本格稼動（2月）、墨田区地球温暖化防止推進要綱制定（5月）、墨田区リサイクルリーダー派遣制度実施要綱制定（6月）
11 年 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例制定（12月）、墨田区浄化槽清掃業の許可に関する条例制定（12月）
12 年 墨田区一般廃棄物処理基本計画策定（3月）、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則制定（3月）、墨田区浄化槽の清掃等に関する規則制定（3月）、清掃事業が区に移管される（4月）、雨水利用で国際自治体環境賞を受賞（6月）
13 年 墨田区環境管理計画策定（3月）、墨田区地球温暖化防止実行計画策定（3月）、すみだ環境ふれあい館企画運営委員会に関する要綱制定（4月）、すみだ環境ふれあい館開

設（5月）、すみだ環境ふれあい館の管理及び運営に関する要綱制定（5月）、墨田区一般廃棄物処理業許可取扱要綱制定（6月）、墨田区一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する要綱制定（6月）、すみだリサイクルセンター管理運営要綱制定（6月）、墨田区一般廃棄物処理業許可手数料の減免に関する要綱（6月）、墨田区一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱制定（6月）、墨田区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱要綱制定（6月）、墨田区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱制定（6月）、墨田区浄化槽指導要綱制定（6月）、墨田区浄化槽清掃業許可手数料及び浄化槽保守点検業者登録手数料の免除に関する要綱制定（6月）、動物死体処理作業要綱制定（6月）、高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集実施要綱制定（6月）、防鳥用ネット貸付要綱制定（6月）、医療廃棄物取扱要綱制定（6月）、ゴミを収納する袋の規格等に関する要綱制定（6月）、ごみ容器無償貸付要綱制定（6月）、ごみ容器破損補償要綱制定（6月）、すみだリサイクル清掃地域推進委員設置要綱制定（7月）

- 14年 墨田区廃棄物減量等推進審議会設置（2月）、墨田区高齢者・障害者等ごみ・資源戸別収集実施要綱制定（3月）、ボランティアシール交付要綱制定（3月）、光化学スモッグ緊急時対策措置要綱制定（3月）、緑と花のサポーター制度開始（5月）、庁舎に屋上緑化見本コーナー開設（6月）
- 15年 墨田区屋上等緑化整備補助金交付要綱制定（5月）、庁舎付属棟壁面に壁面緑化見本コーナー開設（7月）
- 16年 関野吉晴探検資料室オープン（2月）、墨田区転居廃棄物の持込みに係る取扱要綱制定（2月）
- 17年 墨田区廃棄物減量等推進審議会答申（5月）、雨水東京国際会議開催（8月）、民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱制定（9月）、民間建築物アスベスト調査員派遣業実施要綱制定（9月）、すみだ環境条例制定（12月）
- 18年 墨田区地球温暖化防止実行計画改定（3月）、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則改正（大規模建築物の保管場所関係）（3月）、墨田区廃棄物管理責任者の責務を定める要綱制定（3月）、墨田区再利用保管場所及び廃棄物保管場所の設置要綱制定（3月）、事業系大規模建築物及び大規模建築物における再利用対象物及び廃棄物の適正処理に関する要綱制定（3月）、墨田区一般廃棄物処理基本計画改定（4月）、墨田区環境基本条例推進本部設置要綱（5月）
- 19年 すみだ環境の共創プラン策定（3月）、廃プラスチックのサーマルリサイクルに伴う分別変更モデル収集開始（7月）、同モデル収集の対象地区拡大（10月）
- 20年 墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定（3月）、地球温暖化防止設備導入助成制度開始（7月）、廃プラスチックのサーマルリサイクル（10月）
- 21年 すみだ環境宣言の実施（10月）

- 22年 墨田区の緑化の推進に関する要綱改正(壁面緑化を緑化助成の対象とする。)(1月)、墨田区屋上緑化整備補助金交付要綱改正(墨田区屋上等・壁面緑化整備補助金交付要綱とする。)(1月)、墨田区特別保全樹木等補助金交付要綱制定(2月)、墨田区地球温暖化防止実行計画改定(3月)、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例改正(罰則規定の新設)(6月)、墨田区資源・ごみ集積所の設置等に関する要綱制定(8月)
- 23年 緑の基本計画改定(3月)、墨田区一般廃棄物処理基本計画改定(4月)
- 24年 すみだ環境の共創プラン改定(墨田区地球温暖化対策地域推進計画との合本化)(3月)
- 25年 工場立地法区準則条例制定(3月)、工場立地法に係る事務処理要綱制定(3月)
- 26年 使用済小型家電製品の拠点回収実施(4月)、墨田区緑と花のまちづくり推進地域制度実施要綱制定(6月)、墨田区屋上等・壁面緑化整備補助交付要綱改正(壁面緑化の工法を個別に規定)(8月)
- 27年 墨田区地球温暖化対策実行計画(区事務事業編)改定(3月)
- 28年 第二次すみだ環境の共創プラン策定(墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含)(3月)、すみだ環境ふれあい館閉館(3月)、すみだ環境ふれあい館企画運営委員会に関する要綱廃止(4月)、すみだ環境ふれあい館の管理及び運営に関する要綱廃止(4月)、緑のへい等設置補助金等交付要綱改正(交付要件等の見直し)(9月)
- 29年 墨田区一般廃棄物処理基本計画中間見直し(6月)、墨田区食べきり推奨店登録事業開始(10月)
- 30年 すみだリサイクル活動センター閉館(11月)、すみだリサイクル活動センター運営要綱廃止(12月)
- 令和元年 すみだリサイクルの会補助金交付要綱廃止(3月)
- 2年 すみだリサイクルセンター移転(4月)、墨田区特別保全樹木等補助金交付要綱改正(樹木診断等に要する経費を助成対象とする)(2月)
- 3年 墨田区一般廃棄物処理基本計画改定(4月)、墨田区緑の推進会議運営要綱制定(4月)、すみだゼロカーボンシティ2050宣言の表明(10月)
- 4年 第二次すみだ環境の共創プラン中間改定(3月)、第二次墨田区緑の基本計画・墨田区生物多様性地域戦略策定(3月)、墨田区緑の推進会議運営要綱改正(緑の基本計画委員会を追加)(4月)、墨田区みどりの補助金要綱の制定及び各緑化助成要綱の廃止(8月)
- 5年 資源循環・地域連携促進補助要綱の制定(4月)、廃プラスチック分別収集・再資源化モデル実施(10月)
- 6年 「鳥獣被害対策事業」の実施(緊急対策として)(2~3月)、墨田区食品ロス削減推進計画策定(3月)、墨田区地球温暖化防止設備(次世代自動車)購入助成金交付要

綱制定（4月）、資源循環・地域連携促進補助要綱の一部改正（補助率の改正等）（4月）、墨田区鳥獣被害対策実施要綱制定（4月）、廃プラスチック分別収集・再資源化事業区内全域実施（4月）、「第14回雨水ネットワーク全国大会2024 in すみだ」開催（8月）

2 環境行政組織の変遷

昭和 44 年度～

建設部

計画公害課 · · · 計画調査係、公害対策係

昭和 45 年度～

建築公害部

公害課 · · · 公害規制係、工場施設係

昭和 46 年度～

建築公害部

公害課 · · · 調査係、公害規制係、工場施設係

昭和 50 年度～

環境部

区民環境課 · · · 緑をふやす係

公害課 · · · 調査係、公害規制係、工場施設係

昭和 52 年度～

地域振興部

自治環境課 · · · 緑をふやす係

公害課 · · · 調査係、指導係、工場施設係

昭和 61 年度～

地域振興部

環境対策課 · · · 環境調査係、緑化係、公害相談係、工場施設係

平成 3 年度～

地域振興部

環境対策課 · · · 環境調査係、緑化係、公害相談係、工場施設係

リサイクル推進担当

平成 9 年度～

地域振興部

環境対策課 · · · 環境調整係、緑化係、環境推進係、指導相談係

清掃事業移管準備室

清掃準備担当

リサイクル推進担当

平成 12 年度～

環境清掃部

清掃課 ··· 管理係、計画係

向島清掃事務所 ··· 管理係、作業係

本所清掃事務所 ··· 管理係、作業係、なりひら清掃事業所

リサイクル推進課

環境保全課 ··· 環境調整係、緑化係、環境推進係、指導相談係

平成 13 年度～

地域振興部 **環境担当**

リサイクル清掃課 ··· 管理担当、労務担当、作業計画担当、ごみ減量担当

普及啓発担当、資源回収担当

向島清掃事務所 ··· 管理係、作業係

本所清掃事務所 ··· 管理係、作業係、なりひら清掃事業所

環境保全課 ··· 環境調整担当、環境管理担当、緑化推進担当、雨水利用担当、環境調査担当、指導相談担当

平成 14 年度～

地域振興部 **環境担当**

リサイクル清掃課

向島清掃事務所 ··· 管理係、作業係

本所清掃事務所 ··· 管理係、作業係、なりひら清掃事業所

環境保全課 ··· 環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、環境調査担当、指導相談担当

平成 15 年度～

地域振興部 **環境担当**

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所 ··· 管理係、作業係、指導係、車両係

環境保全課 ··· 環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、環境調査担当、指導相談担当

平成 17 年度～

地域振興部 環境担当

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所 · · · 管理係、作業係、車両係

環境保全課 · · · 環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、指導調査担当

平成 20 年度～

区民活動推進部 環境担当

リサイクル清掃課

すみだ清掃事務所 · · · 管理係、作業係、車両係

環境保全課 · · · 環境管理担当、緑化推進担当、環境啓発担当、指導調査担当

平成 23 年度～ ※リサイクル清掃課とすみだ清掃事務所の統合は 23 年 5 月

区民活動推進部 環境担当

環境保全課 · · · 環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所 · · · 管理係、作業係、計画係、ごみ減量・資源係、許可係

平成 25 年度～

区民活動推進部 環境担当

環境保全課 · · · 環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所 · · · 管理係、作業係、計画調整係、啓発指導係

平成 28 年度～

都市整備部 環境担当

環境保全課 · · · 環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所 · · · 管理係、作業係、計画調整係、啓発指導係

平成 31 年度～

都市整備部 環境担当

環境保全課 · · · 環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

すみだ清掃事務所 · · · 管理・計画調整係、作業係、啓発指導係

令和 5 年度～

資源環境部

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

資源循環推進担当

すみだ清掃事務所・・・管理・計画調整係、作業係、啓発指導係

令和6年度～

資源環境部

環境保全課・・・環境管理担当、緑化推進担当、指導調査担当

環境政策課・・・環境政策担当

すみだ清掃事務所・・・管理・計画調整係、作業係、啓発指導係

すみだ環境区宣言

—かけがえのない地球を未来の子どもたちへ—

私たちの住む地球は、多様な生命の営みにより育まれ、多くの人々の英知と努力により守られてきました。この地球を、美しいままに未来の子どもたちへ引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務です。

私たちの暮らす墨田区は、悠久の流れをたたえた隅田川と先人の力によって生まれた荒川の二つの河川に抱かれた豊かな水辺の地にあります。この地の自然をはじめとして、江戸下町文化を育んできた環境を守り、より豊かにして引き継ぐことは、墨田区に住み、働き、学び、集う私たちの願いです。

私たちは、自然の恵みに感謝するとともに、国内外の人々との交流を深め、共に手を携えて、この愛する墨田区を「環境にやさしいまち すみだ」として未来の子どもたちへ引き継ぐため、次のとおり行動することを宣言します。

- 1 地球温暖化を防ぐクリーンなエネルギーを導入し、低炭素型のまちをつくります。
- 2 水辺と緑を守り増やし、自然と共生するまちをつくります。
- 3 ごみを減らし、資源を大切にするまちをつくります。
- 4 雨をたくわえ、水の恵みを活かしたまちをつくります。
- 5 生活環境を守り、安全で安らぎのあるまちをつくります。
- 6 環境について学び、行動し、発信するまちをつくります。

平成21年10月1日



すみだゼロカーボンシティ2050宣言 ～脱炭素社会の実現を目指して～

墨田区は、かけがえのない地球を未来の子どもたちに引き継ぐため、「環境にやさしいまち すみだ」の実現に向けた取組を積極的に推進しています。

しかし、近年、世界各地及び日本において、極端な気象現象による自然災害が発生し、私たちの生命や財産を脅かすとともに、区民生活にも大きな影響をもたらしています。

2018年に公表された国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示されました。また、2015年に国連で採択されたSDGsでは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念とする、持続可能な社会の実現を掲げています。

我が国においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、東京都においても、2019年に同様の宣言が行われています。

これらを踏まえ、墨田区においては、地球温暖化を防ぐための行動を加速していくため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す「すみだゼロカーボンシティ2050」を宣言し、区民・事業者・区が協働することにより、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

2021(令和3)年10月5日



ひと、つながる。
墨田区

令和6年版 すみだの環境

(令和5年度の実績)

令和6年10月

編集・発行 墨田区資源環境部環境保全課

〒130-8640

墨田区吾妻橋1-23-20

TEL03-5608-6207